

# 平成20年9月5日（金曜日）

## ○出席議員（19名）

|     |        |    |     |       |    |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 笹川 広美  | 議員 | 12番 | 宮本 空伸 | 議員 |
| 2番  | 諏訪 良一  | 議員 | 13番 | 若狭 明彦 | 議員 |
| 3番  | 堀江 健爾  | 議員 | 14番 | 岩井 礼二 | 議員 |
| 4番  | 宮下 為幸  | 議員 | 15番 | 西村 秀博 | 議員 |
| 6番  | 亀野 富二夫 | 議員 | 16番 | 坂井 幸雄 | 議員 |
| 7番  | 甲部 昭夫  | 議員 | 17番 | 小坂 博康 | 議員 |
| 8番  | 藤本 一義  | 議員 | 18番 | 田中 治夫 | 議員 |
| 9番  | 古玉 栄治  | 議員 | 19番 | 作間 七郎 | 議員 |
| 10番 | 武田 純一  | 議員 | 20番 | 杉本 平治 | 議員 |
| 11番 | 上見 健一  | 議員 |     |       |    |

## ○説明のため出席した者

|         |       |        |        |
|---------|-------|--------|--------|
| 町 長     | 杉本 栄蔵 | 土木建設課長 | 澤 賢造   |
| 副町長     | 小山 茂則 | 農林課長   | 表 辰祐   |
| 教育長     | 池島 憲雄 | 上下水道課長 | 松 栄哲夫  |
| 参事兼総務課長 | 服部 顕了 | 福祉課長   | 坂井 信男  |
| 参事兼監理課長 | 林 富士雄 | 保健環境課長 | 小林 玉樹  |
| 参事兼住民課長 | 岡野 昇  | 会計課長   | 小山 三雄  |
| 企画課長    | 永源 勝  | 教育文化課長 | 堀内 浩一  |
| 情報推進課長  | 広瀬 康雄 | 生涯学習課長 | 吉田 外喜夫 |
| 税務課長    | 大村 義一 |        |        |

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 山 本 正 広

” 澤 井 雅 美

○議事日程（第1号）

平成20年9月5日 午前10時15分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程

- ・ 報告第17号～報告第19号
- ・ 議案第51号～議案第63号
- ・ 認定第1号～認定第8号
- ・ 請願第4号～請願第6号

提案理由説明

午前10時15分 開会

◎開 議

○議長（田中治夫議員） おはようございます。ただいまの出席議員数は19名です。定足数に達しております。

ただいまから平成20年第3回中能登町議会定例会を開会いたします。

諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表として、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田中治夫議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番 武田純一議員、11番 上見健一議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（田中治夫議員） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月19日までの15日間とすることに決定いたしました。

◎議案の一括上程

○議長（田中治夫議員） 日程第3 議案の一括上程

報告第17号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度中能登町一般会計補正予算）

報告第18号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度中能登町老人保健特別会計補正予算）

報告第19号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度中能登町一般会計補正予算）

議案第51号 中能登町公益法人等への職員 の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 について

議案第52号 中能登町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第53号 中能登町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

議案第54号 中能登町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第55号 中能登町特別職報酬等審議会 条例の一部を改正する条例について

議案第56号 平成20年度中能登町一般会計補正予算

議案第57号 平成20年度中能登町老人保健特別会計補正予算

議案第58号 平成20年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第59号 平成20年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第60号 平成20年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第61号 平成20年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

認定第1号 平成19年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成19年度中能登町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成19年度中能登町介護保険

特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成19年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成19年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成19年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 町道路線の認定について

議案第63号 町道路線の変更について

請願第4号 「消費税増税に反対する意見書」の採択を求める請願書

請願第5号 道路整備の促進に関する請願書

請願第6号 「原油・資材・穀物の高騰から経営と暮らしを守る意見書」採択を求める請願書

以上、報告3件、議案13件、認定8件、請願3件を一括議題といたします。

町長から報告、議案及び認定について、提案理由の説明を求めます。

杉本町長

[杉本栄蔵町長登壇]

○杉本栄蔵町長 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成20年第3回中能登町議定会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私共に何かとご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

提案理由の説明に入ります前に、集中豪雨の状況についてご報告いたします。

今年の夏は、「ゲリラ豪雨」と呼ばれるほど局地的な雨と記録的な集中豪雨により、全国各地において多大な被害が出ております。

当町でも、7月上旬から繰り返し集中豪雨に見舞われ、道路の冠水や農林業施設に大き

な被害を受けました。

特に7月8日未明に発生した集中豪雨では、能登部で1時間最大60ミリ、碁石ヶ峰で1時間最大92ミリの記録的な雨量を観測し、道路や林道の路肩崩壊と冠水、河川の氾濫による家屋の床下・床上浸水被害等が発生しました。

被災されました皆様方に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災箇所の早期復旧に向けて取り組んでまいりますので、よろしくお願い致します。

次に、今年度の事業の状況についてご報告申し上げます。

まず、災害に強いまちづくり対策として、今年度は、全家庭に設置してある音声告知端末を利用して、高齢者や障害者世帯を対象にボタンひとつで家族や地域の人に連絡できる「ほっと安心サービス」の運用開始をはじめ、住宅火災からの犠牲を出さないための火災警報器の設置も完了したところであります。

また、能登半島地震からの復興をアピールし、元気な姿を全国に発信するため、7月19日から10月26日までの100日間にわたり、能登半島全域を舞台として、「能登ふるさと博」が開催されており、能登の長い歴史の中で培ってきた数多くの地域資源を活用した祭りやイベントが繰り広げられています。

そして、去る8月9日に開催致しました町祭「織姫夏ものがたり」では、保育園児をはじめ多くの町民の皆様方の参加と、七尾市からは「お熊甲まつり」の出演もあり、元気な中能登町を発信することができました。

ここに、改めて町祭の開催にご尽力いただきました関係者の皆様方に感謝を申し上げます。

次に、少子化や定住人口の増加対策として進めてまいりました西馬場地区での分譲宅地造成事業につきましては、このほど35区画の造成が完了し、「ゆりが丘」の通称で9月8日からの分譲開始に向けて準備を進めております。

最後に、懸案の統合中学校の建設につきましては、先の議会で統合中学校建設特別委員会を設置していただき、議員の皆様方におかれましても検討を進めていただいているところであります。

今後とも、議会の皆様方をはじめ、学校関係者の皆様方のご理解とご協力を得ながら早期開校に向けて努力いたしますので、よろしくお願い致します。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の主な内容について、順次ご説明いたします。

最初に、報告第17号 平成20年度中能登町一般会計補正予算につきましては、県消防操法大会出場補助金、老人保健特別会計繰出金の増額により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億7,618万2,000円とした、7月11日付けの専決処分の報告であります。

報告第18号 平成20年度中能登町老人保健特別会計補正予算につきましては、医療給付費負担金の増額により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,265万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,300万4,000円とした、7月11日付けの専決処分の報告であります。

報告第19号 平成20年度中能登町一般会計補正予算につきましては、7月8日の豪雨災害による災害復旧事業費を計上したもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,030万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億2,648万8,000円とした、7月24日付けの専決処分の報告であります。

以上の報告案件3件につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、専決処分の承認を求めるものであります。

次に、議案第51号 中能登町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正す

る条例についてであります。

この条例は、平成20年12月1日から、いわゆる公益法人制度改革3法が施行されることに伴い、この条例の上位法令である公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の名称が改正されたことから、本条例もこれに併せて改正するものであります。

次に、議案第52号 中能登町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、先の条例と同じく公益法人制度改革により所要の改正を行うものであります。

次に、議案第53号 中能登町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、認可地縁団体について準用する民法の法人に関する規定が削除されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第54号 中能登町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、地方自治法改正により、議員の報酬の名称を議員報酬に改める改正であります。

次に、議案第55号 中能登町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、先の条例と同じく、地方自治法の改正による文言の整理を行うものであります。

次に、議案第56号から議案第61号までの平成20年度補正予算に関する議案についてご説明致します。

まず、議案第56号 平成20年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,675万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億6,323万9,000円とするものであります。

第2表の債務負担行為補正につきましては、コミュニティバス運行事業の債務負担を設定するものであります。

また、第3表地方債補正につきましては、臨時財政対策債の借入額の決定により限度額を増額するものであります。

次に、歳入の主なものでは、このほど国の重要文化財に指定されました雨の宮一号墳出土品の保存修理と台座作成として国庫補助金200万円を増額するとともに、駐車場協力金320万2,000円や県民税徴収委託金800万円、財政調整基金繰入金1,569万1,000円の増額のほか、ふるさと応援寄附金として、黒氏の横山隆信様、株式会社ロッキー代表取締役の谷内博様、花見月の中村敏幸様、千葉県柏市の武田政之様、千葉県市川市の匿名の方より、ご寄附をいただいたもので、ここに改めて厚くお礼を申し上げます。

なお、寄附金は「ふるさと応援基金」に積立て、今後、有効に活用させていただきたいと思っております。

次に、歳出の主なものでは、道路消雪工事費及び道路改良工事費として1,531万1,000円を増額するとともに、公共土木施設災害復旧費では、7月8日の豪雨で被害のあった道路3カ所、河川1カ所の復旧工事費1,100万円を計上いたしました。

その他、税源移譲による住民税の還付金1,500万円の増額並びに、人事異動に伴う人件費の補正であります。

次に、議案第57号 平成20年度中能登町老人保健特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,500万4,000円とするものであります。

補正予算の主なものとして、医療給付費負担金の増額によるものであります。

次に、議案第58号 平成20年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして

は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,432万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,909万8,000円とするものであります。

補正予算の主なものとして、低所得者の軽減割合変更に伴う特別徴収保険料の減額等によるものであります。

次に、議案第59号 平成20年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,781万1,000円とするものであります。

補正予算の主なものとして、保険料の還付金の増額等によるものであります。

次に、議案第60号 平成20年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ421万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億232万5,000円とするものであります。

補正予算の主なものとして、退職被保険者高額医療費等の増額によるものであります。

次に、議案第61号 平成20年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,741万円とするものであります。

補正予算の主なものとして、下水道長寿命化計画策定業務委託料の増額等によるものであります。

次に、認定第1号から認定第8号についてご説明いたします。

これら8件の認定案件につきましては、平成19年度各会計の決算について監査委員の審査が終了いたしましたので、一般会計及び特別会計につきましては、地方自治法の規定により、また、水道事業会計につきましては、地方公営企業法の規定によりまして、それぞ

れ監査委員の意見を付けて議会の認定をお願いするものであります。

次に、議案第62号は、町道路線の認定についてであります。

西馬場地内での分譲宅地造成工事が完了いたしましたので、分譲宅地内道路の3路線を今回新たに町道として認定するものであります。

最後に、議案第63号は、町道路線の変更についてであります。

この議案も先の議案と同じく、西馬場地内での分譲宅地造成工事が完了したことにより町道の起点を変更するものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（田中治夫議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎散 会

○議長（田中治夫議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

8日、午前10時から本会議を開きます。本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時40分 散会





平成20年9月8日（月曜日）

○出席議員（19名）

|     |        |    |     |       |    |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 笹川 広美  | 議員 | 12番 | 宮本 空伸 | 議員 |
| 2番  | 諏訪 良一  | 議員 | 13番 | 若狭 明彦 | 議員 |
| 3番  | 堀江 健爾  | 議員 | 14番 | 岩井 礼二 | 議員 |
| 4番  | 宮下 為幸  | 議員 | 15番 | 西村 秀博 | 議員 |
| 6番  | 亀野 富二夫 | 議員 | 16番 | 坂井 幸雄 | 議員 |
| 7番  | 甲部 昭夫  | 議員 | 17番 | 小坂 博康 | 議員 |
| 8番  | 藤本 一義  | 議員 | 18番 | 田中 治夫 | 議員 |
| 9番  | 古玉 栄治  | 議員 | 19番 | 作間 七郎 | 議員 |
| 10番 | 武田 純一  | 議員 | 20番 | 杉本 平治 | 議員 |
| 11番 | 上見 健一  | 議員 |     |       |    |

○説明のため出席した者

|         |       |        |        |
|---------|-------|--------|--------|
| 町 長     | 杉本 栄蔵 | 土木建設課長 | 澤 賢造   |
| 副町長     | 小山 茂則 | 農林課長   | 表 辰祐   |
| 教育長     | 池島 憲雄 | 上下水道課長 | 松 栄哲夫  |
| 参事兼総務課長 | 服部 顕了 | 福祉課長   | 坂井 信男  |
| 参事兼監理課長 | 林 富士雄 | 保健環境課長 | 小林 玉樹  |
| 参事兼住民課長 | 岡野 昇  | 会計課長   | 小山 三雄  |
| 企画課長    | 永源 勝  | 教育文化課長 | 堀内 浩一  |
| 情報推進課長  | 広瀬 康雄 | 生涯学習課長 | 吉田 外喜夫 |
| 税務課長    | 大村 義一 |        |        |

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 山 本 正 広

” 澤 井 雅 美

○議事日程（第2号）

平成20年9月8日 午前10時開議

日程第1 議案質疑

- ・ 報告第17号～報告第19号
- ・ 議案第51号～議案第63号

日程第2 常任委員会付託

- ・ 報告第17号～報告第19号
- ・ 議案第51号～議案第63号
- ・ 請願第4号～請願第6号

日程第3 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任、委員会付託

- ・ 認定第1号～認定第8号

日程第4 休会決定の件

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（田中治夫議員） おはようございます。ただいまの出席議員数は19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案質疑

○議長（田中治夫議員） 日程第1 議案質疑

これより、報告第17号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度中能登町一般会計補正予算）の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員）

質疑はないものと認めます。報告第17号についての質疑を終結いたします。

次に、報告第18号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度中能登町老人保健特別会計補正予算）の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、報告第18号についての質疑を終結いたします。

次に、報告第19号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度中能登町一般会計補正予算）の質疑を行います。

○議長（田中治夫議員） 20番 杉本平治議員

〔20番（杉本平治議員）登壇〕

○20番（杉本平治議員） まず初めに、議長をお願いしておきたいと思います。議案の号数と同時にページ数もひとつよろしく述べていただきたいと思います。

それでは、報告第19号について質疑を行いたいと思います。

まず初めに、この件につきましては町長も提案理由の説明の中に、今の夏のゲリラ豪雨という端的な言葉で、中能登町に集中豪雨による大きな被害がでたことを、提案理由の説明の中に述べているわけであります。そういう中で20ページをお開き願いたいと思います。林道災害復旧費、林道災害の復旧事業費といたしまして27カ所4,213万5,000円を専決で補正したわけであります。これらにつきましては、中能登町の林道の復旧事業費といたしまして、全部一般財源でみたわけであります。これからも地球温暖化ということで、やはり災害というのは避けて通れない、多発する恐れがあるということは間違いないと思うんです。お聞きいたしたいのは、中能登町において雨量計算上によると、災害による危険箇所というのは何カ所ぐらい具体的に認定されて、この4,213万5,000円、それに基づいて出てきているのか。27カ所ということになりますと、数字的にも箇所が大きいわけでありまして、今後、それらの箇所というのは、やはり今後の災害によって増えてくる恐れがあるのかどうか。その1点と、今、予算にみました金額によりまして、この災害に掛かった林道については、十分に復旧が行われるということを考えておられるのか、この2点についてお聞きいたしたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 表農林課長

〔表 辰祐農林課長登壇〕

○表 辰祐農林課長 お答えいたします。

まず、第1点目の今回の災害の危険箇所、27カ所というその箇所数についてでございますが、議員もおっしゃいましたように7月8日早朝の集中豪雨におきましては、ゲリラというふうな言い方もされました。今回、一番時間雨量が多かったのは、ご存じのように、碁石ヶ峰の観測所が1時間92ミリという記録を残しております。従いまして、今回の27カ

所につきましては、旧鹿島の高畠地内、福田地内、藤井地内、小田中地内、久江地内といったような地区に限定をされて発生いたしております。今後、こういうゲリラ豪雨的な要素で降りますと、その災害箇所というのはどこにでも発生する危険性をはらんでいるんじゃないかと思います。そういうことで、なかなか予想はできません。

それともう一つ第2点目でございますが、今回のこの補正予算に十分復旧できるのかどうかということでございます。本日までに国の災害申請を除きまして、ほとんど機械借上、あるいは町単の災害復旧事業によりまして、ほとんど復旧が終わりつつあります。ちなみに、林道の方では、小金谷線の災害が一番大きかったわけでございますけれども、本日午後から農林水産省と財務省の災害査定官によりまして、災害の査定が行なわれることになっております。そういうことで今回のものにつきましましては、ほとんど完了ができましたということでご報告をさせていただきます。

○議長（田中治夫議員） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、報告第19号についての質疑を終結いたします。

続いて、議案第51号 中能登町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第51号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第52号 中能登町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第52号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第53号 中能登町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第53号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第54号 中能登町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第54号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第55号 中能登町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第55号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第56号 平成20年度中能登町一般会計補正予算について質疑を行います。

まず、第2表債務負担行為補正及び、第3表地方債補正について、33ページから34ページになります。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ないようですので、次に、歳入全般について37ページから39ページ

ジになります。質疑の方ございませんか。

○議長（田中治夫議員） 10番 武田純一議員

[10番（武田純一議員）登壇]

○10番（武田純一議員） 私は、歳入の方、37ページ、第14款県支出金についてお尋ねをいたします。町長の提案理由の説明の中にも、これは提案理由の説明10ページです。ここで県民税徴収委託金800万円というふうに説明をされております。当初予算、これは3,934万6,000円でございます。今回の補正で800万円の補正ということになっております。県民税徴収委託金というふうになっております。この800万円、はたして県民税の徴収の委託金でしょうか。全員協議会の席上に担当課長の方から、税源移譲に伴うという発言があったかなと思います。私はこれはまやかashiであると。聞くところによりますと、この800万円というのは地方税法の改正に伴いまして、還付金であると。還付金で800万円も県から中能登町へくるはずがないと。この手数料はいかほどであるのかお答え願いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 大村税務課長  
[大村義一税務課長登壇]

○大村義一税務課長 お答えをいたします。県民税の還付する場合がありますけれども、今回、議員ご指摘のとおり、地方税法の改正によりまして今回還付する県民税相当分につきましては、還付するお金を県は徴収事務取扱費として市町村に交付することになっております。これに基づきまして、今回、県民税徴収委託金として800万円の補正をさせていただいたものであります。ただ議員ご指摘のありました県民税の徴収手数料ということでありましたけれども、これはあくまでも県民税の相当する分での増額補正でありますので、ご理解の程お願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 10番 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 担当課長の答弁では委託金であると、先ほど私が分類して質問したと思います。還付金が800万円であります。その内に中能登町がただで仕事をする必要がないと、当然それには手数料が入ってくるはずで、その手数料をこちらの方へ記入すべきであると。当初予算に出ている計上額も、これは県民税の取扱に関する手数料であります。その辺をごちゃにされては困ります。項目の細分化、これをされまして、もう一度答弁をお願いします。

○議長（田中治夫議員） 大村税務課長

○大村義一税務課長 お答えをいたします。

議員ご指摘の今回、交付手数料として、交付するのではないかとのご指摘でありますけれども、あくまでも先ほど申し上げましたけれども、地方税法の改正によりまして、県の相当分を今回ここでみるようにという指導がきておりますので、今回こういった形で補正をさせていただいたものであります。ご理解の程お願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 10番 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 課長の苦しい答弁は分かるんですけども、これは石川県における市・町全体の問題であろうかなと思います。還付金をそのまま歳入の方へ計上するということは、これはいかがかなと思います。機会がありましたら県の方へこういうまやかashiの計上の仕方、行わないように申し入れをしたいと思います。以上でこの件に関して私の質問を終わります。

○議長（田中治夫議員） ほかにございませんか。19番 作間七郎議員

[19番（作間七郎議員）登壇]

○19番（作間七郎議員） 38ページにある諸収入、雑入で、駐車場協力金320万2,000円の増額補正が計上されているが、詳細に説明をしてください。

○議長（田中治夫議員） 服部参事兼総務課

長

[服部顕了参事兼総務課長登壇]

○服部顕了参事兼総務課長 お答えいたします。この駐車場協力金につきましては、庁舎及び社会教育施設等々のこういう施設での駐車料金について、長時間占有するということで職員等から協力をいただくものでございます。今回、補正に上げました予算320万2,000円につきましては、町職員1カ月1,000円で400人、9月から徴収するというのでお願いしておりますので、以降7カ月ということで計上しております。また、嘱託等の職員につきましてもお願いすることにしております。ここでは、500円×115人×7カ月ということで予算計上させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（田中治夫議員） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ないようですので、続いて歳出に進みます。40ページから49ページになります。歳出の議会費から衛生費までです。

19番 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 42ページにある総務費、地域づくり推進費の町祭費、8月9日開催されたイベントの委託料で365万円の減額補正が計上されているが、このことについて詳細に説明をしてください。

○議長（田中治夫議員） 永源企画課長

[永源 勝企画課長登壇]

○永源 勝企画課長 お答えいたします。今年度の町祭費には、2,300万円の予算を計上いたしました。今年度の大枠で事業費、支出先がほぼ決まりましたので、今回、組替えをお願いするものでございます。今年度、イベント委託料には、1,732万4,000円を計上しております。その中のファッションショー関係の経費を県の補助事業である地域魅力アップ支援事業で行うと、補助対象となるため、そ

ちらの方へ組替えをさせていただき、支出をさせていただきたいものでございます。その関係でイベント委託料365万円を減額し、19節の補助金、地域魅力アップ支援事業の方へ304万3,000円の増額をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（田中治夫議員） 20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、担当課長にお尋ねをいたします。44ページでございます。戸籍住民基本台帳費、人権・同和対策費、報償金25万円、報償品15万円、こういう支出になっているわけでありまして、お尋ねいたしたいのは、支出内容を具体的に求めると同時に支出によってこれらの対策の効果がどのようにあったのか、この点をお尋ねいたしたいと思います。よろしくお尋ねいたします。

○議長（田中治夫議員） 坂井福祉課長

[坂井信男福祉課長登壇]

○坂井信男福祉課長 お答えをさせていただきます。

人権・同和対策費の40万円の内訳でございますが、報償金25万円、報償品で15万円をお願いしてございます。これにつきましては、人権啓発の講演会をすることになっております。中学3年生を対象にそれぞれ中学校単位で3回の開催を予定いたしております。報償金につきましては、3回分の講師謝礼と講師の方は長野県から来られますので、その旅費相当分の合計で25万円でございます。報償品につきましては、中学校3年生、現在176名いると聞いております。その参加された生徒に対するノートとか、クリアファイル、そういったものを参加される生徒にお配りをするものでございます。これにつきましては、県から委託された委託事業でございます40万円掛かりますが、全額県から交付されるものでございます。この講師の方につきましては、今年で3年目になりますので、継続的に開催するというので、学校の先生方におきまし

ても、大変、評判のいい講演会でございますので、私どもといたしましても大変効果が上がっているものと思っております。以上でございます。

○議長（田中治夫議員） 10番 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 43ページです。総務費の方でございます。第2款総務費で第2項徴税費、2目、賦課徴収費、細目1、課税徴収事務事業1,500万円、財源内訳の方、県支出金が800万円、町の方が700万円でありませぬ。先ほど歳入の方にも申し上げましたが、ここで上がっております800万円、これはここで計上すべきなのか、これは預かり金です。県が地方税法の改正に伴いまして県民税、これを還付する事業であります。そうしましたら、このお金というのは中能登町へ入るのではなしに、個人の町民の方へ渡るお金でございます。そうしますと、ここへ計上するのは駄目ではないか、私はそれは間違いであると。これは町の方の歳計外現金として取り扱うべきであろうと、それが正しい会計処理ではなからうかなと思ひます。お答えを願ひたいと思ひます。

○議長（田中治夫議員） 大村税務課長

○大村義一税務課長 お答えをさせていただきます。

ただいまご指摘では、これは県の交付金ではなく、それぞれ個人に還付するのであって歳計外処理であるのが適切であるというご指摘でありますけれども、これは先ほども申し上げましたけれども、県の方では、徴収事務委託金として町の方に交付するということになっておりますので、今回こういった形で財源の補正をさせていただいたものであります。ご理解の程お願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 10番 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 答弁をいただいたのですけれども、すっきりいたしません。そ

の理由は、町民の方へ取り過ぎた県民税を返すということです。町の町民税ならそれで良いと思ひます。県が取り過ぎた県民税、これを町の方が還付するのに代理をするということでございます。そうした時に、そのお金というのは、先に私が指摘して課長の方からも話がありましたように、歳計外現金として町民に返すべきであると。これは収入とは全く違ふと。それから先ほど歳入の方にも申し上げましたように、これに関する取扱手数料、これが入っておりませぬ。これで本当に良いのでしょうか。課長はこれ以上の答弁ができないと思ひます。県からの指示に基づいて県のマニュアルに基づいてやっている。県のマニュアルが間違っているということでございます。その点を指摘しまして私の質問を終わります。

○議長（田中治夫議員） ほかにございませぬか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ないようですので、続いて49ページから58ページ、歳出の農林水産業費から災害復旧費までについて質疑の方ございませぬか。

20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、お聞きいたします。54ページでございます。土木費の町営住宅管理費、委託料、白アリ駆除13万4,000円。町営住宅管理システム89万3,000円が予算化されているわけでありませぬ。

中能登町には、古い町営住宅が何箇所もあるわけでありませぬ。現場へ行ってみますと、やはり白アリの駆除しなければいけないというような古い建物も多く見受けられるわけでありませぬが、この白アリ駆除の13万4,000円につきましては、どこの町営住宅が具体的に上がっているのか。また駆除しなければいけない町営住宅につきましては、町として具体的に全体を精査して、この委託料が計上されたのか、これが1点。

次の2点目といたしまして、町営住宅の管理システム89万3,000円、これにつきましては、どういう管理システムが行われるのか。町営住宅全体を管理するシステムなのか、その点について答弁を求めたいと思います。元へ戻りまして白アリ駆除13万4,000円、これにつきましては、私、業者の方に聞いたんです。1回したなら永久に白アリ駆除というのはしなくても良いという、そういうものではないそうでございます。有効期間がやはり限られていると、そういうことであります。予算化いたしました13万4,000円の駆除は何年間を有効として計上したのか、これも答弁を求めたいと思います。以上3点について。

それから同じく54ページ、消防費、防災対策費、自主防災組織リーダー育成事業負担金として8万4,000円を予算化いたしております。説明によりますと県が50%、町が50%を負担するそうであります。金額的には少額であります。説明の中では、育成される人員は3人であるとの説明でありました。この3人の方々の組織リーダーは、どのように全体の方々の中に位置づけになっていくのか、この位置づけを明確に説明を願いたいと思います。以上です。

○議長（田中治夫議員） 林参事兼監理課長 [林富士雄参事兼監理課長 登壇]

○林富士雄参事兼監理課長 町営住宅の管理費の補正につきまして、ご説明いたします。まず、白アリ駆除の13万4,000円についてでございますが、これは川田住宅の1号棟についての駆除でございます。具体的な金額を見積もりまして計上いたしました。一旦駆除すると何年間、再度、白アリが来ないかということにつきましては、後ほどお答えさせていただきます。それと、町営住宅管理システムの改修について89万3,000円の補正をお願いするものですが、これについては、21年度4月から公営住宅法の施行令が改正され、実施されますので、町営住宅全体につい

て入居収入基準額、及び家賃基礎額等の見直しを行うものです。その他、住宅の管理全体について行っているシステムでございますので、今回の法改正によりまして、是非ともシステム改修をお願いするものでございます。

○議長（田中治夫議員） 服部参事兼総務課長

○服部顕了参事兼総務課長 お答えいたします。

自主防災組織リーダー育成事業負担金8万4,000円でございます。これにつきましては、県と町が2分の1ずつ負担をしてリーダーを育成しようという事業でございます。この事業につきましては、先の震災もそうですし、これから起こりうるであろう災害等々に対して、やはりその地区その地区でのリーダーというのが必要であろうと。避難をするにしても、また避難先の運営をするにしてもそういう存在が犠牲者を未然に防ぐという観点から、立ち上げられた事業であります。県で行っていただく事になりますが、当町への割り当ては3人ということで、いただいております。是非3人の方、選抜して受講していただいて災害等に備えていただきたいと、そういうリーダーになっていただきたいという趣旨で予算措置をしたものでございます。どういう位置づけ等々でございますが、やはり先ほども申しましたように、一旦、事が起きた時には、順序よくといいますか、スムーズな避難ができるようにということで、やはりその地域のリーダーが必要になってくると思います。3人という枠組みの中でございますが、受講された方々と町で行う防災等について協議し、一旦、災害が起きた時の対応について研鑽し、対応をしていきたいと、そういう意味であります。ただ3人ということで少ないのですが、これからそういう方々に、是非受講していただいて町での災害に備えていただきたいと、そういう思いでございます。以上でございます。



○議長（田中治夫議員） 20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 再度、お尋ねをいたします。

まず、町営住宅の管理システム、この件でございます。ただいまの参事の説明を聞いておりますと、管理の内容につきましては、例えば住宅に入居される方々、それらの収入等を勘案いたしまして、収入を見た上で住宅に入居していただく。そういう管理システムということに私は受けとめているわけですが、この住宅管理システムは、例えば、今、委託料といたしまして白アリ駆除費が13万4,000円予算化されました。中能登町における町営住宅が具体的にどのようなになっているのか、これらも管理システムの中に組み入れて、すぐさま分かるようにしていかななくてはいけないのではないかと思うわけでありまして、特に苦しい住宅におきましては、これから管理していく上におきまして、町が大きな負担をしなければいけない、そういうことがでてくる恐れがあると思うんです。だから管理システムの中にそれらの実態をきちんと把握していく、先手を打って町営住宅の管理をきちんとしていく、そういうことが必要ではないかと私は思うわけでありまして、そういう点につきまして、再度、答弁を求めたいと思うわけでありまして。

次に、防災対策費、お聞きいたしました答弁を受けまして、3人の方々の、私は災害が起きた時に、中能登町の自主防災組織の中に、これらの方がこれからリーダーとして育成されるわけでありまして、指導していただきたいと思います。これはお願いするわけでありまして。そうしますと、このリーダーとなる方々につきましては、少数の3人でございます。現在、中能登町には、地域の各集落含めて自主防災組織というのは、大きくあると思うんです。この3人の方々が受けた講習をそういう方々に、また広めるといって、そういう位置

づけもあるのかどうか。これらの点につきまして答弁を求めたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 林参事兼監理課長

○林富士雄参事兼監理課長 議員ご指摘のとおりでございます。町営住宅の管理につきましては、今後とも綿密に、且つ対応は迅速にしていかなければいけないものと思います。システムにつきましては、公営住宅法の適用を受ける戸数が94戸、それと町独自で「コーポとりや」ですが、決めているものが60戸、併せて154戸あるわけですが、それぞれの建築年度、また構造、タイプ、3Kであるとか4DKであるとか、また住宅の面積であるとかによりまして、家賃の基準が決まっております。また、入る人の収入によってもそれが決まってくる。そういうものをシステムによりまして、間違いのないようにしていくものでございます。それが21年度の4月から改正されるものですから、システムの改修をお願いするものでございます。ご指摘のとおり白アリにつきましては、通報があり次第、迅速に調査しまして、個々に対応をしていきたいと思っております。特に30年近く経った木造住宅で湿気の受けやすい所に立地したものについては、常に監視をしていきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（田中治夫議員） 服部参事兼総務課長

○服部顕了参事兼総務課長 お答えいたします。

自主防災組織リーダーの研修を受けた内容といいますが、知識を地区に還元するということのご指摘でございます。これまで災害が起きた時には、その地区の区長さんをリーダーとして情報を提供していただき、収集もしていただき、それを受けて町がそれなりの対応をさせていただきます。今度、受けられる方々は、専門的な見地の中で、勉強されるわけですので、町といたしましても研修内容を教えていただき、また地区、区長会を通

じて、こういう点、こういう動きが必要であるというようにいろいろな項目等について、また区長会を通じてお知らせも、協議していきたいと、研修内容を活かしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（田中治夫議員） 19番 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 56ページにある教育費、文化財保護事業費の雨の宮一号墳出土品修理委託料で400万1,000円の増額補正が計上されているが、そのことを詳細に説明をしてください。

○議長（田中治夫議員） 堀内教育文化課長 [堀内浩一教育文化課長登壇]

○堀内浩一教育文化課長 作間議員からご質問がありました、雨の宮一号墳出土品修理委託料につきまして、説明申し上げます。雨の宮一号墳の出土品につきましては、先の7月10日に国の指定を受けたものでございます。点数につきましては、約200点余りでございます。これは平成8年度に発掘されました、その出土品でございます。この200点を5カ年かけまして、保存修理並びにその保管等に使う台座等の製作を行うものでございます。今年度につきましては、400万1,000円の事業費で、単年度400万円ということで、平成20年度から24年度までの5カ年で約2,000万円の事業費を予定しているものでございます。補助につきましては、国から50%の補助を受ける予定でございます。県につきましては、12.5%の補助でございます。町の持ち分につきましては、残りの37.5%になるわけでございます。この経緯でございますが、国指定にされる時点で文化庁の調査官が何度か来町されました。この時点で保存状態を見られまして、それから、今後の保管のことも考えられまして、国庫補助金をつけるから是非、早急に修復とかそれから保管用の台座等の整備を行ってほしいと、そういう指導を受けております。それに基づいて実施させていただくも

のでございます。内容的には、200点なんです、鉄製品、銅製品、主に武具、刀ですね。それから銅鏡（神獸鏡）、防具的なもので鎧のたぐい、それから農耕具も入っております。それ以外には、石製品として装飾品、それから銅鏡（神獸鏡）が1点ございます。現在、保管されている物については、平成8年発掘当時の簡単なスポンジ等で保管しているものですから、必ずしも保管状態が良くない。中には鉄製品であるために、その後、錆が進んだり、折れている物もございます。そういう物も含めて保存修理を行うわけでございます。約1,600年前に埋葬された古いもので、これをやっぱり後世にきちっと守って残していく為にも、大変大きな事業費でございますが、是非、必要な物と思いますので、何とぞご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（田中治夫議員） 14番 岩井礼二議員

[14番（岩井礼二議員）登壇]

○14番（岩井礼二議員） 53ページの8款土木費、道路新設改良費ですね。全協の時にも少し質問をしましたが、あの時にはJRの西馬場の踏切だということでございます。1,000万円の減です。後で当初予算を調べてみましたら、同じく1,000万円の金額を盛っております。どうして盛ったものを全くゼロになったのかなということ、これはやはり町からJRをお願いをしての工事になったのではなからうかなと思います。それに対してJRの方では、どういうふうな経過でなったのか、町が振り回されていたということではないのか。

また、この工事をしたことによってどういった成果品といたしますか、あそこに町営住宅「ゆりが丘」ですか、あの辺の整備にも関わったかなということ。また、あの辺で水害がよく発生をしたということ聞いたようなこともあるんですが、その辺を具体的に説明をお

願いたします。

○議長（田中治夫議員） 澤土木建設課長  
[澤 賢造土木建設課長登壇]

○澤 賢造土木建設課長 岩井議員のご質問  
にお答えをいたします。

当初はJRと工事委託については9,243万6,000円ということで、平成19年度に8,243万6,000円、債務負担行為として1,000万円の予算で計上しておりました。JRで工事を発注しまして、精算で1,279万9,986円ということで、最終的に減額になったということになります。そういったことで平成19年度の予算につきましては、279万9,986円の減額。平成20年度予算の1,000万円は当初みてあったんですけども、それも丸々必要なくなったということです。

それと、水害がその附近にあったということですけども、今の西馬場の分譲宅地の造成の時に排水路も整備をいたしましたので、その辺は解決しているというふうに思っております。以上です。

○議長（田中治夫議員） 11番 上見健一議員

[11番（上見健一議員）登壇]

○11番（上見健一議員） まず54ページ、町営住宅管理システム、先ほど杉本議員からも質問があったんですけども、当初予算が31万5,000円うってあるんです。で、改めて89万3,000円。最初のシステムの内容、そして89万3,000円、今の補正の内容、別々に説明していただきたいと思います。

次に、57ページ、社会体育活動、中能登町体育振興事業団補助金、当初の予算が1,331万9,000円です。331万2,000円の減額、この内容も説明していただきたいと思います。それと同じページ、学校給食管理費、施設修繕料、当初予算が57万1,000円で、改めて今回148万円の補正がうってあります。当初の57万1,000円の内訳と今回補正された148万円の内訳を説明願いたいと思います。以上です。

○議長（田中治夫議員） 林参事兼監理課長  
○林富士雄参事兼監理課長 上見議員のご質問にお答えいたします。

当初予算、町営住宅管理システム委託料につきましては31万5,000円。従前からシステムに北國インテックサービス株式会社に委託をしているわけですが、そのシステムの保守管理の委託料が例年でしたら31万5,000円ですむわけです。それで、来年の4月から今、改正されております公営住宅法の施行令が実施に移されます。そのためにシステムの一部組替え、改修が必要になったわけがございます。その組替えの改修する費用が89万3,000円でございます。以上ですので、よろしく願いたします。

○議長（田中治夫議員） 吉田生涯学習課長  
[吉田外喜夫生涯学習課長 登壇]

○吉田外喜夫生涯学習課長 上見議員のご質問にお答えいたします。57ページの中能登町体育振興事業団の補助金の減額、331万2,000円の内訳ということでございます。中身の大きなものとしたしましては、人件費でございます。約200万円弱、1名の嘱託職員が体育振興事業団の事務所といたしますが、鹿島体育センターの方へ職員を配置いたしましたので、その分職員が対応するというので、嘱託職員1名分の減額192万円でございます。

そのほか、19年度から繰越分といたしまして、鹿島体育センターの地震による被害のコンクリートの剥離の工事費、約200万円近くございました。それを調査等いたしました結果、剥離は剥離としてあるんですが、体育館強度については問題が無いということで、屋根上部部分、それからその剥離したところがあまり目立たない装飾的なコンクリートということで、今回、この工事費約160万円ほどになりますか、それを繰越しとして残していたものを減額させていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（田中治夫議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 上見議員からご質問ありました学校給食管理費の内容についてご説明申し上げます。施設修繕料、今回補正した148万円につきましては、鳥屋給食センターの給湯ボイラーの修繕費でございます。設置後、約15～16年経っておりますので、故障を繰り返しておりますので、その修繕を行うものでございます。当初予算に計上されております内容につきましては、これは鳥屋給食センター、それから鹿島中学校の給食室、それから越路小学校の給食室、滝尾小学校の給食室、4施設の修繕に掛かるもので、年間いろんな故障がでてくるものですから、そういうものについてその都度対応していくということで、水道の漏水とか照明、ドアとかガラス、そういう修繕について、その都度その都度、対応していくために設けたもので、各学校ごとに、施設ごとに予算を過去の実績に基づいて計上しているものでございます。以上でございます。

○議長（田中治夫議員） 11番 上見健一議員

○11番（上見健一議員） 再度、お聞きしたいんですけども、54ページなんですけれども、町営住宅管理システム、先ほどからの説明ではシステムの一部を変更という言葉しかでていないんですけども、どういうシステムなのかその辺を詳しく説明していただきたいと思えます。どこがどう変わったのか、もっと詳しく説明していただきたいと思えます。

○議長（田中治夫議員） 林参事兼監理課長  
○林富士雄参事兼監理課長 システムの改修の具体的な内容というふうなご質問でございますので、お答えをいたします。

公営住宅法が改正されて21年の4月からそれが実施に移されるというふうなことでございます。当然公営住宅でございますので、収入の低い人でなければ入居することができません。また、複数で入居するというふうな基準でございます。その法改正の主なことは、

収入基準が従来と変わってきたということでございます。そういうふうな収入基準を当てはめてくる場合に、公営住宅法の適用を受ける住宅が94戸、その中で建築年なり構造なりによって、それぞれ住宅の使用料の基準があるわけです。そういうふうな基準の中に、今回改正された収入基準を当てはめていくようなことを具体的に行うわけでございます。それによって毎月の収入についても、システムの中で収入、納付依頼なり、また収入の領収済みなりというふうなシステム、会計システムを含めて行っているわけでございます。そういうふうな改正でございますので、なにとぞご理解の程よろしくお願いをいたします。

○議長（田中治夫議員） 8番 藤本一義議員

[8番（藤本一義議員）登壇]

○8番（藤本一義議員） 57ページ、教育費。先ほど上見議員も聞かれましたけれど、私も全協の時言っておりましたけれど、学校給食費の修繕費148万円、これはあの時の答えでもボイラーの取替えということであらうかとおもいました。そこで、このボイラーそのものがどういう扱いになっているのか、例えば、備品になっていけば修繕でなく備品の取替えでないかなと、あの時も質問したはずでございます。再度こういうような計上になりましたけれど、どういいますか、今後こういうものについて、どういう扱いをされるのか明確にお答えを願いたいと思えます。

○議長（田中治夫議員） 堀内教育文化課長  
○堀内浩一教育文化課長 藤本議員のご質問にお答えいたします。

ボイラーにつきましては、備品台帳に掲載されているものではなく、施設台帳に掲載されるべきものというふうにご考えております。今回148万円の補正をお願いしているものでございますが、中身的には施設の本体が約100万円ばかり、その関連の配管据付等の関連工事が48万円と、そういうような内訳になる

わけでございます。備品ですと、一般的にどこでも持っていかれるようなそういう施設をいっているんですが、こちら辺については、給食センターの一部として本体を入替えて、あと関連する配管等調整とかそういうものをするということで、修繕料とさせていただきますのでございます。以上でございます。

○議長（田中治夫議員） 7番 甲部昭夫議員

〔7番（甲部昭夫議員）登壇〕

○7番（甲部昭夫議員） 第6款4目の農業振興費、これでお聞きしたいと思います。先日の説明では、この中に、石動山に、去年、今年にかけて出沒をいたしました熊の対策費がでていうこととございましたけれど、これから秋の味覚ということで、登っていく方がたくさんおいでになると思います。その辺の周知徹底というか、安全対策はどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 表農林課長

○表 辰祐農林課長 お答えいたします。

熊の出沒についての対応といいますが、周知徹底でございますが、広報なかのと、それからインターネット等に掲載をいたしております。

○議長（田中治夫議員） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第56号についての質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（田中治夫議員） 再開いたします。

林参事兼監理課長

○林富士雄参事兼監理課長 先ほど、杉本議員からのご質問で、町営住宅につきまして白

アリ駆除を実施すると、永久に効くものではなくて、何年間ぐらい効くのかという有効期限についてのご質問でしたので、お答えをします。

町営住宅の近年の契約によりますと、5年間の保証をもらっております。一旦、駆除をしますと、5年間の保証をもらって契約をしております。以上です。

○議長（田中治夫議員） 次に、議案第57号 平成20年度中能登町老人保健特別会計補正予算の質疑を行います。歳入歳出全般について、質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第57号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第58号 平成20年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算の質疑を行います。歳入歳出全般についてであります。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第58号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第59号 平成20年度中能登町介護保険特別会計補正予算の質疑を行います。歳入歳出全般についてであります。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第59号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第60号 平成20年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算の質疑を行います。歳入歳出全般についてであります。質疑の方ございませんか。

○議長（田中治夫議員） 20番 杉本平治議

員

○20番（杉本平治議員） それでは、議案第60号について質疑を行いたいと思います。78ページであります。保険給付費、退職被保険者等高額療養費の344万4,000円であります。予算額は837万5,000円であります。今回、344万4,000円を補正するものであります。お聞きいたしたいのは、中能登町の住民で高額療養費を支出されるその内容、医療の中でどういう病気が高額医療費の中で大きく特徴的に、今、療養費の支出というのがなされているのか。その内容を報告願いたいと思います。以上です。

○議長（田中治夫議員） 小林保健環境課長  
[小林玉樹保健環境課長登壇]

○小林玉樹保健環境課長 杉本議員の質問にお答えいたします。

高額療養費につきまして、どういった病名があるかというご質問だったと思っております。高額と言いましても3万円、4万円以上、あるいは100万円以上のもの、いろいろございます。そういったことから、いわゆる高額となれば50万円以上ぐらいが本当に高いかなという認識がございますので、そういったものについて拾い出してあるものについて述べたいと思います。

月50万円以上の治療件数というものは、ほぼ25～26件ございます。また、100万円以上については、その内7件ございます。この7件のうち病名についてですけれども、ガンの治療の方、こちらの方が3件、それから狭心症等の心疾患の方、こちらの方につきましても3件ございます。その6件のほかに1件、これは人工の股関節のオペ、手術等にかかっている費用でございます。これらがわりと大きいものでございます。そしてこれらの方に共通しているのが糖尿病を必ずもっています、みなさん。という状態でいろんな病気を含めてもっているということでございます。

それから、100万円以下になりますと、50

万～100万の間になりますが、これらの方18名いらっしゃるんですが、やはり一番多いのがガンの方、ガンの治療で4件、それから心疾患で3件ございます。それからこれはお年を召した方が多いんだと思うんですが、眼科の治療の方、白内障、緑内障そういったたぐいの治療の方が3件ございます。それから最近増えているもので、精神疾患といいますが、うつ病の治療をなさっている方が2件、その他の方が4件ほど、肝炎とかございます。そういったものが主な病気です。そして、これらの方100万円以上の方に共通していると申しましたが、糖尿病、あるいは高血圧、動脈硬化といった、いわゆる生活習慣病を常にもっていらっしゃるケースが大変多いです。大体8割の方が皆さんもっていらっしゃいます。ということで、かなり治療費については膨らみつつあるというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（田中治夫議員） ほかにございせんか。

20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 答弁を受けました。答弁に基づいて再度、質問をしたいと思いません。

ただいまの中で、例えば50万円から100万円、高額医療を受けておられる方、基本的には、生活習慣病として位置付けをされておられるわけではありますが、この中能登町におきまして、以前から、強く要望しておりましたのは、早期発見、早期治療というそういう位置付けであります。現在、この中能登町の病気をもっておられる方々につきまして、担当課の方で、そういう位置付けを、働きかけを今後どう行っていくとされているのか。私は、そういう点につきまして、担当課長の見解を求めたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 小林保健環境課長  
○小林玉樹保健環境課長 杉本議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたいろんな病名ございましたけれども、生活習慣病がほとんどでございます。ということで、本年度4月から始まっております、国の方からいつてきておるんですが、特定検診、これにつきましては、国保については、もちろんしっかりやっておりますし、それから、後期高齢者につきましても県の方からこちらの方へ委託されて行っております。これらの検診が終わりましたら、次には、その内容について皆さんの所へもちろん届くわけですが、それはこちらの方へいいいますか、保険者側へもそのデータが届きます。そのデータにつきまして、保健師あるいは栄養士といった保険事業にかかわっております人間が、内容について精査をいたしまして、生活習慣病の候補者といえますか、ほっておいたら、例えばこれは心臓がやられる、あるいは脳の方がやられる、そういったいろんな病気が出てまいる可能性がある方、そういった方につきましては、こちらの方で案内させていただいて、適切な指導を受けてくださいというようになってまいります。最終的に、それは受ける、受けないというのは個人の自由ということになるんですが、それをきちっと受けていただければ早期に発見することができますので、そう重い状態になるまでになんとか処理していけるものと思っております。そのような形で今後は、保健指導をきちり進めていきたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） ほかに、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第60号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第61号 平成20年度中能登町下水道事業特別会計補正予算の質疑を行います。歳入歳出全般についてであります。

19番 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 86ページ、下水道事業費、特定環境保全公共下水道事業の下水道長寿命化計画策定業務委託料で1,000万円の増額補正が計上されているが、そのことに対し詳細に説明をしてください。

○議長（田中治夫議員） 松栄上下水道課長 [松栄哲夫上下水道課長登壇]

○松栄哲夫上下水道課長 作間議員のご質問にお答えをいたします。

下水道長寿命化計画策定業務委託料1,000万円ということですが、これは当初、下水道基本計画策定業務委託料ということで500万円を計上いたしておりました。それは3町合併をいたして、統廃合、改築、更新ということで効率的な、そして効果的なということで予算計上をいたしておりましたが、今度、平成20年度からの適応となる制度化されたものであります。長寿命化計画策定というこの事業に乗っかりたいということで、500万円落として1,000万円ということです。500万円を増額したわけでありましてけれども、これは、当初思っていたよりも更に詳細な計画、そしてまた、施設を設置してから、相当な年数が経っています。これから相当修繕がでくると、そういうものも含めて少しでも補助金の対応にしていきたいということになります。この長寿命化計画に乗っからないことには、補助金の受け入れができないというものでありますし、この事業に充てていきたいと。この長寿命化計画というのは、平成20年度から平成24年度、この5年間の間に策定をしなければならぬといった制度のものであります。そしてその事業に乗っかって、特環の方で5つの処理場、それから集排の方で6つの処理場、そういうものの統廃合、またマンホールポンプ場の統廃合も含めて効率的、効果的な施設管理を図っていきたいというふうに思っております。そのための1,000万円でありまして。以上であります。

○議長（田中治夫議員） 13番 若狭明彦議

員

[13番(若狭明彦議員)登壇]

○13番(若狭明彦議員) 私から1点質問をしたいと思います。

86ページ、農業集落排水事業費についての工事請負費80万円について、詳細に説明をお願いいたします。

○議長(田中治夫議員) 松栄上下水道課長

○松栄上下水道課長 若狭議員の質問にお答えをいたします。農業集落排水の事業費で80万円の工事請負費を計上してある理由ということでありますが、これは当初2件の農業集落排水としての見込みを立てておりました。そうしましたところ、今日の時点で2件の実績があります。今後、これからの3月までの対応として、もう2件分、80万円、1工事につき40万円の2件分を見込んだものであります。以上であります。

○議長(田中治夫議員) 13番 若狭明彦議員

○13番(若狭明彦議員) 課長の答弁は分かりましたが、今までは下水本管の通っているエリア内しか許可しないということに私たちは認識しておったわけですが、現在は、各省においてでも、やはり合併処理を推進しておるということで判断をして、エリア外でも合併処理で建設しても良いですよ、それについては、町の方では補助もしたり、管理もするというふうな判断でよろしいかということをお尋ねしたいと思います。

○議長(田中治夫議員) 松栄上下水道課長

○松栄上下水道課長 若狭議員の再度の質問にお答えをいたします。

農業集落排水であっても、公共下水道であっても、目の前に本管が通っているということになれば管に繋いでいただくと、その方が安くあがるというのは事実であります。ただ、エリアであっても、それからエリア外であっても、管を相当引っ張らなくてはならないといった事があります。そうしますと、合併浄

化槽の方が安くつくというそういう点もあります。そのどちらにするかということは、基本的には、個人の方の申込者の選択であります。後々の維持管理のことも含めて、総合的な判断をするような立場で私どもも相談を受けているつもりです。合併浄化槽だから駄目だということはありません。法律的にも何ら制約を受けるものではありません。今、言いましたように、目の前に管が通っているというのであれば、当然その方が浄化槽よりも安くつきますし、そのようにお願いをしているところでもあります。

管理のことを言われましたが、浄化槽の設置の場合、町の設置型と個人の設置型と両方あります。町の設置型にいたしますと、町が維持管理をするということになります。個人の設置型は個人の責任において設置も維持管理も全てしていただくということになります。どちらが得だということになりますけれども、町の設置型になりますと25万円の負担がかかります。しかしながら、維持管理していく時に浄化槽というのは永久的なものではありません。当然、修繕、取替えしなければならぬといったことがあります。そういうことになりますと町の設置型については、町が責任をもって行うということになりますので、一概にもその辺は比較できるものとは言えません。ただ、それは申請者の方とご相談をして、こういう状況にあるということの説明した上でお話をしているところが現状であります。以上であります。

○議長(田中治夫議員) ほかに、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(田中治夫議員) 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第61号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第1号から認定第8号まで、決算認定8件については、決算審査特別委員会



を設置し、付託の予定であります。

よって、ここでの質疑は省略したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 異議はないものと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの質疑は省略することに決定いたしました。

次に、議案第62号 町道路線の認定についての質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第62号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第63号 町道路線の変更についての質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第63号についての質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託表を配付いたしますので、暫時休憩をいたします。

午前11時54分 休憩

午前11時55分 再開

○議長（田中治夫議員） 再開いたします。

日程第2 常任委員会付託

お諮りいたします。ただいま議題となっております、報告第17号から報告第19号までの報告3件、議案第51号から議案第63号までの議案13件、及び請願第4号から請願第6号までの3件につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしております議案及び請願等付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 異議なしと認めます。

よって、議案及び請願等付託表のとおり各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

○議長（田中治夫議員） 日程第3 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任、委員会付託

これより、決算審査特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りします。

認定第1号 平成19年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定から認定第8号 平成19年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定までの認定8件については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これを付託の上、審査することにいたしたいと思いません。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 異議なしと認めます。

認定8件については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これを付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま、設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、1番 笹川広美議員、2番 諏訪良一議員、4番 宮下為幸議員、8番 藤本一義議員、10番 武田純一議員、13番 若狭明彦議員、17番 小坂博康議員 以上、7名を指名したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7人を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定

いたしました。

ここで、決算審査特別委員会の付託表を配付いたしますので、暫時休憩します。

午前11時58分 休憩

午前11時59分 再開

○議長（田中治夫議員） 再開します。

決算審査特別委員会の審査の認定議案は、お手元に配付しました付託表のとおりであります。委員の方々は、次の休憩中に正副委員長の互選を行い、報告を願います。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後0時00分 休憩

午後0時05分 再開

○議長（田中治夫議員） 再開します。

決算審査特別委員会において、委員長、副委員長の互選が行なわれましたので、報告をいたします。

委員長に17番 小坂博康議員、副委員長に13番 若狭明彦議員

以上のとおりであります。報告を終わります。

#### ◎休会の決定

○議長（田中治夫議員） 日程第4 休会決定の件について議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査等のため、9月9日から15日までの7日間、休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 異議なしと認めます。よって、9月9日から15日までの7日間、休会とすることに決定いたしました。

#### ◎散 会

○議長（田中治夫議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございませ

た。

午後0時06分 散会

## 平成20年9月16日（火曜日）

### ○出席議員（19名）

|     |        |    |     |       |    |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 笹川 広美  | 議員 | 12番 | 宮本 空伸 | 議員 |
| 2番  | 諏訪 良一  | 議員 | 13番 | 若狭 明彦 | 議員 |
| 3番  | 堀江 健爾  | 議員 | 14番 | 岩井 礼二 | 議員 |
| 4番  | 宮下 為幸  | 議員 | 15番 | 西村 秀博 | 議員 |
| 6番  | 亀野 富二夫 | 議員 | 16番 | 坂井 幸雄 | 議員 |
| 7番  | 甲部 昭夫  | 議員 | 17番 | 小坂 博康 | 議員 |
| 8番  | 藤本 一義  | 議員 | 18番 | 田中 治夫 | 議員 |
| 9番  | 古玉 栄治  | 議員 | 19番 | 作間 七郎 | 議員 |
| 10番 | 武田 純一  | 議員 | 20番 | 杉本 平治 | 議員 |
| 11番 | 上見 健一  | 議員 |     |       |    |

### ○説明のため出席した者

|         |       |        |        |
|---------|-------|--------|--------|
| 町長      | 杉本 栄蔵 | 土木建設課長 | 澤 賢造   |
| 副町長     | 小山 茂則 | 農林課長   | 表 辰祐   |
| 教育長     | 池島 憲雄 | 上下水道課長 | 松 栄哲夫  |
| 参事兼総務課長 | 服部 顕了 | 福祉課長   | 坂井 信男  |
| 参事兼監理課長 | 林 富士雄 | 保健環境課長 | 小林 玉樹  |
| 参事兼住民課長 | 岡野 昇  | 会計課長   | 小山 三雄  |
| 企画課長    | 永源 勝  | 教育文化課長 | 堀内 浩一  |
| 情報推進課長  | 広瀬 康雄 | 生涯学習課長 | 吉田 外喜夫 |
| 税務課長    | 大村 義一 |        |        |

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 山 本 正 広

” 澤 井 雅 美

○議事日程（第3号）

平成20年9月16日 午前10時開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（田中治夫議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は、19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（田中治夫議員） 日程第1 一般質問  
これより、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問についての各議員の持ち時間は、1時間ありますので、守っていただくようお願いいたします。執行部におかれましては、的確な答弁をお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

16番 坂井幸雄議員

[16番（坂井幸雄議員）登壇]

○16番（坂井幸雄議員） 9月14日、中秋の名月ということで大変、日が爽やかになりました。過ごしやすくなりました。農業も豊かな秋の実りということで、この連休は大変忙しかったと思います。

それでは、質問をさせていただきます。私の質問は、小さな住民のささやかな声ばかりだと思います。

それでは、第1問目ですが、町並びに県・国の指定の文化財についてでございます。当町における文化財に親しみと誇りを持ち、ふるさとを愛する心を慈しむために、文化に触れる機会を創出することが地域に残る住民の任務だと思います。また、伝承や伝統文化財の保護をすることも地域に残る人たちの義務だと思います。そういうことは、総合計画の中で2006年から2015年、10年間の総合計画の13章の「文化財を活かした町づくり」という

ところでうたっております。それで、能登半島地震におかれましては、石動山の資料館に展示された仏像などが被害を被り、大変な修復作業だと思います。また、「本土寺」におかれまして、「絹本著色観音経絵」、これは国指定でございますが、これは京都で修復ということでありましたが、住友財団が支援ということをお願いして、修復の途中かと思えます。それと石動山の資料文では、「正親町天皇」の繪旨ということで、これも大変貴重な文化財だと思います。そのほか、国指定が3件、県指定が7件、町指定が94件ということで、資料、史跡並びに絵画、芸術品、古文書、いろいろと町指定にされている文化財がございます。町も保存に力を入れているわけですが、どのような保存をされているかは分かりませんが、当初予算では、40万円の維持管理費ということであっております。どの程度、補助になるのかならないのか、防臭剤ぐらいの金額だと思います。それでも保存できれば幸いかと思えます。それで、せっかくの国指定、県指定、また町の文化財などを一堂に会して展示することを考えておられると思うんですが、その意向はあるのかどうかということでお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 池島教育長

[池島憲雄教育長登壇]

○池島憲雄教育長 坂井議員のご質問にお答えいたします。町内の文化財や歴史的な資源を鑑賞できる場を設けられないかというご質問であったかと思えます。

文化財保護法の目的には、文化財を保存することと同時に、その活用を図って国民の文化的向上に資すること、そして、世界文化の進歩に貢献することがうたわれております。

今ほど、坂井議員が提案されました内容は、大変重要なことであると思えます。先に開催いたしました雨の宮一号墳出土品の国の重要文化財指定記念特別展として実施いたしました「能登王墓の出土品展」は、まさにそのよ

うな趣旨で開催したものであります。

住友財団から助成をいただいて、現在修復を行っております、能登半島地震による被害仏像の修復完成の際には、「修復完成記念の展示会」などを実施いたしまして、広く町民の皆様、中能登町の貴重な財産であることを知っていただきたいというように考えております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 坂井議員

○16番（坂井幸雄議員） 維持保全ということで、40万円ほどあってありますが、どの程度の助成になっているのかお聞かせ願いたいと思います。せっかく保存されておられましても、展示していただければ愛着がわくかと思しますので、どの程度の保全の支援かをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 堀内教育文化課長  
[堀内浩一教育文化課長登壇]

○堀内浩一教育文化課長 今ほどご質問ありました町指定の文化財の維持管理に係る予算の件についてお答えいたします。

現在、町指定の文化財については、90件余りの物件がございます。町の予算では、1人の方で何件も文化財を持っておいでる方もいるわけなんですけれど、一所有者に1万円ということで、町の財源のこともありますので、それを考慮いたしまして、従来から一所有者に1万円を年間の維持管理費助成金としていくところがございます。

その内容につきましては、その物件にもよるわけなんですけれど、一般的には年1、2回の虫干しに係る経費、それから、例えば書類等でしたら、防虫剤とかそういうような費用、あとは簡単な施設の容器とか、そういう入れ物の修繕経費、そういう程度かと思しますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 教育長さん、是非とも維持保存されていることを一度拝見したいと思しますので、展示会の計画をお願いい

たします。輸送費に対して疑問点がございしますので、そのところ、文化財とかいろいろと大変な経費、保険等が掛かるかもしれません、是非とも展示をお願いいたします。

続いて、2番目いきます。各家庭の住所の番地の表示についてでございます。個人情報に抵触するかはちょっと疑問に思われますが、流通経済の効率化の一貫として、玄関先、並びに郵便ポストなどに住所の表示を推進してはいかがかなということでございますので、よろしく願いいたします。といいますのは、郵政民営化になりましたからは、郵便物に番地が明記してなかったら、差出人に差し戻すということが、今年の年賀状の分からなくなっておるわけでございます。住民台帳には6,400世帯がございます。その内にA地区、B地区、C地区という、滝尾、良川、能登部、金丸、越路とかいう配達区域がございまして、例えば、A地区といたしまして、同姓同名の方が48組おいでます。それは2,700世帯の内の48組でございます。同姓同名でありますので、郵便物に番地がなかった場合には、差出人に差し戻すということが今の通例であり、経済効果が大変悪うございますので、各家庭の家族構成は、個人個人の裁量権で判断していただくことにして、せめて番地ぐらいは推進してはいかがなものかということでございます。よろしく願いします。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

[杉本栄蔵町長登壇]

○杉本栄蔵町長 坂井議員の質問にお答えをいたします。各家庭の住所、氏名、地番等の表示を推進してはどうかという質問であります。合併以前の旧町では、各家庭へ表札を配ったり、家屋を新築されたときに住所並びに家族の名前を記載したプレートを配っていた経緯もありましたが、平成15年に個人情報保護法の制定もあり、中能登町といたしましては、そのようなことは現在、計画しておりません。

しかし、町といたしましては、玄関先に住所、名前は表示を行っていただきたいという強い思いがありますが、あくまでも居住者の意思に因るもので強制はできないと考えております。

近年、宅地造成事業等を積極的に行ってきた結果、町外からもたくさんの方に中能登町に住んでいただくようになり、馴染みの薄い地域も出てきていると思います。各地区内での交流を盛んにしていただき、挨拶が飛び交う地域、町になるよう願っているところでございます。

○議長（田中治夫議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 確かに、町長の答弁では意思が分かるんですけど、あとは個人の裁量権ということでございますので、できたら推進していただいて、あとは個人の裁量権に任せるのみだと思います。例えば保健師さんとか民生委員さんとかは、若い方がおられますので、どの家にどの人がおいでるかは、なかなか戸惑うわけでございます。それで、よかったら町としてそういう方向に向けていただきたいと思います。

次にいきます。これは、この議会で言うべき問題でないかもしれませんが、住民のささやかな声としてお聞きしていただきたいと思います。

旧町の各庁舎の窓口の電話番号でございます。鳥屋、鹿島庁舎は局番はともあれ、下の4桁番号が「1234」ということでございます。鹿西庁舎は「72-3131」ということでございます。また、ファクシミリもバラバラでございます。鹿西は72-3794、鳥屋が74-1300、鹿島が76-1239ということですが、これは町としてはどうこうということですが、統一できないものかどうかということでございます。おそらくNTTに聞いておられるわけですけど、鹿西の番号を見ますと、2000番代、3000番代、4000番代ということで、1000番代はございません。そこ

で難しい問題でございますが、お聞きした点、どのような解答になっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 坂井議員の庁舎の電話番号を統一したらどうかという質問でありますけれども、現状では、各庁舎の代表番号の下4桁は、今、言われましたように鳥屋と鹿島が「1234」、鹿西が「3131」、FAX番号にいたっては3回線とも違う番号になっております。

NTTに照会をいたしましたところ、電話番号は自由に選択できないものであり、各エリアごとに番号が割り振りされているとのことでありました。

中能登地区では、一般電話回線の下4桁の取得可能範囲は、鳥屋地区が74局が0001～2999、1番から2999番、鹿島は76局が0001～2999、1番から2999番、鹿西は72局が2000～4999、2000番から4999番となっております。

この事から、鹿西庁舎は下4桁を「1234」には変更できないこととなります。

現在の電話番号は十分に町民に浸透・周知されていることとご理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 町民のささやかな声でございますので、ケーブルテレビで聞いておられる方はそれで分かったかと思っております。ありがとうございました。これで終わります。

○議長（田中治夫議員） 次に、7番 甲部昭夫議員

[7番（甲部昭夫議員）登壇]

○7番（甲部昭夫議員） 私は、今度の一般質問に地球温暖化問題についてお聞きしたいと思っております。21世紀の最大の関心事として、地球規模で問題となっております地球の温暖化についてお尋ねをしたいと思っております。

昨年末、ミャンマーで猛威をふるったサイクロン、アメリカでのハリケーン、身近なと

ころでは、今年、日本各地に起こった大雨による激流災害、真夏の猛威が原因とみられる熱中症の多発、これらの出来事は地球の温暖化とは関係がないのでしょうか。専門家の話によりますと、地球温暖化の問題はオゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模の環境問題の中でも最も根深く、深刻な問題だと言われております。そして、その原因発生は、私たち人間の企業活動及び日々の生活を通して排出される二酸化炭素の温室効果ガスの増大のみならず、二酸化炭素を酸素に変える森林の伐採による減少も原因であるとの見解が示されております。このような地球の温暖化が進みますと、豪雨や旱魃の増加、海面上昇により土地の侵食、水資源や食糧生活の減少や生態系の変化など、様々な悪影響が我々人類に与えられると指摘されております。従って、これらの悪影響に流されず、私たちが安心して暮らせる安全な環境を創り出すための方策が必要であると考えます。

我が国では、1990年に地球温暖化防止行動計画を決定し、CO<sup>2</sup>の削減を中心とした対策を講じるとともに、地球温暖化の問題は国際的なレベルで取組むため、1997年12月、京都において「地球温暖化防止京都会議」を開催、また2008年7月には、洞爺湖サミットにおいても協議をされたということは、皆さんご承知のとおりであります。

しかし、この問題は、国にお任せというのではなく、県には県の、市町村には市町村の取組みがあるべきでないかと思われております。ちなみに、去る8月31日の北國新聞に、内灘町では10月にCO<sup>2</sup>の排出量が自動車に比べて格段に少ない電気自動車を町公用車として導入するとの記事が報道されておりました。そこで、お尋ねをいたしますが、現在、この町には温暖化防止のための長期計画のようなものがあるのでしょうか。また、具体的に取組んでおられることがあれば町長に答弁を求めたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 甲部議員の質問にお答えをいたします。地球温暖化の現状については、議員ご指摘のとおり世界的に深刻な状況にあると認識いたしております。

7月に開かれた洞爺湖サミットにおいても、2050年までに温室効果ガス50%削減の長期目標が掲げられ、国内でも産業、運輸部門はもとより各自治体に対しても、今後加速的に取組みが求められていくものと考えております。

当町の温暖化防止対策としては、昨年11月、区長会や女性協議会、商工会、学校等の各種団体に呼びかけまして、「中能登町地球温暖化防止推進協議会、通称なかのとエコネット」を組織していただき、今年春には、家庭版及び事業所版の「環境家計簿」を配布していただきました。

また、6月には、全国一斉ライトダウンキャンペーンにあわせて、町内の小学校6年生を対象とした、手づくりキャンドルの作成。7月には、県が行った「県民エコライフ大作戦」のチェックシート配布、更には、県が推奨している地域版環境ISO認証、エコ保育園の認証への支援など、地道ではありますが、啓発活動に取り組んでいるところであります。

温暖化防止に関する「長期計画」につきましては、今年度において環境全般に関する総合的な地域計画を作成する予定であり、その中の一つの分野として、温暖化防止についての取組みを決定していきたいと考えております。

○議長（田中治夫議員） 甲部昭夫議員

○7番（甲部昭夫議員） 現在、当町の公用車の中で、福祉課で1台、ハイブリッドカーを使用していると聞いております。私の一般質問の通告書には、電気自動車というふうに書いてありますけれども、これもCO<sup>2</sup>の削減に低公害車ということになっておりますので、いずれにしてもこの電気自動車と低公害車のハイブリッドを、今後、当町で買い替え



の時に使っていられるものか、そういう考えがあるかどうかを町長にお聞きしたいと思えます。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 公用車等をCO<sup>2</sup>の問題に鑑みて、将来、電気自動車にする考えはないかということですが、現在、CO<sup>2</sup>等の温室効果ガス排出量の少ない、いわゆる低公害車と呼ばれる自動車には、エンジンとモーターを併用して走るハイブリッド車。水素と酸素の化学反応で電気を発生させて走る燃料電池自動車。ほかに、天然ガスやメタノール自動車などいろいろございます。

ご指摘の電気自動車については、発電効率の良いバッテリーを搭載し、家庭のコンセントで充電し、使用するものであります。

当町の公用車につきましては、本年4月現在、77台、その内ガソリン車が57台、軽油車20台を所有しており、その内1台だけではありませんがハイブリッド車を導入しております。

今後、公用車の台数は順次減らしていく予定ですが、更新が必要となった車両については、電気自動車に限らず、購入にかかる費用等も考慮に入れながら、低公害車を導入していきたいと考えております。

また、学校や保育園の給食センターから出る使用済食用油をバイオディーゼル燃料として精製・再利用し、一部の公用車に試験的に使用する計画も、現在進めているところであります。

バイオディーゼル燃料は、軽油と燃費はかわらず、黒煙も3分の1ほどで済みますし、原料が植物性の油ですので、CO<sup>2</sup>の排出量はゼロとなるメリットもあります。

その結果を見ながら、公共施設はもとより、家庭からの使用済食用油の収集・再利用も実施していきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（田中治夫議員） 甲部昭夫議員

○7番（甲部昭夫議員） ただいまの答弁で

は、積極的に替えていかれるということなので、将来、替えていっていただきたいなど、そういうふうに思っております。

8月29日の新聞報道で見たものですが、温暖化対策推進法で自治体に策定が義務付けられている温暖化対策実行計画は、法制定からまもなく10年が経とうとしております。石川県の19市町の内、6市2町が策定すると報道されておりますが、その中に当町、中能登町が入っていることを私は誇らしく思っております。

このように、CO<sup>2</sup>の問題は、今、全世界的な問題として取り組んでおります。私たち日本も、また中能登町も美しく安心して暮らせる環境を創っていってもらうことを希望してこの問題の質問を終わります。

続きまして、ふるさと納税の問題についてお聞きしたいと思います。ふるさと納税、皆さんもご存知のとおりと思いますが、今までになかった新たなこの税制度が制定された意義について私なりに調べてみました。

幼年期から育ったふるさと、成人になり所得税を納めるようになった個人を育てたのは、まさしくふるさとである。ふるさとなくして個人の現在の姿はない。人間形成や技術の習得の大切な時期を過ごしたふるさとに恩返しの意味でご寄附をいただき、そのことによつて寄附が所得税の1割、一定割合を減税するものということは、誠に利になつたことであると思ひます。日本人の精神構造にも合致するものと思われる。個人に対する人材育成のコストがかかっているからであると思ひます。主体的な生活者が増え、地方での就職生活者が増えたとはいえ、やはり仕事が集まる大都市に人口が集中し、産業や税金が集中するのは避けられない現状であり、地方自治体の多くの首長が今、地域主権を唱えているのであります。地域に産業を誘致したり、ふるさとUターンを推奨したり、地道な活動を展開している地方自治体が、今こそ本質的に

地方主権を実現するため、新しい税財政を実現する必要があると思います。このような意義であると書かれてありました。私もこの意義の内容については同感であり、まさしくこのふるさと納税は、地方財政の助け船であり、郷土出身の方々がふるさとを思い、自分の納税でふるさとに貢献し、応援、支援していただく制度は、我々地方にとっては大変ありがたいものであると思います。

中能登町では、この制度でご寄附いただいた寄附金を「ふるさと応援基金」に積み立て、町総合計画に基づく後期高齢者や少子高齢化の対応など、環境問題、安全で安心なまちづくりなどの事業に有効に活用すると聞いておりますが、それには郷土出身者の方々へ積極的な呼びかけをする必要があります。

また、このふるさと納税は、町外の方ばかりでなく、5,000円以上であれば、町内の方でも寄附をしていただけることができるという制度でもあり、目的を持った使い方をすることで寄附される方も安心して寄附金を納めていただくことができ、一定の控除が受けられる特典もあります。この税制度の導入にあたっては、東京や大阪など中央の自治体では厳しい財政の中、更に税収が減少するのではないかと大変危惧されておりますが、我々地方にとっては、これまでの決まった税収入などの財源以外に新たな制度による寄附金での財政収入が見込まれるものであり、中能登町にとっても、またとないチャンスであると思います。

この制度が始まって以来、多くの都道府県や市区町村が地域おこしに役立てようとインターネットやダイレクトメールなどを通じてふるさと出身者へ寄附を募っております。中能登町でも、町のホームページに「中能登町を応援して下さい」との寄附金の案内が掲載されておりますが、地元出身の方々や町内の方々へもっともっとアピールしてご理解をいただき、この制度を有効に活用して地域活性

化に繋げていただきたいと思います。

そこで、町としてこのふるさと納税をどのような方法で周知徹底しているのか。また、今後どのように周知しようとしているのか。杉本町長にこの辺をお聞きしたいと思います。

また、この定例会で、町内の方3名と県外2名の方から多額のご寄附をいただいております。ふるさと応援基金として一般会計の歳入に102万9,000円の補正予算が計上されております。大変ありがたいことだと思っております。私は、今回の一般質問の通告書に現在まで当町に寄せられた実績はどのようなものかとの質問を書きましたが、この補正予算で計上されたものがまさしく実績であると思っております。そこで、補正予算の計上以後に今まで寄せられました寄附金があるのかないのか、また今後、寄附をしたいとの申し出をなされている方がおいでになるのかを町長にお聞きしたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 ふるさと納税について周知徹底するのに、どのような方法でしているのかという質問であります。

中能登町では、町のホームページ、あるいは町の広報誌により、ふるさと納税の呼びかけを全国に向けて発信をいたしましたところ、早速、千葉県在住の方から寄附の申し出があったところです。

また、町の広報誌では、ふるさと納税をしていただいた方のお名前と住所並びに金額と寄附目的を寄附者のご了解のもと、掲載をさせていただきます。

ふるさと納税は、あくまでも寄附される方の善意で行うものでありますので、押し付けや強制になってはいけないと思っております。また、ブームのように一過性のものになっていけぬものと思っております。

今後、様々な会議やあるいは県人会を通じまして、徐々に徹底をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、現在までに当町に寄せられた実績についての質問であります。8月末日において、寄附件数8件で、寄附金総額は185万円です。そのうち、県外の方は4件で115万円ありました。ここに、寄附をしていただいた皆様に改めて厚くお礼を申し上げたいと思います。

なお、石川県内市町の状況では、8月末で寄附者件数76件、寄附金総額961万8,000円であり、県内市町の状況と比べますと、中能登町のふるさと納税の受納額では県内の約2割の額をご寄附いただいていることとなりますので、心からお礼を申し上げますとともにご報告申し上げます。

○議長（田中治夫議員） 甲部昭夫議員

○7番（甲部昭夫議員） 今はまさしく地方の時代であります。ふるさと納税制度が生まれたのも、地方主権の実現に向けた地方活性化の足がかりだと私は思っております。このせっきくの納税制度を中能登町として有効に活用するためにも、関東や関西など町外で活躍されておられます地元出身者の方々に、深いご理解とご支援をいただく必要があると思っておりますが、この辺も、また聞きたかったのですけれども、今の町長の答弁の中にある程度入っておりますので、これは質問として聞きません。ご寄附はなかなか思うように集まるものではありませんが、町からいろいろな会合に出向いたり、ダイレクトメールを発送するなど地元出身者の方々にいろいろな手段で連絡を取るなどして、寄附金でふるさとに貢献していただけるよう、町が積極的にアピールすることが一番大切であると思っております。

また、町民の方でも5,000円以上であれば、ふるさと納税として寄附することができ、確定申告で一部控除が受けられる旨の説明やご相談を積極的に行っていたら、財政事情の大変厳しい中での自己財源の確保を図り、中能登町ふるさと応援基金をより充実させ、目

的に沿った事業の実現に向けて「ふるさとふれあい心を育む中能登町づくり」に努力していただくことをお願い申し上げて私の質問を終わります。

○議長（田中治夫議員） 次に10番、武田純一議員

[10番（武田純一議員）登壇]

○10番（武田純一議員） 私は、今回、放課後子どもプランの推進についてと、不登校の現状と対策について質問をいたします。

先般、マスコミに放課後や週末の小学校の教室などを利用し、遊びやスポーツなどができる居場所を子どもたちに提供する「放課後子どもプラン」を全国の小学校の79%に当たる1万6,547の地域で実施していることが、文部科学省、厚生労働省の調査で分かったそうであります。

実施できていない地域では、指導委員が確保できなかったり、学校側の協力が得られず、施設が利用できなかったりする事情があり、文部科学省は全ての子どもが居場所や遊び相手が見つけれられるよう地域や学校の理解を得る努力をしたいとのこととあります。

調査では、昨年12月実施、公立小学校の96%に当たる2万2,000校分の回答を得ております。

また、両親が共稼ぎの子どもが通う学童保育から移行した「放課後児童クラブ」は69%、1万4,993校区で運営していると報じられておりました。

ところで、放課後子どもプランは、子どもの安全対策や家庭の子育て支援を目的に、2007年から始まり、放課後の小学校の教室など地域の子どもの活動に開放する文部科学省事業と厚生労働省の学童保育事業を一体化するのが狙いがあります。小学校区を単位として指導員やボランティアの地域住民、自治体施設を管理するなどの関係を調整するコーディネーターを配置するよう求めるそうです。当町の取組みはどのようになっているのでしょ

うか。

また、関係する条例も当町にはないと思います。当町の現状は学童保育から移行しました放課後児童クラブ、児童福祉法第6条の2第12項により設置が6カ所、児童館、児童福祉法第40条児童厚生施設により設置が7カ所あります。いずれも児童福祉法が適用され運営されております。

ところでもう一つ、当町には「児童交流センター」があります。平成19年度利用者は3,299人です。このセンターは、児童福祉法に基づくとは記載されておりません。どのような経緯で設置されたのか。また、児童館との相違について、現状のままがいいのか。また、変更されるとしたらどのようにされるのかお答え願いたいと思います。

中能登町議会では、議会の立場から行財政改革特別委員会を設置し、改革に取り組んでいるところであります。放課後子どもプランの設置単位は先ほど申しあげましたように、小学校の校区単位でございます。厚生労働省の学童保育事業との一体化を目的としております。当然、経費の節減も図ることができるのではないのでしょうか。今後の方針をお聞かせ願いたいと思います。

更に、放課後子どもプランに移行されるのか、また、放課後子ども教室は、小学校の26%に設置されていると報じております。子ども教室は、児童館と同じく親の就労に関係なく全ての子どもを対象にスポーツやもの作り、学習支援の機会を設けると定義されております。当町では、該当する子ども教室があるのでしょうか。また、なければ今後の取り組み方をお答え願いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 武田議員の質問にお答えをいたします。武田議員からご質問がありました放課後子どもプランの推進についてのご質問の中で、児童交流センターの問題について先にお答えをいたします。

この児童交流センターは、元々、旧鹿西町で児童館建設の国庫補助を受けて、児童福祉法の規定に基づき、「中央児童館」という名称で建設されたものでございます。また、コミュニティ施設の建設補助も受けて集会所部分をもった複合施設でもあります。

一方、旧鹿西町には、このほかに「のとべ児童館」があり、「児童交流センター」よりも以前に建設されておりました。老朽化により、この「のとべ児童館」を建て替える際に、国の補助条件が変更となり、1校区に1カ所しか、建設補助対象とする児童館は認めないということになりました。このため「中央児童館」という名称を変更して「児童交流センター」としたものであります。児童館としての運営内容は、開館時間や休館日なども含め、他の児童館と同じであります。現在の利用者数は、鹿西地域では最も多いため、他の児童館と同様に児童福祉施設として、今後も運営をしていきたいと考えております。

なお、長期的には、今後の小学校の統合再編と併せて、全体の児童館配置を考えていく必要があると思っております。

放課後子どもプランのことにつきましては、教育長より答弁いたします。よろしく申し上げます。

○議長（田中治夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 それでは、引き続きまして放課後子どもプランについてお答えいたします。たくさんの項目があったかなと思いますので、一つ一つ触れていきたいと思っております。

まず、放課後子どもプランの取り組み状況についてであります。この事業は、放課後、子どもたちに安全で、より一層教育的な活動ができるような、そういう場所を提供しようとするものでありまして、平成19年度から全国的にスタートいたしました。私たちの町では、1年間の検討期間を設けまして、今年度から開始をしたものであります。事業補助金として、国・県合わせて20万円の補助を受けまし

た。町内7つの施設、こしじ児童館、久江小学校、鳥屋公民館、たきお児童館、みおや児童館、かねまる児童館、のとべ児童館で実施しているところであります。

内容につきましては、お茶会や切り絵、習字、手芸、陶芸、そしてお話会など、そういうものを年間60回計画しており、現在30回ほど行われている状況であります。

その次に、放課後子どもプランの設置は校区単位なんだけれども、この町ではどうなるのかということだったと思います。放課後子どもプランの事業は、原則として全ての小学校の校区単位となっております。しかも、学校の空き教室などを利用して、地域の方々の参画を得て実施するというところでありますが、私たちも実施にあたりまして、学校側との協議をいたしました。その結果、いろいろと施設の管理の面などで空き教室を利用するのは非常に問題が多いという結論になりまして、私たちの方では既設の児童館などを活用することにいたしました。

また、保護者の皆さんのご意見も参考にすることで、アンケート調査を行った結果、866名の方々から回答をいただいております。放課後子どもプランを利用するかとの問いに対しまして、利用したいとの希望は約8%、利用しないが27%、わからないというのが45%でありました。このほかに意見として、学童保育の充実を求める意見が非常に多くあげられました。

このようなことから、中能登町ではこれまで児童館事業として取組んできました各種の教室や講座、催し物にこの事業補助金を充当いたしまして、放課後子ども教室として実施していくことにしたわけであります。

その次、放課後子どもプランに移行するのか、方向性についてのご質問があったと思います。放課後子どもプランという事業は、先ほど言われましたように、厚生労働省の学童保育事業と文部科学省の放課後子ども教室を

一体的、あるいは連携しながら実施するものであります。

しかし、学童保育の対象は、共働きなどで留守家庭のおおむね10歳未満の児童なのに対し、放課後子ども教室は全ての児童を対象にしております。そのために、実施にあたりましては、受け入れる施設の問題、そしてそれを運営していく人的スタッフの問題が非常に大きくなってまいります。そういった問題をどのように解決していくのかというようなはっきりした見通しがたたないままに事業がスタートしてしまった面もあるのではないかなというように思っています。従いまして、児童館を利用して放課後子どもプランを実施するのは当町だけではなくて、県内、ほかの16市町でもそういう学校の空き教室でなくて、児童館等で実施されているというのが現状であります。都会では、この事業を担うNPOなどのボランティア的な人材が豊富であるために、事業が進んでおるわけですけれども、私たちのように、地方においては幾つもの難しい問題があり、今後、検討が必要でないかなというように思っています。私たちの町におきましては、どのような形態が最も好ましいのか、地域、保護者の皆さんの要望も踏まえまして、そのあり方を今後も探っていききたいなというように思っております。

○議長（田中治夫議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 町長と教育長に再質問をさせていただきます。

先ほど申しあげました児童館、放課後児童クラブは、これは児童福祉法に基づいて設置されております。本来ならば、中能登町では、担当が福祉課の担当になるのが当たり前でなからうかなと思うんです。合併し、その時の名残で現在も教育委員会が所管をしていると。もうそろそろ本来の方へ戻すべきでなからうかなと思います。そのあたりを町長の方から答弁をお願いしたいと思います。

それから、放課後子どもプランですけれど

も、19年度の国の予算です。文部科学省の予算は68億3,000万円であります。それから、放課後児童健全育成事業、これは放課後児童クラブの方です。厚生労働省の予算は158億5,000万円であります。先ほど、教育長の答弁にありました各児童館20万円というのは、多分、厚生労働省の158億5,000万円ではなからうかなと思います。

もう一つ、先ほど教育長は、放課後子ども教室、これに関しましては、児童館を充当しているのだという答弁でなかったかなと思います。国の求めている、目的としているのは、そうではなしに厚生省の行う事業ともう一つ、文部科学省の行う事業を一体化させると。一体化することによって校区、小学校単位ですね。小学校単位に設けるということによって経費の節減が図られるということでございます。多分、まだできてから日がないので、そこまで議論はされていないと思いますけれども、課長会議の中で、平成18年度にこの指導ができてから、どのような課長会議で議論をなされたのかお答えを願いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 武田議員の質問にお答えいたします。福祉課に戻した方がよいのではないかとということでもあります。合併の時からこのようなことになっております。そのようなお話もあるわけございまして、実態に合わせまして、今後検討してまいりたいと。できるだけ早く実態に合わせていきたい、そう思っております。よろしく願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今後の放課後学童プランのあり方についてですけれども、私たちの方でもいろんな面から検討もしてきましたし、現在、検討もしているところです。現実、小学生が学校を終えたあと、どのようなシステムがあるが一番いいのだろう。子供たちは、スポーツ教室へ行く子もおります。私たちの町には、是非、スポーツに頑張ってもらいたい

という期待ももっております。また、習い事に行く子供もおります。また、家へ帰っても、両親が仕事で鍵がかかっている誰もいないと、学童保育を真に求める家庭もあります。そのような状況を踏まえまして、校区単位が良いのか、放課後学童プランということで放課後の子供たちを1カ所に校区毎に集めて、しっかりと教育的な時間を過ごさせた方が良いのか、今までの状況を延長していった方がより現実的なのかというようなことにつきましては、真剣に検討していく必要があるのではないかなというように思っています。今後の課題の一つとして、放課後のスポーツ教室との関わりも大事なこの町の状況を見ていきますと、大事な問題でありますので、そういったことも含めまして、どういう形が最も理想的なのかということについて検討していきたいなというふうに思っています。

○議長（田中治夫議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 私は、放課後子どもプラン、これは国が作ったからそのままやらなきゃならないという認識は持っておりません。今、教育長の話にありましたように、児童館で放課後子ども教室の役割をさせるのだと。それからもう一つ、両親が共稼ぎなどで家へ帰っても誰も居ないという子どもに関しましては、現在もあります放課後児童クラブ、これを更に充実していただきたいなど。ちなみに、資料をもらっておりますが、去年から見れば、放課後児童クラブ、これはほとんどの所で増えております。共稼ぎの方が増えているのではなからうかなと思います。それから、児童館の方も利用する児童が増えています。大変いいことだと思いますけれども、ただ、経費という面、これも念頭に置かれまして、更に検討を重ねていただきたいと思っております。

次の問題に移ります。次に、不登校の現状と対策について質問をいたします。

7月のある日、歯科医院で医師と患者の会

話に、ある集落には不登校者が比較的多い。その原因に、「無理して子供に辛い思いをさせてまで、学校に行かせなくても良いと思っている親がいる」という話がありました。ほどなく学校基本調査結果が文部科学省から発表されました。それによれば、不登校が増えた原因を聞き取り調査した結果、人間関係がうまく構築できない子供が93%、家庭の教育力低下が82%、先に申し上げました無理に学校に行かせることはないが65%、歯科医院での会話がまさに現実の姿であることを思い知らされたのであります。また、石川県の資料によれば、平成19年度の小学校児童数は6万7,833人、30日以上欠席者は358人でありま。その内訳は、病気欠席が92人、経済的理由1人、不登校229人、その他36人でありま。不登校者は対前年度97.3%、全児童の0.34%であります。過去10年間で最も多かったのは、平成10年度で247人、少ないのは平成17年度で191人であります。中能登町の推移はどのようになっているのでしょうか。また、校區別のばらつきがあれば、差し支えなければお答え願いたいと思います。

次に、石川県の平成19年度の中学校生徒数は3万4,048人、30日以上欠席者は1,110人でありま。内、病気が121人、不登校942人、942人の全生徒に対する割合は2.77%であります。対前年105.8%で過去10年間で最も多いのであります。少ないのは平成10年の772人でありま。その他が47人、経済的理由は小学校は1人でしたが、中学校は1人もおりません。中能登町の実情を報告願いたいと思います。文部科学省では、不登校が増えた原因に、先ほど申し上げました無理に学校にやらなくてもいいと考える保護者が増えたことが大きいと分析しております。

もう一つ、不登校のきっかけでは、いじめは3.5%です。意外に少ないパーセントに驚いております。無気力など本人の問題が38.8%、いじめ以外の友人関係が18.4%であります。

また、親子関係11.1%と分析しております。当町では、どのようになっているのでしょうか。もし、できれば校区間のばらつきもあれば報告願いたいと思います。

また、指導の結果、登校できるようになった生徒は30.5%、効果のあったものに家庭訪問、スクールカウンセラーをあげております。当町の報告をお願いしたいと思います。この数字の中で気になることがあります。病気欠席者が121人でありま。平成12年・14年度が63人でありま。増えた原因等がもしお分かりならばお答え願いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 先ほどの答弁の中で、1カ所ミスがありましたので、訂正をさせていただきます。放課後子どもプランを実施するにあたりまして、保護者の皆様にアンケート調査をしたわけですが、その結果、利用したいとの希望者を先ほど8%というふうにお答えしたわけですが、28%の誤りでした。訂正をいたします。

それでは、今ほどの不登校の現状と対策についてということではいろいろとご質問をいただきました。非常に大事な問題であります。真剣にそして真面目に詳しくお答えしたいと思います。

8月8日付けの新聞で、「不登校、全国で小中学生合わせて12万9,000人、中学生はそのうちの8割、2年連続増」というような大きな見出しで記事が載っておりました。

ここでいう「不登校」というのは、どういうレベルのことであるかということをもってお話をさせていただきたい。文科省でいう不登校というのは、病気や経済的な理由以外で年間30日以上欠席した場合を不登校とっております。

私たちは日常的に不登校というと、1カ月以上、あるいは2カ月、3カ月、とうとう残念ながらあの子は学校へ出てこれなくなってしまうな、時々学校へは顔を出すとしても

ほぼ固まってしまったなという、そういうケースについて不登校というように言う場合もあるわけですが、ここでは、年間トータル30日以上ということですので、私たちがひょっとしたら不登校になるんじゃないかなとか、不登校ぎみだなというようなそういう数字も入った数字であるかなと思っています。

1番目ですけれども、国や県の実態についてお答えいたします。平成19年度、昨年度です。全国の状況ですけれども、学校基本調査によりますと、小学生は前年度より約100人多い2万3,926人で、全児童に対する割合は0.3%であります。中学生の方は前年度より約2,200人多い10万5,197人で、これは生徒全体の2.9%、中学生の34人に1人が不登校の状況にあります。

それでは、私ども石川県の実態はどうかということですが、小学生は前年度より6人少ない229人、中学生は前年度より52人増えまして、過去最高の942人となっております。これが国及び県の実態です。

次、2番目、中能登町になってから不登校の推移はどうなっているのかというお尋ねであったかと思えます。新町が誕生した平成17年度、小学生の不登校は0人です。中学生は17名、3.1%、合わせて17名です。平成18年度、小学生は2人、0.2%、中学生の方は19人、3.5%、合わせて21名の不登校です。平成19年度、昨年度です。小学生1人、0.1%です、中学生は13人、2.4%、合わせて14人。そして、今年度はまだ途中ですが、現時点で小学生は0人、中学生は5人、0.9%というそういう状況になっております。中能登町の小学校では、ここ10年間、ほぼ2名前後となっております。また、中学校の方では平成18年度をピークにして減少してきております。それが私たちの町の状況です。

次、3番目、校区間のばらつきについてのお尋ねです。正直言いまして、一時期、鹿島地区の中学校で多いこともあったわけですが

れども、先生方による不登校生徒への人間関係づくりに向けた働きかけや、新たな不登校を絶対に出さないぞという懸命な努力の甲斐あって、昨年度から著しく改善されてきております。非常に嬉しいことです。

その次、4番目ですけれども、不登校の原因についてということであります。不登校の原因は極めて複雑であります。きっかけや原因、背景は、その子その子によって全部異なります。友だちとのトラブルやいじめ等の友人関係もありますし、授業がわからない、学校が面白くない、友だちがいない、先生が嫌いであるといった学校不適応、無気力や怠惰、そしてストレスや心配ごとなどの心理的な要因、親子関係や家庭の問題など多くの要因があります。また、多くの場合は、いくつかの要因が絡み合っております。従いまして、一つ一つの原因に対して何パーセントというようなそういう数字的なことは、ちょっと出せないというような状況であります。

各学校では、不登校を出さない学校づくりに向けまして、子供たちと向き合う時間を大切にして、子供たちの思いとか悩みについて十分聴くなど、様々な方策を講じて全力で取り組んでいるのが実情であります。

それから5番目ですけれども、不登校の児童生徒の学校への復帰に向けた取り組みについてですけれども、不登校になってしまった子供への対応の基本は、焦らないこと、無理強いないことだと思います。電話や家庭訪問を通して、先生や友だちとの繋がりを大切にして、関わる人の輪を少しずつ広げていくことがポイントであると思っています。

担任の先生と心の繋がりが強まることで、安心感と自信が増して登校できるようになった事例がいくつもあります。

スクールカウンセラーの先生と相談をしたり、教育相談室へ通ったりということも有効な手段ではないかなと思っています。

○議長（田中治夫議員） 武田純一議員



○10番（武田純一議員） 今、教育長の答弁を聞きまして、小学校も中学校も減少していると。全国的に見てもそうですし、石川県にしても、特に中学校、これが増えている中に、中能登町は大変立派な成績でなかろうかなど。関係者の努力に敬意を表する次第であります。

ある新聞の中で、今年の国の基本調査の方ですが、その中で不登校者ですけれども、養護教員や適応指導教室に相談をしたり、指導を受けたりしたのは67%であったと。3人に1人がケアを受けてなかったと。これは国の話です。中能登町の方では、そういうことが先ほどの教育長の答弁ではなかったので安心していただいております。もし、この私が見た文章が正しいとするならば、今後、相談や指導のやり方に関しましても、もう少し検討する必要がなかろうかと。それから不登校の数ですけれども、1番多かったのは2001年です。最高で13万9,000人だそうでございます。文部省はそれを受けまして、平成3年に指導方針を変更しております。それまでは、教育長の答弁の中にもありましたが、焦らない、無理強いをしないということがありました。文部省の方針は登校への促しは状況を悪化させるとの姿勢でありましたが、13万9,000人に上りまして方針を変更したのであります。ただ、待つだけでは状況は改善しない。早期の適切な働きかけをきたし、相談体制の強化や不登校生を受け入れる適応指導教室の充実、ボランティアの積極活用などを図ってきたそうであります。中能登町も多分、今、申し上げました方針を今までと違って登校への促しは逆効果であるということで、方針を転換されたと思うんです。その方針を転換された年度がお分かりになればお答え願いたいと思います。

それから、県の教育委員会から、平成16年2月に不登校への対応ということで、石川県教育委員会から学校の方へ通知がいつているかなと思います。十分それが役立っていて、今

日の立派な不登校生の少ない中能登になったのではなかろうかなと思います。そのあたりも更に答弁を求めたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 不登校への生徒の対応ですけれども、先ほど言われましたけれども、最初のときには、とにかく、次から次と電話なり、訪問なり矢継ぎ早に行って「出てこい、出てこい、みんなが待ってるよ。行こう行こう、車に乗ってちょっとでもいいがい、行ってこんか。」というようにして登校刺激を非常に前面に出して指導をしておりました。そういうようなことは、かえって復帰を遅くするんじゃないかというように言われたのは、私が現場にいた最後のあたりかなと、3～4年前でなかったかなというように思っております。どうしても学校へ出てこれないで、家に閉じこもってしまった子に対しては、「みんな待ってるよ」穏やかにゆっくりと、「決してみんなは、あなたのことを忘れてしまっていないよ」というようなことをゆっくりと話をしながら、少し休ませながら、休息をとらせながらエネルギーを回復していくのを待つというような、そういう状況に応じてといいますか、その子が自分でゆっくりと休養をとって、いろんなことを自分なりに考えて、「よし、頑張ろうかな」というようなそういう状況を踏まえまして、こっちの方でもいろんな対応をしていくというようなそういう対応に最近はなってきております。私たちの町でも改善傾向にあります。できるだけ楽しい学校づくり、一人一人を大事にする学校づくりというものを進めまして、不登校の生徒が増えないように、そういうことで頑張っていきたいなというふうに思っています。

○議長（田中治夫議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） まず、当町の不登校者が減っているということで、先ほど申し上げましたが、敬意を表します。今後とも、不登校者ゼロは無理だと思っておりますけれども、

少しでも減らされるよう更なる努力を期待しまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（田中治夫議員） ここで休憩をいたします。再開は11時40分からです。

午前11時28分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（田中治夫議員） 再開いたします。

2番 諏訪良一議員

[2番（諏訪良一議員）登壇]

○2番（諏訪良一議員） 2件について質問をいたしたいと思っております。

最初に、介護保険財源の現状と課題についてであります。サービスは高く、負担は低くは、新しいまちづくりの指針でもあり、また、町民の願っているところでもあります。

進展する高齢化社会にあっては、要支援や要介護者が増えつつある現状のもとにおいては、必然的に介護サービスの量的増加と質の高度化が求められるのではないかと推察します。このような条件のもとで、介護保険制度を円滑に運営し、且つ、維持しながら更に発展させていくことが、杉本町政に求められている大きな課題でもあらうと考えます。

平成18年4月1日から地域包括支援センターの設置が義務付けられました。これを中心に介護予防を重点に置き、平成19年度以降の介護給付費の伸びを抑制していきたいと、平成18年3月の定例会における町の答弁でありましたが、事業計画に基づいて初期の成果が発揮されているのでしょうか。これらのことを踏まえまして、一、介護予防を推進するには、機能訓練が不可欠と考えられるが、どのような指導をされているか。一、地域包括支援センター設置後の町民の声価と費用対効果をどのように解析しているか。一、保険料は安く、サービスは高くが町民の願いでもあります。次期見直しからの保険料はどのようになるのでしょうか。などについて伺います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 諏訪議員の質問にお答えいたします。介護予防の推進には、機能訓練が不可欠と考えるが、どのように指導しているかという質問ですが、町では、「元気で活動的な高齢者」を増やすことを目的に、平成18年度より介護の重度化を予防するために、様々な取り組みを実施しています。

まず、足腰の筋力低下や閉じこもりによる認知症を予防するため、町内の31会場で介護予防教室を実施いたします。

また、要介護になるおそれが高い高齢者には、運動の意欲を高めるとともに、運動機能向上及び運動習慣の確立を目指す事業を実施しております。

現在、機能訓練の指導には、健康運動指導士などの有資格者や町の職員があたっておりますが、更に町内の運動機能向上の技術を有する方々を発掘し、ご協力を得ながら地域ぐるみでの介護予防事業を展開していきたいと思っております。

今後、町の高齢化は確実に進みます。まずは、高齢者一人一人が「自分の健康は自分で守る」という意識をもっていただくこと、加えて介護予防事業の充実や体制を整備していきたいと考えております。

次に、地域包括支援センター設置後の町民の声価と費用対効果をどのように解析しているかという質問ですが、平成18年度に設置をいたしました中能登町地域包括支援センターは、高齢者の総合相談や虐待の早期発見、介護予防事業の実施、軽度認定者へのケアプランの作成やケアマネージャーへの支援などを行っております。

センター設置後の町民の声価もしくは評価ですが、この評価を総合相談の受付回数としてとらえますと、平成19年度は、1,294件と前年度より334件増加しており、相談人数は延べ281人増えております。これらは町民の介護への関心の高さを表し、センター業務の

重要性がうかがえます。

次に、設置後の効果ですが、要介護認定者数の推移では、平成12年度当初549人が、平成17年度は833人となり、前年度からの伸びは106%でした。それ以降、101%と伸び率が減少傾向にあり、現在は881人です。

これは、介護保険制度の普及が要因と思われるのですが、一部は介護予防事業による効果が見られたのではないかと考えております。今後も、より一層健康の維持・予防介護に力を入れていきたいと思っております。

次に、「保険料は安く、サービスは高く」は町民の願いでもあります。次期見直しの平成21年からの保険料はどのようになるのかという質問ですが、介護保険料算定の元となる介護サービス給付費は、2分の1が公費負担、残りの2分の1は、65歳以上の第1号被保険者及び40歳から64歳までの第2号被保険者の介護保険料で負担をしております。

現在の中能登町介護保険料の基準額は4,300円ですが、県内19市町のうち5番目に低く、そして健全な事業運営を行っております。

平成21年度からの介護保険料は、介護サービス給付費が現在よりどの程度伸びるかを予測し、また、今後の法改正の内容を把握して介護保険料の見直しを行うものであります。

現在、3カ年の計画を策定しているところであり、計画策定委員会等で協議していきたいと、そのように思っておりますのでよろしくご理解をお願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） 今ほどの答弁での費用対効果の方が十分に説明されなかったように思いますので、していただきたいと思っております。

それから、再質問ですが、運動機能の向上事業で、機能訓練指導員の資格をもった方々のサービスの導入をどのように考えておいでるか。もう一つ、計画の見直しの都度、保険料の値上げにならないよう、地域包括支援セ

ンターの機能を十分に発揮してほしいものと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（田中治夫議員） 坂井福祉課長

[坂井信男福祉課長登壇]

○坂井信男福祉課長 諏訪議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の費用対効果の説明でございますが、地域包括支援センターの事業額がどのように費用対効果につながったかということでございますが、数字にして申し上げるのはなかなか算出しがたく思っております。そういったことで、先ほど町長が申しましたように相談回数の増加、介護給付費の伸びが下げ止まりにあるといったことで、私は効果が出ているとそういうふうに思っております。それと機能訓練のお話でございましたが、町内には柔道整復師等で介護されている方が10人ほどおいでというふうに把握しております。そういったことで、介護予防の計画を立てるときには、介護予防教室に参加されている、そういった方々のご意見も取り入れて計画を立てております。そういったことで、そういった参加されている方々で、そういう教室を開きたいということになれば、町としてもそういう講師の発掘に努め、そういうふうに来年度からでも検討をしていきたいと思っております。

それと、3点目でございますが、計画の見直し等は値上がりにつながらないかということでございますが、介護保険料の算定につきましては、先ほども町長が少し申し上げましたが、介護給付費の総額で公費2分の1、残り2分の1は65歳以上の第1号被保険者が19%、それと40歳から64歳までの第2号被保険者の方が31%ということで、それぞれ負担割合が決まっているわけでございます。そういったことで、介護予防事業をはじめとして、そういう給付費の抑制につなげて、少しでも負担は軽い方向で計画できればなということをお思っております。

○議長（田中治夫議員） 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） 介護のサービス、奥は大変深いものがあると思うんですが、とにかく町民の方々から喜ばれるような地域包括支援センターになっていただきたい。このことを要望いたしたいと思います。

次に、JR七尾線の利用促進についてであります。北陸新幹線の開業に伴い、JR西日本から並行在来線が分離されて第3セクターでその経営を引き継ぐことにでもなることを想定した場合、その枝線でもある七尾線の存続に危機感を持たざるを得ませんが、これは考えすぎでしょうか。

利用実績の向上なくして存続なしとは極論とも思われるかもしれませんが、身近なところに2つの事例があります。それは、穴水～輪島間と穴水～蛸島間です。論より証拠、国鉄が民営化された現在では、言葉ではなく利用実績が問われることは申すまでもありません。自分たちの足は、自分たちで確保するとの基本理念に立って、真剣に議論すべき時期にきているのではないのでしょうか。町民の足としての利便性や町の活性化などを考慮した場合の経済効果は計り知れないものがあるかと推察します。JR七尾線の利用促進については、七尾線沿線の自治体及び地域住民が一丸となって取り組むべき、大きくしかも重要な課題であることは論ずまでもないと思います。能登二宮、良川、能登部、金丸といった4つの駅を有する当町が、その先鞭をきって町ぐるみでJR七尾線の利用促進運動を展開してはいかかかと考えます。これらのことを踏まえまして、一、当町にもたらす経済効果をいかほどに評価されているか。一、存続に危機感を持つが、存続の見通しはどうか。一、存続対策の一環として利用促進運動を展開すべく必要性があるのではないかと思います、いかが受け止められているかなどについて伺います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 諏訪議員からJRについて、3点の質問をいただきました。

最初にJR七尾線の当町への経済効果をどのように評価しているかとの質問であります。当町には能登二宮駅、良川駅、能登部駅、金丸駅の4駅があり、いずれの駅も町の玄関口として町内外の皆様の通勤、通学の重要な交通手段として利用されているところであります。

平成19年度の1日あたりの乗車数は、能登二宮駅が131人、良川駅が322人、能登部駅が658人、金丸駅が172人であり、4駅とも駐車場や駐輪場が整備されていることから、町外からの乗降客も多く、乗車券等の販売においても経済効果があるものと喜んでおります。

また、町内には、県立鹿西高校があり、七尾や羽咋方面からの生徒も多く通学をしていることから、能登部駅周辺の商店にも多少であります。潤いもあるなど、JR七尾線は当町にとっての重要な生活路線として認識をいたしております。

また、各駅には、駅振興会が組織されており、駅舎や駅舎周辺の環境美化活動等を通じて、乗降客の皆様が気持ち良く駅を利用できるよう努力をいただいているところであります。

そのため、町といたしましても、各振興会への助成措置を講じているわけでございますが、今後は、振興会の活動内容の充実を図るとともに、更なる乗降客の利便性の向上と乗車率の増加を目指し、鋭意努力していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

次に、JR七尾線存続への危機感、存続の見通し及び存続対策としての利用促進運動の必要性と展開についてのご質問についてお答えいたします。

JR七尾線の存続につきましては、もし存続できない状況になれば、当町においてはもちろんであります。能登地域や石川県全体

におきましては計り知れない影響があるものと厳しく認識をしております。しかしながら、新幹線の開業や少子高齢化による乗降客の減少、そして車社会の拡大など、七尾線存続に影響を及ぼす要因も多種多様であります。現在、県や沿線の自治体等で七尾線強化促進同盟会が組織され、七尾線強化のための評議が行われておりますが、今後、議員のご指摘のとおり、より危機感をもった協議会を同盟会の中で展開していく必要があると私も考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） 七尾線の先鞭をきって当町が利用促進運動をしようと思う時に、町長の意欲を聞かせていただきたいと思えます。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 先ほどもお話をいたしましたように、当町には4駅あるわけがございます。そういう中で、修学旅行とか、あるいはいろんな団体が行かれる場合には、当町の駅を使っていただく。また、サンダーバードが良川に停車しております。それらにつきましても増やしていただく。また、その地域によりましては、臨時に能登部駅に止まっていたこともございますし、JRとともにいろんな企画もされております。そういう時にも積極的に参加もさせていただきたいと思っております。また、先ほどお話いたしましたように、能登全体で七尾線強化の組織もつくっております。それらにも積極的に関わってまいりたいと、そう思っております。

○議長（田中治夫議員） 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） 当町から大きな活動にさせていただくことを期待しまして、質問を終わりたいと思えます。

○議長（田中治夫議員） 次に、8番 藤本一義議員

[8番（藤本一義議員）登壇]

○8番（藤本一義議員） 今回の質問は、当町における教育現場の実態についてであります。

去る6月12日付けの新聞報道には、先生の頼りは法務局と、大きな見出しで記事が載っております。内容は、県下でのモンスターペアレントによる先生方の苦悩を記すものであります。

平成19年度には、33件の方が精神的なうつ病、神経性の病で休んでおられるように書いてありました。この数字は、10年前の6倍にもあたるようです。これを機に、私も少々、方々で聞いたところ、これに近い話は耳にいたしました。また、県の教育指導課の方にも問い合わせをいたしましたが、具体的な内容については明解な答えが得られませんでした。そこで、当町の教育の現場では、このあたりの実態をどのように把握されているのかお聞きしたいと思います。教育長のお答えを願います。

○議長（田中治夫議員） 藤本議員、(2)の方も続けて質問して下さい。

○8番（藤本一義議員） もう一つあるんですが、この携帯電話については後ほど内容を述べさせていただきます。それもあわせてお願いしますが、取りあえず、1問目のモンスターに関する答弁を願います。

○議長（田中治夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 ただいまの藤本議員からいただきましたモンスターペアレントのことについてお答えいたします。

モンスターは怪物、ペアレントは親、怪物まがいの親ということになります。

まず、私たちの町における実情ですけれども、そういうモンスターペアレントといわれるほど、あまりにも自己中心的で理不尽な要求を繰り返しているような保護者の方というのは、ありがたいことにはありません。学校から教育委員会へ相談されたり、報告されたりという事例も今までは全くありませんでした。

ところで、モンスターペアレントとは基本的に異なることであるわけですが、本来、学校へ相談したり、連絡をしたり、依頼をしたり、そういうようなことをすべきところを、お名前も名乗らないで、直接、教育委員会へ言ってこられるケースがあります。場合によっては、町教育委員会を飛び越して、県の教育委員会や文部科学省へ不平不満を言われる方もおられるのは事実です。正直言って、学校への不平不満とか疑問、要望も時にはあるかと思えます。そういった折には、是非、ご面倒でも、直接、学校へ出向いていただきまして、校長先生や担任、担当とよくご相談されるのが一番だと思います。もちろん、場合によっては、私たち教育委員会も一緒に誠意を持って解決への努力をしてみたいです。学校と家庭と地域社会が手を取り合って、子供たちの教育に全力で頑張る町でありたいと考えております。

○議長（田中治夫議員） 藤本一義議員

○8番（藤本一義議員） ただいまの教育長の答弁で、当町の内容は分かりました。今のところ、差し当たって特に問題になるようなことがないというように認識をさせていただきます。ただ、県下での実情もあります。ここらあたりでも、深刻な問題としてならないとは限りません。先ほど教育長が言われましたモンスターペアレント。とかく身勝手に、理不尽な要求で、先生方、また学校当局、教育委員会等へも難題を持ちかけると。こういうことはないに越したことはないんですが、もし、具体的な事例として持ち上がった場合の対応策、先ほど教育長が言われました、いろんな組織との連携を取りながらやっていくように申し述べられておりましたが、どこの所でも当初はそういうような発想だとは思いません。新聞報道にあったように、とにかく先生方がどこも相談がなくて、法務局頼りとなるようなことにならないように、今ほど申しました組織力を活用していくと。とかく個人

では抱え込まずに、気軽に相談できる窓口を広げる等の具体的なことがもしありましたらお答え願います。

○議長（田中治夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 私たちの町では、どの学校も学校と家庭とのより良い信頼関係、あるいは絆を築く努力を行っておりまして、開かれた学校を目指して頑張っております。モンスターペアレントの心配はないものと信じておるわけですが、万が一そのような事態が起こったらというようなご質問であったかと思えます。もし、そういうようなことになれば、その該当の先生は、その対応に膨大な時間とエネルギーが奪われてしまいます。精神的な苦悩も増して、教育活動に打ち込めなくなったり、結果として学校全体に悪影響が広がっていくのは必至です。場合によっては、学校を破壊することにもなりかねません。先ほどお話がありましたように、先生が誰にも話すことができないで、人権擁護の相談窓口を利用する場合とか、法務局に法律上の助言を求めたり、弁護士に相談をするということもあると聞いております。決して個人の問題として、一人の先生に押しつけることなどあってはなりません。学校長を中心に、教職員全員が組織をあげて対応し、解決策を見出し出していくのは当然のことです。私たち教育委員会も学校と一体となって、解決に至るまで支援を続けてまいります。決して私たちの教育委員会は、それぞれの学校で、開かれていないと思っております。いつでも気軽に多くの先生方が訪れてくれております。とにかく肝心なのは、教育委員会と学校が連携をしてモンスターペアレントなどの問題が起こらないように、そういう地域の教育環境を築いていくことではないかと思えます。皆さん方のご理解とご支援を是非よろしく願いたいなというふうに思っています。

○議長（田中治夫議員） 藤本一義議員

○8番（藤本一義議員） 今の答弁の中で、

受け皿について、特に教育委員会が中心的な役割を果たすように、教育長の方から心強い回答が得られたと思います。こういうことに対しては、毅然とした態度で臨んでいただきたいと思います。

次に、もう1点であります。子供たちへの携帯電話への対応であります。

今、大人社会では、日常の必需品的になっておりますが、子供の世界にも広がっているように聞いております。これもあるニュースで知ったわけですが、ある学校では、子供たちの保護のための活用、要するにいろんな事故にあった時の連絡手段とか、またある学校では、逆に持っているけど登校時には学校で管理と、その学校ごとにその取り扱いはいろいろあるようでございます。当町ではどのようにこの問題に対して考えておられるか。また、当町の小中学生等では、携帯電話の所有等はどのように把握されているのか、この件についてお聞かせ下さい。

○議長（田中治夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 携帯電話についてのご質問でありました。学校で携帯電話が必要になることは全くありません。従いまして、中能登町の中学校では、携帯電話を持ってくることを禁止しております。また、保護者の皆さんにも、極力お子様に買い与えないようお願いをしてきているところであります。もし、学校で見つけた場合は、即座に預からせていただきます。そして、保護者の方と連絡を取り、事情を説明するとともに生徒へも十分指導を行った上で返すということになっております。携帯電話は手軽で便利な反面、出会い系サイトなどによる犯罪の温床になったり、ネットいじめや高額な通信料の請求など、次から次へと問題が生じておまして、学校だけでは対応しきれない、そういう状況も生まれております。学校では生徒ばかりでなく、保護者集会や家庭への依頼文章を通じて、適宜、携帯電話の問題について対策を取ってき

ております。ただ、小学校につきましては、中学生に比べ携帯電話を必要とする度合いも低いものですから、具体的な対策は取っておりません。中学生は、もし持っているとしても、家庭の方でこっそりと、ということになるのかなというようなことを思いますが、どれほど持っているのかというような調査については、今のところやっていないのが現実です。今後は、保護者の皆さんに協力もいただきまして、実態を把握して、必要な対策はとっていかねばならない、そういう段階にもきているなと思いますし、PTAと連携をして、早急に対応すべき課題であるとも思っております。

○議長（田中治夫議員） 藤本一義議員

○8番（藤本一義議員） 今の説明で、当町における内容は、ほぼ理解できました。ただ、携帯電話等も逆に言いますと、売る方の側からは、子供には悪いのが入らないようにとか、日進月歩、内容が進んでおります。そういう内容を踏まえて、子供に持たすとかいう親も出てこないとは限りませんし、そこらあたり実情、世間の状況等を十分把握されて、これからのご指導を願いたいなど。

義務教育での指導といたしますのは、学力はもちろんですけど、倫理も含めて、物事の良し悪しを明確に判断できる子供さんの育成をしていただくことを期待いたします。教育に携わるものとしては、とにかく言われたいではなく、威厳を持って事にあたっていただきたい。

以上を申し上げて私の質問を終わります。

○議長（田中治夫議員） 昼食のため、1時30分まで休憩いたします。

午後0時18分 休憩

午後1時30分 再開

○副議長（古玉栄治議員） それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

4番 宮下為幸議員

[ 4 番 (宮下為幸議員) 登壇]

○ 4 番 (宮下為幸議員) それでは、9 月議会におきまして、2 つの質問をしたいと思いをます。

1 つ目は、温暖化対策の実行計画について、2 つ目は、A E D について、質問をしたいと思いをます。

まず 1 番目の温暖化対策の実行計画について、平成12年には、平成20年から平成24年まで、国の温室効果ガスの排出量を1990年比で 6 % を削減することを約束した京都議定書が設けられています。これを受けまして、当町でも温室効果ガスの削減目標を設定し、温室効果ガスの排出抑制のため、率先した行動をとる計画書が平成16年に出されています。その中で、一つの項目としまして、温暖化対策実行計画が16年度より19年度、3 年間の間に 13% 増になっております。なっているのはなぜか。

2 番目に、各庁舎の各課の進捗状況は。

3 番目に、20年度上半期実行計画の実績はどうなっているのか。

4 番目に、なかのとエコネットの環境家計簿の成果はどのように出ているのか。それと、温暖化対策地域推進計画で、民間部門の排出分も算定分析されているのか。

5 番目に、上下水道施設の電気使用にかかわる温室効果ガスの排出が大きいと思われるが、今後どのような対策を考えられるのか。

6 番目に、なかのとエコネット学校部会でのエネルギー環境教育がこれからどのようにして行われていくのかをお聞きしたいと思います。

○副議長 (古玉栄治議員) 杉本町長

○杉本栄蔵町長 宮下議員から地球温暖化対策の実行計画につきまして、6 つの質問をいただきました。順次、答弁をさせていただきます。

中能登町地球温暖化防止実行計画は、町有

施設での事務、あるいは事業の実施に際し、地球温暖化防止に向けた取組みを計画的に実行することを目的として、平成18年3月に策定したもので、平成16年度のCO<sup>2</sup>総排出量4,261トンを基準として、平成18年度から22年度までに、その6%減の4,005トンにまで排出量を抑えることを目指して、毎年進捗状況を公表いたしております。

平成19年度の進捗状況は、6月30日に公表をいたしました。総排出量が4,816トン、基準年に比べ555トン、約13.3%の増加となりました。

増加の原因につきましては、基準年度の平成16年度以降に本格稼働した「健康ハウス憩」など、新規施設のエネルギー使用量によるものが6%となっております。

また、CO<sup>2</sup>排出量については、燃料や電気などの使用量にCO<sup>2</sup>排出係数とよばれる係数を掛けて算出するわけではありますが、電気量の排出係数に関しては、北陸電力の公表する数値を使用しております。16年度に0.436であった係数が、平成19年度には、志賀原子力発電所の2号機の停止などの理由により、0.457に変更され、この数値の変更による増加が3%となっております。

そして、残り4%の増加の原因としましては、上下水道における加入率の増加や昨年4月のケーブルテレビ開局など、事業増加による既存施設のエネルギー需要の上昇が原因と考えられます。

そのため、電気使用量の削減を今年度の重点的な課題とし、従来の電気使用状況の分析と改善を行っているところであります。

前年度の反省を十分に生かし、効率的に、しかし住民サービスの質の低下につながることをないよう配慮した削減対策に取組む所存でございます。

次に、各庁舎の進捗状況についてですが、今年度の削減重点課題を電気使用量とし、3つの行政庁舎では、毎日その数値を確



認し、日々の電気使用量の報告を行っております。

報告された使用量につきましては、グラフ化し、庁舎内LANシステムを活用し、全ての職員がいつでも閲覧できるようにしております。

また、使用量の推移を前年度と比較できるグラフを、庁舎電気使用量と同様、庁舎内LANシステムに全職員が閲覧できるようにしております。

そのほか、朝の外気を取り入れて空調効率を上げたり、事務所内の照明の間引きを行うなど、庁舎全体での取組みも積極的に行っております。

次に、各課の進捗状況としましては、各課から一人、実行計画推進員を出し、各課に属する施設や設備のエネルギー使用量を、翌月の土・日を除く5日以内に直属の課長に報告、課長は参事に報告する体制に改善しております。

その際、前年・前月と比較し、大幅に増加している場合は、すぐに原因を追求し、担当者に指示できる体制を整えております。

3庁舎の電気使用量日計については、8月から行っているところでありますが、全ての行政庁舎が前年度比で減少という成果が現れてきていますので、他の施設への導入などを検討しているところでございます。

3つ目の20年度上半期実行計画の実績はどうなっているかという質問でありますけれども、現在、4月から7月までの実績がまとまっております。これによりますと、現在の町全体のCO<sup>2</sup>総排出量は約1,340トンで基準年全体の約31%となっております。

このうち1,032トンにつきましては、電気使用による二酸化炭素排出量となっておりますので、今後は施設ごとに電気使用量削減のための目標数値を設け、基準年比6%減の早期達成に向けて努力する所存であります。

4つ目の環境家計簿につきましては、町全

体で地球温暖化防止に取り組むきっかけとすることを目的に、今年4月中旬に平成20年度版を全世帯に配布いたしました。

この家計簿は、平成20年4月から平成21年3月分までの月ごとの電気・ごみの量を記録し、平成21年4月に回収を行い、夏頃に集計結果の公表を行うものとしており、現在は町の皆様に取組んでいただいている最中であり、算定分析は行われておりません。

回答いただく結果につきましては、今後の地球温暖化防止に取り組む上での大切なデータとして活用させていただければと思っております。

また、今年度は、中能登町全体の温室効果ガスの量を算出する地域計画を策定する予定としております。

5つ目の上下水道施設の電気使用にかかる温室効果ガスの排出が大きいと思われるが、今後考えられることはという質問であります。

実行計画上では、上下水道関係施設は、電気の使用にかかる温室効果ガスの排出が最も多い部署となっており、平成19年度に至っては、実績で1,104トンと、全体のおよそ23%を占めております。

しかし、この電気使用量につきましては、浄水場・下水道処理場の施設を運営するためのものであり、住民のライフラインを守るためには決して欠かすことのできないものであり、まず公共施設全体の中で、努力で減らせる施設を優先して減らすことが先決であると思っております。

6つ目の「なかのとエコネット学校部会」のエネルギー環境が行われているかという質問に関しましては、教育長より答弁いたします。よろしく願いいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 引き続きまして、なかのとエコネット学校部会での取組みについてお答えいたします。

取組みの内容ですけれども、町内6つの小

学校の6年生を対象に、環境学習の一環としてライトダウンキャンペーンを行ってきております。

夜、家庭で不必要な電気を消すために、学校で手づくりのキャンドルを製作いたしまして、家庭で使用してもらっているものであります。また、製作の際には、地球温暖化の話や家庭でできるエコライフの話を児童に聞いてもらっています。

なお、この活動は、なかのとエコネット設立前の平成18年度から保健環境課が主体となって継続して実施しているものです。

学校では、エネルギー環境教育ばかりでなくて、従来よりごみの削減や分別、リサイクル、節電・節水についての勉強や取組みも行っているほか、ピオトープを設けて環境保全教育も行っているところです。

これらのことを踏まえまして、来年度からは、滝尾小学校が正式に「いしかわ学校版環境ISOのモデル校」となりまして、町内の拠点校として、環境学習を積極的に展開していきたいというように思っています。環境にやさしい学校づくりを目指して、二酸化炭素の削減、廃棄物の削減、資源の有効活用などを子供たちと教職員が協力して、環境保全活動を展開し、他の学校へ、家庭へ、そして地域へと環境対策の輪を広げていきたいというように思っているところです。

○副議長（古玉栄治議員） 宮下為幸議員

○4番（宮下為幸議員） 今、町長が、日々の電氣量を削減をされると言われました。職員の皆さんが毎日その日報なりをつけておいでると思いますが、町民皆さんにそういう事例的な、毎日というか、発表は目に見えているのかどうか。そして、その電氣使用量が中能登町は717万キロワット使っていますが、金額的に、簡単に掛け算すれば出てくると思いますので、分かればしていただきたいと思います。

それと、上下水道課の施設の電氣量が3割

程、3分の1ということでは言われましたが、その対策として、今、東京都とかいろんな自治体で、1番お金がかかる上下水道の施設に太陽光、薄型太陽光という、そういう電池が完成しまして、試験的に汚泥層の上に取り付けて行っているという所があります。これから太陽光の薄型、そういう太陽光がでますので、そういうことをこれから考えていく必要があるのではないかと。かなりの電気をその施設に回されるということをお聞きしておりますので、その辺、考えておいでるのかどうかお聞きしたいと思います。そして、この717万キロワットの電力を使っているわけですが、今、太陽光とか風力発電を少しだけ出しているところがあると思いますが、その電氣はどれくらい、実際、何キロワットくらい出ているのか。中能登町全体で、もし分かりましたらお願いしたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 小林保健環境課長

[小林玉樹保健環境課長登壇]

○小林玉樹保健環境課長 宮下議員の再質問でございますけれども、順番はちょっと逆になるかと思えます。

太陽光を利用しました発電でもって、上下水道等にかかる電氣等の使用量を賄えないかということがあったかと思えます。これにつきましては、確かにいろんな形の機械が出ています。これからもどんどん進んでまいりますので、その度に、掛かる経費等も考えながら、能力を勘案しながら入れられるものは入れていかなければならないような状態になっていくかと思えます。それはもちろんのこと上司が決められることと思っておりますが、そういうような形の方へ流れていくことになってお思います。

それから、町全体の電氣についてのご質問もあったかと思うんですが、それについてはちょっと今、細かい数字を把握しておりませんので、また後ほど答えさせていただきたい

と思います。

○副議長（古玉栄治議員） 松栄上下水道課長

[松栄哲夫上下水道課長登壇]

○松栄哲夫上下水道課長 宮下議員の再質問にお答えいたします。上下水道の施設にかかる温室効果ガスの排出は、上下水道の施設でかかっているのは事実です。全体のおよそ23%で、大変心苦しいなというふうに思っております。今後、施設の統廃合も進めていくことも、減らす一つのもとだと思います。

それから太陽光のことについて言われましたが、その辺は費用対効果も含めて検討してみたいというふうに思っております。二酸化炭素を減らすために、大変な投資をするといったことが良いのかどうかということも含めて検討してみたいというふうに思いますのでよろしくお願ひいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 宮下為幸議員

○4番（宮下為幸議員） 上下水道の電力消費については検討されると言われましたが、ここに、ある新聞に国土交通省の試算によると、全国に3,000カ所の下水処理場があるらしいです。その処理場は、太陽光と風力を利用すれば、50万世帯の電力が消費できると。それだけできるということは、今の洞爺湖サミットではありませんが、環境問題を考えていくときに、是非、地方自治体が一番やりやすい所じゃないかなということをお私に思いますので、是非、皆さんでいろいろ検討していただきたいなということをお思います。それと、今、言われた毎日のデータ、6月30日に出されたと言いますが、それが日々、町民の皆さんに分かるようにということになってないですね。それをちょっとお聞きしたいと思ひます。

○副議長（古玉栄治議員） 小林保健環境課長

○小林玉樹保健環境課長 現在のところ確かになっておりません。年に1度まとめたもの

を発表するトータルだけでございました。そのような状況が必要となればしていかなければなりません、ただ、慌てて数字も出してあります関係で、誤りも若干あるんです。そういった部分を考えますと、早々にそういう数字を公表して良いものかどうかという思いもござひます。ということで、行く行くは確かに毎日チェックできるような体制が本来必要なんでしょうが、現在のところは、もう少し待っていただけたらありがたいかなというふうに思っております。ただ、行く行くはそういうふうに進めていきたいとは思っております。

○副議長（古玉栄治議員） 宮下為幸議員

○4番（宮下為幸議員） もう1つだけ、数値目標ですが、平成22年度までに6%削減する。19年度までは、13.3%増ということになっていますが、段階的に20年、21年、22年まで実際に削減できるような数字なのかどうか、その辺を最後に聞きたいと思ひます。

○副議長（古玉栄治議員） 小林保健環境課長

○小林玉樹保健環境課長 ご質問ですけれども、20年度、それから21年度、22年度は最終年度になりますので、本年度は当初の基準年の6%増という形で見させてもらっております。来年度は、それを基準年度近くに戻させていただいて、最終的に22年度には、6%減というのを達成していきたいと、出来ると思っております。そのためにいろんな方からもご意見等をいただきながら、職員一同、頑張っておりますので、必ずや達成できるものと思っております。

○副議長（古玉栄治議員） 宮下為幸議員

○4番（宮下為幸議員） 今、課長から平成16年の基準値まで戻すと言われました。1,260トンですね。それまで戻すと、0.2~0.3%の削減率になるわけですね。また、平成22年度までに戻すということになれば、多分にして250トンか、そこらぐらいの削減をするとい

うこととなりますので、是非、実行して、2年後を楽しみにしております。また、来年もどのように出されるか分かりませんが、この目標値をクリアしないと京都議定書に基づきませんので、是非、実行していただきたいなと思います。

それでは、次のAEDについて質問したいと思います。

8月の終わりに、能美市を中心に石川県の学童野球選手権大会が開かれました。その中で、辰口球場、根上球場、寺井球場、この3つの球場全部にAEDが設置されてありました。「早いですね」と聞いたら、ある時、子供に球が心臓に当たったそうです。心臓震盪というんですか、そういう不整脈が生じて、すぐそのAEDを用意したと。当然、そこにいる職員が心肺蘇生法を全部できて、AEDも使うことができたものですから、その子が救急車が来るまでの応急処置としてAEDが多分使われたらしいのですが、それで一命を取りとめたと言われています。中能登球場でも、なぜ付けていただきたいかという、中学生・高校生・学童を含めて、年間1,100人ぐらいが使用しています。大人も、もちろんその中に入るわけですが、是非、スポーツ施設、球場にこだわらずに、付ける考えはあるのかどうか。そして、今、このAEDが中能登町で何カ所ぐらい、設置されているのかをお聞きしたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 AEDの設置場所は何カ所あるのかと、また、中能登野球場を中心に、体育施設にも取り付けるべきではないかという質問であったと思います。

AEDは、2004年7月より医療従事者ではない一般の方でも使用できるようになり、病院や診療所、救急車のほか、駅、スポーツセンター、商業施設、公共施設等、人が多く集まる場所での設置が呼びかけられているところであります。

現在、中能登町には、役場の3庁舎、中能登消防署、鹿西高校、高山リード、アルプラザ鹿島などに設置されております。

今後、町では小中学校に優先的に設置し、また、各公共施設にも必要に応じて順次設置していきたいと考えております。野球場にいたしましても、その考えにつきましてどれくらい使用されているのか、そういうことを鑑みながら順次設置していきたいと、そう考えているところでございます。

○副議長（古玉栄治議員） 宮下為幸議員

○4番（宮下為幸議員） 町長の前向きの答弁を聞きました。1台30万円程するらしいです。リースですと月々5,000円程の金額なんですけれど、町長がいつも言われておる「子供たちは中能登町の宝や」と、そういうつもりで是非、子供たちの安全・安心を守るために、考えていただきたいなと思います。以上で私の質問を終わります。

○副議長（古玉栄治議員） 次に、11番 上見健一議員

[11番（上見健一議員）登壇]

○11番（上見健一議員） 先般行われた洞爺湖サミットにおいても、最重要課題の一つに取り上げられた地球温暖化問題についてお尋ねいたします。

今日、地球温暖化問題が深刻な状況にあり、京都議定書が採択され、我が国のCO<sub>2</sub>を主とする温室効果ガスの排出量を1990年度で6%削減することが決定され、その実行年度が本年4月よりスタートしました。この約束を実行するため、平成10年、地球温暖化対策の推進に関する法律が制定されました。この法律により、地方公共団体は温室効果ガスの排出抑制等のための処置に関する計画を策定し、公表するとともに、毎年の実施状況についても公表することが義務付けられています。こうした状況の中、我が町でも、平成18年3月に「中能登町地球温暖化防止実行計画」を、県下の町では、いち早く策定し取り組んでおり

ます。

現在、石川県内19市町のうち、策定済みは6市2町にとどまっており、当町の取組み姿勢は地球温暖化防止活動のモデル地区に入っているものと思います。ところが、今年6月に公表された平成19年度の当町のCO<sup>2</sup>の排出量は、目標が基準年度である平成16年の6%減となっているにもかかわらず、13%の増加となっています。電力係数や新たな施設の増加等もあると思いますが、実質、増加に間違いのない事実だと思えます。そこで、質問いたします。

まず、先の宮下議員の質問に対し答弁があった部分で、納得した点については省略してお聞きしたいと思います。

まず、13%増になったのは、どんなことが欠けていたのか。町で欠けていたこと、職員が欠けていたこと、本気になって取組んだのか。

次に、今年度も5カ月過ぎているが、時系列的に見て、今年度から最終年度まで、年度ごとの目標値。先ほど、小林課長からも答弁がありましたが、より詳しく説明していただきたいと思えます。また、今年度の目標値内に排出量を抑えるための4半期ごとの目標数値と実績、それを達成するための具体的な施策、今年の夏の実行事例と効果、今年の冬の具体的なまくろみとその成果見込みをお聞きいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 上見議員の質問にお答えいたします。

平成19年度の二酸化炭素排出量が基準年度比で増加したことについて、どんなことが欠けていたのか。また、本気になって取組んだのかとのことですが、町職員全員、本気になって取組んだつもりであります。ただ、18年度はあまり際だった努力もなく、CO<sup>2</sup>の排出量が基準年に比べ約2%減少しました。こうしたことで、取組みに甘さがあった結果とも

考えられます。

これに加えて、実行計画の中でも、点検と推進方法として取り入れている、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルによる、継続的な改善を基本とした、推進体制の整備と進行管理の実施に欠ける部分があったものと反省しております。

そこで現在、町エコネットグループ・メンバーの有識者から助言をいただきながら、22年度での目標達成を目指し、私をはじめ職員一同、昨年の反省材料として、懸命に努力しているところでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

また、今年度につきましては、4,515トンに抑えることを目標にし、21年度では4,250トン、そして最終年度の22年度にはマイナス6%の目標数値である4,005トンとなっております。その4半期の排出量目標としては、1,128トンに設定しております。

そして現在、第一4半期の実績は955トンに抑えることができております。

達成に向けた取組みとしましては、現在、各行政庁舎の電気使用量の日計をグラフ化し、全ての職員が自由に閲覧できるようにしております。

その状況を各自把握することにより、それぞれがその担当施設ごとに、冬季には暖房の設定温度を見直すことも可能であります。また、職員も当初戸惑いはあったものの、徐々に意識改革はなされつつあり、今年度目標、そして最終年度での6%削減は達成され得るものと考えております。

また、庁舎の空調や照明について、省エネ効率を上げる取組みができないかを北陸電力に相談をしたところであり、今後につきましては、北陸電力の提案にのっとったエネルギー効率の改善や各課・施設ごとに目標設定などを行い、取組んでいきたいと考えておりますのでご理解のほどよろしくお願いたします。

○副議長（古玉栄治議員） 上見健一議員

○11番（上見健一議員） 次に、私が過年度の議会で質問した件での確認をいたします。

行政のマネジメントにISOシステムを取り入れ、町の行政方針から各課の業務計画の実行に至るまで、PDCAシステムを運営し、成果を目指せばどうかについてですが、前向きに検討する旨のご答弁をいただき、大変力強く思っている次第です。そこで、中能登町役場へのISOシステム導入検討の結果及びISOシステムを活用したPDCAサイクル運用の活動事例及びその効果についてお聞きいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 お答えいたします。議員から提唱されましたISOシステムを活用したPDCAサイクル運用とは、企業的経営感覚のもとで、行政事務の流れの中に事務事業の点検・評価、その後の処置・改善を取込んでいくことであると考えております。

中能登町では、これまでの事務事業の流れは、簡単に申し上げれば予算、決算、成果報告ということで、その後の点検・評価・改善・処置という段階が欠けていたように感じております。

また、合併後、行政改革ということで申し上げますと、組織機構の見直し、教育委員会組織のラピア鹿島への集約、保健センター機能の「すくすく」への集約等の見直しを実施いたしました。また、行政の情報化推進では、ケーブルテレビを活用した情報化の推進、公共施設の有効活用では、社会福祉協議会事務局を「ゆうゆう」に設置、地域協働の推進では、地球温暖化防止への取り組みを行ってまいりました。

こうしたことは、一定の行政改革の成果であると思っておりますが、これらを更に継続的な業務改善につなげていくためには、ISOシステムを活用したPDCAサイクル運用が必要と思っております。

現時点では、具体的な成果は見えておりま

せんが、平成19年秋から行政評価の試行実施に向けて、事務事業ごとの行政評価調書の作成作業を始めております。

合併後、行政改革の一環として取り組んでまいりました事務事業の見直し、組織機構の見直し、行政の情報化の推進等について再度の点検・評価を繰り返し、そして処置・改善策を見いだしていくような事務改善に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（古玉栄治議員） 上見健一議員

○11番（上見健一議員） ただいま、答弁をいただいた2点のことは、町長一人が一生懸命頑張っても、町の職員全員が協力していかなければ実行が難しいことでもあります。

そこで、職員を代表して、副町長、教育長、3人の参事の方に、この2点についての決意をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 小山副町長

[小山茂則副町長登壇]

○小山茂則副町長 お答えいたします。今ほど、質問が2項目にわたってあったわけなんですけど、これにつきましては、先ほど、町長の方から答弁があったとおりでございます。職員一丸となって、私どもはじめ頑張ってまいりたいとこのように思いますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど、上見議員の方から、大変大事な本質に迫るお話がありました。私たち教育委員会にいる者といたしまして、いくつかの課題というものがあるわけです。その一つは、学校現場の教育活動の活性化、そして目指す教育活動が効果を上げるようにということ、それから、今年度始まりました教育施設の統廃合ということで、教育委員会部局がラピア鹿島の方に移りました。そのことも大変良い成果を生んでいくなというように思っております。更に、いろいろと教育行政全般にわたりまして、これでいいのかと、もう少し、どうしたら改善ができるのかとい

うようなことを絶えず念頭に置きまして、日々取り組んでいるところです。一つ一つできるところからやっていきたいなというように思っております。いろんな成果が出ましたら、またご報告したいなというように思っています。

○副議長（古玉栄治議員） 服部参事兼総務課長

[服部顕了参事兼総務課長登壇]  
○服部顕了参事兼総務課長 CO<sup>2</sup>の削減、それから行政マネジメントにおけるISOシステムの導入というところでの決意ということでございます。どれを取りましても、職員一人一人が意識を持って取り組むことが大切だと思います。意識を持てば行動も変わります。そういう信念のもとで、私たち職員一人一人が意識を持って、これから取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○副議長（古玉栄治議員） 林参事兼監理課長

[林富士雄参事兼監理課長登壇]  
○林富士雄参事兼監理課長 地球温暖化防止のためのCO<sup>2</sup>削減のために、いかにエネルギーを節約するか。また、事務改善のためにどのようにして見直しをかけていくかという決意表明でございますが、従来のやり方にとらわれず、改善すべきところは真摯に改善をし、また、職員からもアイデアを募りながら、事務改定についても努力をしたいと思っております。

○副議長（古玉栄治議員） 岡野参事兼住民課長

[岡野昇参事兼住民課長登壇]  
○岡野昇参事兼住民課長 先ほどの上見議員の参事の決意ということでございますが、今ほど4人の方が申しあげましたように、私たち職員、全員同じ気持ちでもっております。町長を先頭に、職員一丸となって改善、点検、評価そのもの、あらゆる点について検討し直し、町の発展のために取り組んでいきたいと思っております。

○11番（上見健一議員） 終わります。

○副議長（古玉栄治議員） ここで10分間、2時30分まで休憩いたします。

午後2時19分 休憩

午後2時30分 再開

○副議長（古玉栄治議員） 再開いたします。

答弁漏れがあります。小林保健環境課長

○小林玉樹保健環境課長 宮下議員のご質問の中で、1件、全施設での電気の使用量に対する質問がございました。それで、使用量といたしましては、717万2,263kwhでございます。金額にいたしますと、各々契約が違っていて、簡単に単価は出せないんですが、トータルしましたところ、大体1億5,000万円程になるかと思っております。それで、質問の中にありました上下水道に関してでございますけれども、こちらの方では、5,100万円程になります。以上、取り急ぎ調べました数字でございます。

○副議長（古玉栄治議員） 次に、20番 杉本平治議員

[20番（杉本平治議員）登壇]

○20番（杉本平治議員） それでは、今議会にあたりまして、提出してある一般質問の通告書に基づきまして、質問をさせていただきます。

まず初めに、中能登町の公立保育園のあり方等について、この点について質問を行いたいと思っております。今、全国的に政府の規制緩和による保育所の民営化が大きく課題となっているわけでありまして、私は、これを一つの主題として、町長に見解を求めるわけでありまして。

日本保育協会の事務局長の高橋吉則さんが、わざわざ新聞で投書して、次のような見解を述べております。このことは大事なことだと思うので、町長にきちっと聞いておいていただきたいと思っております。

保育所は児童福祉法に規定された児童福祉

施設であり、保育は物を扱う商売でなく、何でもかんでも成果をあわせればいいというものとは違うのではないかと。

今日、時代は変わりましたが、両親とも働いて保育にかけるという状況は、子供から見れば何も変わっておりません。子育てをめぐり、様々な悩みを持つ親も多く、豊かな経験と実績を積んできた保育所は、果たすべき役割は益々大きくなっているのです。

これを前置きして、1点目といたしまして、町長にお聞きしますが、町長は保育所の役割についてどのような見解を持っているのか。まず、1点目に答弁を求めます。

2点目といたしまして、2004年に公立保育所の国庫負担金が措置費から一般財源化された結果、6割の自治体が保育所運営費を減らしているのは実態であります。そういう中で、政府は保育制度の見直しの定義を次から次と発表いたしております。それによりますと、1番目、施設整備や職員配置についての今までの措置費のなかで処理していた全国一律の最低基準を廃止して地方に委ねる。2番目、保育が必要な子供の保育提供に市町村が責任を持つ方式から、保護者と事業者が直接契約を結んでいく方式に変えるなど、今、政府は、この保育所をターゲットにいたしまして、財政の問題を一つの旗印にして締め付けているわけであります。地方財政は逼迫している中で、このような国の基準がなくなれば、自治体にとって財政的にも大きな負担が伴うことが必然であります。地方自治体としての国の責任も、町長は行政の長として、国に対してこの問題について、国の責任を強く要求すべきではないか。このように思うわけでありませんが、この点について町長の見解を求めます。

3点目として、町長に見解を求めますが、中能登町の能登地方における魅力は何かということでもあります。今、中能登町は、次から次と宅地造成を行っております。「ゆりが丘」宅地造成で35戸を販売しようとしております。

今日まで、中能登町は子供を大切に、医療でも県内にトップを維持している。また、この点については、町長自身がいつも挨拶の中に、町民に誇らしげに必ず入れておられるわけがあります。

保育についても、5カ所の公立保育と1カ所の私立保育に安心して子育てができるという、今日の、中能登町の姿ではないかと思っております。先にも述べたように、児童福祉法の第1条の理念、第2条の育成の責任、第3条の児童福祉原理の尊重、この3つの原則、これをどのように町長は理解しているのか。また、これからの中能登町づくりの中に、どのように基本方針を打ち立てていくつもりなのか。これは本当に大事なことだと思いますし、中能登町の発展の中におきましても、欠かすことのできない原則だと思うのです。この点について、町長の見解を求めます。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 杉本平治議員の質問にお答えいたします。

中能登町の公立保育のあり方を考えるということで、1番目の保育につきまして、児童福祉法に基づいて運営されていると考えているが、中能登町としての考えはどうかという質問ですが、町といたしましては、児童福祉法を遵守すべきことは当然ですが、そればかりではなく、元気で感受性豊かな子供たちを育てるために必要と思われる事業につきましては、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

当町では、ゆとりある保育施設、園児バスを利用した園外活動、また今年度には、園庭の暗渠整備、鯉のぼりのポールの設置や花いっぱい運動など、いずれも最低基準とは別の視点から取り組んでいるところでございます。

続きまして、2番目の、今、全国で保育の規制緩和と、民間による市場化の導入を拡大しようとしているが、中能登町としてどのように考えているかという質問ですが、保育室



や園庭の面積基準の撤廃等、国の最低基準改正について報道されておりますが、実際には国において検討の段階であると思っております。そうした改正は、都市部における待機児童の解消に有効と思われませんが、当町においては幸い待機児童もなく、現在その必要は生じておりません。

また、公立保育園の民営化の流れについてですが、サービス向上と経費削減を目指して切磋琢磨された民間事業者の経営を取り入れるものであると認識しております。

当町においても、多様化する保育ニーズに応えるため、また厳しい財政の中、効率的な運営を模索するため、指定管理者制度導入及び民営化に向けた検討も必要でないかと考えております。

3つ目に、子育てに希望が持てる将来を切実に願っているのが若い親である。行政が責任を持って、その要望に応えていくことが大切であるとの意見でございますが、町といたしましても、中能登町の将来を考える時、少子化対策、そして子育て支援の取組みは最も大切な大きな柱だと考えております。今後も、子育て世代の方々の声に耳を傾け、次代を担う子供たちの育成に精一杯努めていきたいと考えております。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） ただいま、町長から保育運営についての中能登町の責任がある保育行政をこれからも続けていきたい。このような答弁がありました。私は、その答弁のとおり、これからも是非ともこの子供に優しい、そして安心して子供を預けられる、そういう保育所運営を続けていっていただくことをお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、消防の広域化でございます。この点につきましても、今日まで、私、広域圏の議員をしておりましたが、この点につきましても、広域議会の中でも、1回も発言したことがな

かったわけでございます。だが、今、全国的にこの問題が欠かすことのできないことになりつつあるということ。そういう中で、私は、この中能登町議会の中で、この点について町長の見解を求めて、広域行政の中で、この問題について具体的に協議をしていただきたい、こう思って発言するわけでありませぬ。

まず初めに、総務省の消防庁が、現在計画を進めている消防本部の広域化であります。

先般、消防職員の方々に聞いたわけですが、実際に当事者である職員自体が、この点についてきちんと論議もされておられない、そういう実態があるわけでありませぬ。消防職員にさえきちんと知らされていない中で、合併が先にありきでなく、今日の七鹿消防の職員数、規模等は国の基準をきちんと守った数を求められているのかどうかということも、お聞きしたいわけでありませぬ。

全国的になかなか消防職員になる方々がおられない。だから職員の数がなかなか確保できない。下回っているというのが実情であります。だから、私は、こういう問題をとらえた場合、どうすれば良いのか、きちんとこの問題について論議すべきでなからうかと考えております。

先般、新聞で大きく記事が出ておりました。表題は消防広域化で命と財産が守れるかということでありませぬ。全国の消防の数がどのようになるかという一覧表が出ておりました。石川県は、この総務省の消防庁の作成した資料によりますと、2008年8月1日で示された数字では、現在、石川県は消防本部が11本部あるわけでありませぬ。それを5つの本部に編成、縮小するということが新聞等で発表されておりました。これは総務省の一方的な発表だと思うのですが、これによりまして、町長にお聞きしたいのは、七鹿広域消防の位置付けについては、今日までこの点についてどのように議論がなされているのか。この点を答弁願いたいのでありませぬ。

ご承知のように、七鹿消防の本部は、七尾市にあります。平成18年3月30日に竣工したところであります。職員数は150人、平成19年4月1日現在で150人いるわけでありまして、消防本部も新たに平成18年3月30日に竣工したわけでありまして、そうしますと、広域化によりまして、このような建物、職員数等がどのように変化していくのか、この点について広域議会の理事として出席している町長の答弁を求めたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 消防の広域化についてお答えいたします。

平成18年6月に消防組織法が改正されまして、併せて市町村の消防の広域化に関する基本指針が定められ、消防の広域化が推進されることになりました。

これを受けて、県では、今後の消防のあり方として、石川県消防広域化推進計画が策定されました。

推進計画では、広域化対象市町の組み合わせとして、5ブロックの消防本部体制とするもので、当町は能登中部ブロックに位置付けされています。

能登中部ブロックとは、七尾鹿島広域圏事務組合消防本部、そして羽咋郡市広域圏事務組合消防本部ということでございます。

そこで、七尾鹿島広域圏で議論されたかたのお尋ねですが、正式な議論はされておられません。

消防の広域化についての認識は持っておりますが、具体的には、今後協議会を組織して検討していくことになると思います。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、今、町長の答弁では、羽咋郡市と七鹿とが一つのブロックになるという、そういう一つのものがあるということ。これは発表されたわけですね。私は、そういうことがきちんと中能登町の議会の中にも、これから論議される場を設

けていただきたいし、また、実際に消防に携わっておられる方々、150人の方々がこの点についてどのように考えておられるのか。議員の中にも消防のベテランの方がおられますが、私は門外漢といたしまして、こういう点については、きちんと議論をして、これに対処していただきたいということを町長に要望しておきます。

消防の一つの基準というのがあるそうでございます。火事を最小限にとどめて、延焼を防ぐ。消防の任務ですね。部分燃焼、その家屋が部分的に焼ける。これを家屋20%までが部分燃焼というか、火事だということになっているそうであります。火事の場合はその家屋の20%に燃えるのをとどめるという、それが一つの消防の努めになっているそうです。そのために、出動から6分30秒以内に現場に到着して、放水を開始されなければいけない。こういうことになっているそうであります。現場での放水準備にかかる時間は約2分、逆算すると、緊急走行時間は4分30秒以内に、本部から燃えている現場に到着しなければいけないということになるわけでございます。それらが広域化によって、どうこれを守っていくのか。これをやはりきちんと論議しなくてはいけないと思うのです。七尾の消防は先ほど言いました、平成18年に新しく新築したんです。羽咋と七鹿で消防が一つのブロックとなったら、真ん中の中能登町の辺に建てればちょうど良いとか、そんなことにはならないと思うんですよ。18年に新しく建てたんですから。無駄なことはできないと思うんです。そうしますと、遠く離れた羽咋郡市は、果たして4分30秒以内に火事現場に出動することができるのかどうか、こういう点についても疑問を感じているわけでありまして。

次に、消防力であります。これもお聞きしたんですが、消防自動車には、火事の場合、乗員5人が乗らなくてはならない。これは規則になっているそうです。救急車は、3人体

制が必要であると言われております。七鹿消防力は、現在どのような配置になっているのか。非番の方もおられれば、出勤の方もおられます。そういう中で、同時に救急車も出勤する。火事だということで消防自動車も出勤する。最低8人が必要です。

以上、私は2点を述べましたが、こういう点について、現在の七鹿消防本部の中では、どのようなになっているのか、分かる方がおられたら答弁を求めたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 小山副町長

○小山茂則副町長 お答えいたします。現在の広域圏の消防体制、それから救急体制については、先ほど言われた基準は、消防自動車の方は5人ということは聞いております。救急車においては3人、搭乗して出勤されるということも聞いております。ただ、その実態として、今一度確認いたしましてご報告させていただきたいと、このように思いますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） この問題を提起したのは、消防広域化で果たして火が消せるかということ。そういう一つの問題をとらえて提起したわけでありまして、これからも行政の責任者として、具体的に一つ一つの例をあげて、こういう問題についてきちんとしたものを確立していただきたい、そのように思うわけでありまして。

それでは、次の質問に移りたいと思います。これは、能登総合病院の問題であります。私、広域議会に出ておりました時に、総務委員長をしておりました。今年の2月の定例議会で、総務委員会の取りまとめをして、委員長報告を行いました。このことをまず冒頭に言いまして、この点についての町長の答弁を求めたいのであります。

総務委員会の全会一致での報告は、次のように行いました。病院事業については、平成20年度が経営改革の最終年度であり、収益的

収支において予算のとおり単年度黒字決算に向け、より一層、関係職員一丸となって努力していただけますように要望いたします。こういう委員長報告を行ったわけでありまして。それで、町長に1点目として伺います。

病院の収支状態の現状と見通しについて、まず1点目、報告を求めます。経営改革で示されたとおりに進んでいるのかどうか。

2点目、現在の能登総合病院のお医者さんの数と看護師の職員体制は、今日どのようなになっているのか、計画どおりに推移しているのか。これが2点目であります。

3点目といたしまして、旧第2病院の跡地の問題点。これは総務委員会の中でも、よく論議されたわけでありまして、この第2病院の跡地の再利用について、現在どのようなになっているのか。この点について具体的に説明を求めたいのであります。以上、3点、答弁を求めます。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 公立病院の現状についてであります。能登総合病院では、平成18年度を経営改革元年として、3カ年での単年度黒字化を果たすとの経営シナリオを作成し、懸命に取り組んでいる最中でありまして。

17年度決算では、14億円あった欠損額は、18年度には6億3,000万円に、そして19年度決算では1億6,600万円と、ほぼ3年間で10分の1近くに削減されており、全職員一丸となって努力しているのは明白でございます。

こうした中で、20年度の重点目標を、一つ目は、住民に信頼される、安心して安全な地域医療の提供、二つ目には、持続可能な病院経営の確立イコール単年度収支の黒字化としており、このための重点施策として次の3点を明示しております。

まず、一つ目には「診療収入の確保」や医師を除く職員給料の3%カット等の「給与費の適正化」、・「経常経費の削減」との重点項目を設け、この効果で単年度収支の改善を図

るものであります。

二つ目の重点施策には、「積極的な医療連携の推進」がうたわれております。ここでの重点項目は、患者紹介率の向上、地域医療機関との役割分担等の整備、出前講座の開催やマスコミ等への積極的な情報提供、そして広報誌の全世帯配布などによる、地域に開かれた病院づくりを挙げております。

三つ目の重点施策には、「患者サービス及び医療の質の向上」があり、これによる効果は、地域住民に対する安心・安全な医療の提供を目指すものであります。

これらの施策を展開することにより、本年度予算では、約1,200万円の黒字予算を計上できるまでになり、改革は着実に進められております。

そして、今後もたゆまぬ経営努力が払われていくことを確信し、暖かく見守っていきたいと思っておりますし、また、議会の流れも同じであると認識しております。実際に皆様には、より一層のご理解をいただきたいと思っております。

また、医者数と看護師数につきましては、ご存知のように麻酔のお医者さんが誰もいないということで、川口管理者が一生懸命に探し、3名、常勤ではありませんけれども、大体確保されてお医者さんはいでるということであります。看護師については、順次、募集をしておりますけれども、7、8名足りないということで、一生懸命に確保に頑張っておられるというところでございます。

また、旧第2病院の再利用について、先般、結論が出たかとの質問でありますけれども、これにつきましては、中能登町2名、それに七尾市2名、能登病院2名で委員会をつくり検討され、現在の段階では、賃貸契約する予定であります。1年間の坪単価が4,800円、対象面積が4,283.5坪で、年間2,056万800円の賃貸料となっております。

契約は、今年10月下旬を予定しており、期

間は約20年ということになっております。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本平治議員  
○20番（杉本平治議員） 私、先月、能登病院へ4日間、人間ドックということで入ってまいりました。能登病院に投書箱というのがありますね。8カ所か。思いつくままにその中に投書してきたんです。早速、能登病院から電話がかかりました。指摘のところについては、すぐ改修したということであります。また、私、病院に久しぶり、あまり行くところではありませんけれども、本当に久しぶりに病院に入ったら、前の能登病院から見れば、看護師さんのあたり、患者さんに対する接遇、本当に良かったなと思って、そういう点についても感謝の言葉で投書してまいりました。そういうことが、これからの病院の中で大事なことはなかろうかと、そう思うのです。だが、一つ問題があるんです。町長は、知っておられるかどうか知りませんが、今、どこの病院でも、透析の患者さんが増えております。能登病院でも増床したんです。透析患者を受け入れるために。だが、現在、看護師さんが所定の数が集まらないということが原因で、夜間透析を縮小しようとしているんです。だから、今まで来ておられた夜間の透析患者さんは、ほかのところへ斡旋するから、そちらの方へ移ってもらえないか。どうしてもという方については、能登病院は受け入れておりますよ。そういうことが、看護師不足の中に出てきているんです。せっかく、透析のベッド数を増やししながら、私は、そういう中で、公立病院の位置付けとして考えた能登病院、なんか住民の感覚からみれば受け入れがたい、そういうものがあるわけでありまして、だから、七尾市の方が私のところへ来られまして、この点について具体的に何かしてもらえないか。能登病院に、私、電話をしました。担当者は、どうしても夜間でなければならぬという方については受け入れる。だが、これからそういう患者さんもどこかへ移っても

らって、昼の透析患者ということにしていきたいと思います、私は、電話で能登病院と話をしておたんですよ。今、町長が言ったように、看護師さん、なかなか能登病院に集まらない。初め、25人募集しておりました。今、若干名ということになっておりますが、私は、そういう点について、本当に病院自体は、したくてもできない、そういうものがあると思うんです。そういう点について、行政として病院任せでなしに、どう手助けをしていくかということ。これはやはり大事な行政の努めではなからうかと思うんです。この点を町長に要望しておきたいと思います。

昨年度、総務委員会として、広域圏の総務委員をしておりました時に、東京都の青梅市の市立病院へ研修に行ってきました。その青梅市の市立病院の院長さんが、次のような、私たちに言葉を述べられました。というのは、能登病院のお医者さんの数が少ないということ。看護師さんの数が少ないということ。よくこういう数で、病院経営をやっておられるということを言われました。試みに言いますよ。青梅市は562床、七尾鹿島の能登病院は434床、職員数は、正規も非常勤もいれまして、青梅市は805人、能登病院は497人なんです。これでは、能登病院の経営は至難でなからうかと。川口管理者もその時一緒に行ったんです。青梅市の病院長が懇談した時にそう言われました。私は、こういう点について、行政側も積極的にこういう問題に、病院任せでなしに、取り組むべきでなからうか、私はそう思うんです。そうしなければ、先般の新聞に出ておりました「公立病院、身売り加速」という大きな記事です。「公立病院、身売り加速」、こういう記事が載っているんですよ、新聞に、朝日新聞です。医師不足、19カ所の公立病院が民間に譲渡されたということです。町長はどうかこうにか黒字経営に能登病院はなりつつあるということで、努力を評価されておりますが、こういう点について、本当

にこれからも目を離さずにやっていく必要があるかと考えております。

話はとびますが、今、自民党の総裁選挙をやっております。社会保障費を2,200億円、小泉内閣は一律にカットしてきたんです、今まで。これではできないということで、このカットを見直ししなければいけない、そういう声が自民党の中にもあがってるんですよ。町長にお願いしたいのは、こういう無謀な社会保障費、段々と年寄りが増えてくる中に、社会保障費をカットする。無条件に2,200億円カットする。私は、そういうあり方はいけないと思うんです。こういう点について、もう少し地域の声を国の方へあげていく、そのことが大事ではなからうかと考えております。

次に、これについては、強く要望しておきます。ただ、線香花火に5人の自民党の議員が党首になりたくて、おどっとるだけですからね。どなたがなされるか分かりませんが、この点については、一番悩むのは地域の自治体の責任者なんですよ。能登病院の公立病院なんですよ。そういうことがないように、国に2,200億円の削減が前段にありきのこういう予算の組替えをしてもらうように強く要望していただきたい。

次、答弁を求めますが、2点目といたしまして、能登病院の建設にかかった原価、200億円かかったと言われておりますね。民間病院へ行って、私、聞いてきたんです。あれだけの病院で200億円かかるはずがないということなんですよ。どこにどうなって200億円かかったか知りませんが、この200億円の減価償却が、今、能登病院の足を引っ張ってるんですよ。減価償却がなければ能登病院は黒字なんですよ。前の能登病院は、毎年1億円の黒字を出していたんですよ。だから、この減価償却という金額を現在、借入れしている利息というのは、何パーセントなのか。これを借り換えして、少しでも安い借入金に変更できないかどうか。これは自治体では、国も

積極的に進めておりますからやっておりますね。借金の借り換えを。能登病院はどのようになっているのか。この点について、一つ、現状を報告願いたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 服部参事兼総務課長

○服部参事兼総務課長 お答えいたします。まず、消防の広域化というところで、町長、副町長、答弁されましたが、その中で消防の実態というところで細かい数字がありましたので、私の方から、まずお答えさせていただきたいと思います。

議員、ご指摘のとおり、国の消防力の基準によりますと、消防車につきましては5人、救急車につきましては3人ということであり、消防車については、地域の実情に応じて3人～4人というところの消防署もあるようでございます。七鹿消防本部では、4人の乗車ということになっております。その中で、消防の広域化によって消防力が低下するのではないかとご指摘もありました。まず、この消防の広域化につきましては、消防本部の統合が先にあります。それを受けて、そのあと消防署の整備ということになるかと思っておりますが、消防署につきましては、地域の実情に応じて、それぞれ距離等も考えて、範囲も考えて設置してあります。配置してありますので、そういうところまで整理・統合の対象にはならないはずであります。なるとするならば、そこは力強く消防の時間等を考慮して訴えていかなければならないと、そう思います。

それから今、広域圏の減価償却に伴う金利、あるいは金利の借り換えということでございます。それにつきましては、詳しく調べまして後ほど答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 今、服部参事から消防のことについて答弁がありました。私も

それを希望しているんですよ。今、新聞に出ているのは、消防本部の統合ですね。11が5つになる、石川県が。その次にくるのは、町村の合併と一緒にですよ。次、地域の消防署が合理化される。これは間違いないと思うんです。そうしなければ、何のために消防庁がこういう課題を出してきたかということなんです。だから、服部参事は、その時は力強く抵抗して、そういうことにならないようにするという言葉いただきましたので、これは参事なしに町長の方からこういう言葉をもらわないと駄目だと思います。町長はその点どう思うのか。一つよろしく、答弁を再度お願いいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 私も「安心・安全なまちづくり」を掲げておりますので、住民の方々がマイナスになるようなことは、とことん反対してまいりたいと思っております。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） この言葉を町長の公約として、一つ、議事録にとどめておいていただきたいと思います。

私、ドックに入りまして、本当に看護師さんといろんな話をしてきたんですよ。部屋の電球が切れていて、私が見つけたのではなく、次の人が見つけたんですけど、言ったらすぐに替えにきて、替えた後の言葉がその患者さんに「ありがとうございました」と礼を言って、その看護師さんは部屋から戻って行かれました。私は、そういうお礼の言葉が患者と病院との一番大事な接点になると、そう思いました。ありがとうございますという言葉がかけられて、腹を立てる方、おらないわけです。私は、そういう点で、今、公立能登病院、町長の言うように少しでも黒字化に向けて頑張っているわけですから、行政としても、先ほど申しましたように減価償却の問題もきちんと把握されて、手助けするものは手助けして、少しでも早く安心・安全

の病院になるように頑張ってくださいますことをお願いいたしまして、今議会に対する私の一般質問を終わる次第であります。どうもありがとうございました。

○副議長（古玉栄治議員） ここで、3時40分まで休憩とします。

午後3時28分 休憩

午後3時40分 再開

○副議長（古玉栄治議員） 再開します。

1番 笹川広美議員

[1番（笹川広美議員）登壇]

○1番（笹川広美議員） 皆様、こんにちは。一昨日、9月14日は久しぶりに美しい中秋の名月をめぐることができました。広い宇宙に包まれ、不思議と感謝の心に満たされるそんな静かな夜でした。この秋も豊かな心、感謝の心を忘れず、中能登町の皆様と共に前進してまいりたいと決意しております。

それでは、通告順に質問を行います。

まず初めに、安心・安全な町づくりについて質問いたします。議会初日にも、杉本町長より報告がございました7月8日の集中豪雨は、特に町内の林道に大きな被害をもたらし、さらに床上浸水1棟、床下浸水19棟の浸水被害を発生させました。地球温暖化による気候変動が大きく起因したゲリラ的集中豪雨や大風の大型化が叫ばれておりますが、さらに近年、前線が北陸近辺に停滞しやすくなり、水害の被害が多くなっております。東北や関東、東海地方のように過去に大規模な水害を経験していない地域であり、防災対策のブラックゾーンとして緊急の対策が急がれます。このことを深く認識され、浸水対策の取り組みを強化し、大切な住民の生命と財産を守るよう行政に強く要望いたします。当町では、1時間に20ミリ降ると浸ってしまう、毎年浸っているという浸水常襲地域があります。このような地域に住む方々は、日々不安を抱え、浸水被害を受けた時、大変な悲嘆と苦痛を強い

られております。早く何とかしてほしいと悲痛な声を上げておられます。

そこで1点目の質問として、この浸水常襲地域に対して、きちんとした対策のための検討会議は持たれているのでしょうか。具体的な今後の取り組みについてもお聞かせ下さい。

また、住民が自らの住む地域の水害に対する危険度を認識し、水害時に迅速に避難活動を行うためには、洪水ハザードマップは必要不可欠であります。

2点目として、当町の洪水ハザードマップの作成はどのようになっているかお聞かせ願います。水害では、急激な雨量、河川の水位の変化にともない、迅速な情報の収集と伝達が何より大切になります。今では多くの人々が利用している携帯メールによる緊急情報の配信はとても有効なものと考えられます。配信内容としては、時間あたり降水量などの気象情報、災害発生時における道路の冠水や破損、床上、床下浸水などの被害情報、地域ごとに指定された場所への避難勧告などの防災情報が盛り込まれます。

3点目として、携帯メールによる緊急情報の配信サービスの導入へのお考えをお聞かせ下さい。以上、安心・安全な町づくりについて3点の質問にお答え願います。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川議員の質問にお答えをいたします。安心・安全な町づくりについてお答えをいたします。浸水常襲地域の対応につきましては、鹿西地区で3カ所あります。能登部上の鹿西高校付近については、平成19年度事業で一部水路改修をした結果、浸水は少しありましたが、改修した効果が出ております。今後は鹿西高校のグラウンド内の改修が必要と思われま

す。また、能登部下の明星理髪店付近につきましては、今年度に地区要望事業で一部改修する予定ですが、下流の農業用排水路やJRの横断暗渠の改修が必要であると思われ

ますので、いずれの箇所につきましても関係機関と今後協議をしていきたいと思っております。

さらに金丸駅裏付近につきましては、今年度の地区要望事業で対応する予定であります。また、2点目の洪水ハザードマップにつきましては、水防の一部改正により、洪水時の確かな判断・行動を実現するために防災情報の充実を図るため、県においては浸水想定区域図を作成し、その区域の市町村は洪水ハザードマップを作成し、避難場所の洪水時の迅速な避難経路の確保を図るために必要な事項等について住民に周知することが義務化されました。町では、2級河川二宮川について平成20年5月に県の浸水想定区域の指定を受け、今年度は町で洪水ハザードマップの作成作業を進めているところであり、完了後に住民へ周知をしたいと考えております。

次、緊急情報のメール配信サービスについてであります。現在、町では防災無線や音声告知端末からの情報発信をメインに考え、全町民に対して災害情報をお知らせしているところであり、また総務、土木、農林、上下水道課などの職員に対しては、県や消防の関係機関より火事や土砂災害に関するメールが随時、自動配信されることになっております。県や消防からのメールは消防署員、消防団、行政向けの情報提供であり、一般町民向けに配信することはできませんが、今後、町として一般住民に対する災害メールの配信について、他の市町の動向を調査の上、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 笹川広美議員

○1番（笹川広美議員） 町の力強い取り組みに期待をしております。是非、住民の声にしっかりお答え願いたいと思っております。

2つ目の質問に移ります。公共図書館の充実について質問いたします。中能登町には、現在3つの図書館がございます。ラピア鹿島

にある鹿島図書館、ふるさと創修館にある鳥屋図書館、カルチャーセンター飛翔にある鹿西図書館であります。開館時間は3館統一が図られ、平日は、午前10時から午後7時まで、土曜、日曜、祝日は、午前9時から午後5時までとなっております。そして休館日は、それぞれ月曜、火曜、水曜と違い、その結果、月曜から日曜まで必ず当町では図書館が利用できる大変恵まれた体制が整えられております。そして、昨年3月議会では、図書館の更なる利便性を図るため、システムネットワークの導入ということで450万円が計上されました。このような改善のもと、3つの図書館におけるそれぞれの利用状況はどのようなものなのかお聞かせいただきたいと思います。昨年の実績を以下の5項目でお示し願います。

- 1、利用登録者数の割合
  - 2、貸出資料数と貸出密度。貸出密度とは、登録者一人あたりの貸出数です。
  - 3、予約受付件数
  - 4、ディファレンス受付件数、ディファレンスとは相談業務のことです。
  - 5、団体貸出冊数
- 以上の5項目です。

また、3つの図書館の充実度を知る上で次の3項目もお示し願います。

- 1、職員数、そのうち司書数。
- 2、蔵書点数、そのうち一般書、児童書、雑誌、視聴覚資料。
- 3、年間購入の図書冊数、雑誌冊数、新聞種類数、視聴覚資料点数。

以上、鹿島図書館、鳥屋図書館、鹿西図書館の順でお示し願います。

私は図書館という所が大好きであります。特別読書家でもなく勉強好きというわけでもありません。子供が小さくて大変な頃、図書館で絵本を手に入れていると、張り詰めていた心がいつの間にかほぐれていました。今でも不思議と心安まるとも居心地の良い場所があります。図書館では、静かに本を読んだり、



調べものをしたり、ビデオを見たり、もの思いにふけったり、人それぞれ利用の仕方があると思いますが、一貫して言えるのは図書館は今を生きる私達にとって大切な豊かな心を育む場所であるということです。町民の皆様からは、よく平日仕事を終えてからの利用を望まれる声を聞くことがあります。今でも当町の図書館は他の自治体に比べると、先ほど述べましたように開館時間が長く7時までとなっておりますが、仕事を終えてからゆっくり利用できる時間としては、もう少し開館時間の延長時間が必要かと思えます。まず、ひとつの図書館からでも週1回でもナイトライブラリー、またファミリー読書の日などと銘打ち、広く住民の皆様には周知を図りながら取り組んでいただけないでしょうか。図書館の利便性の向上に向け、まず1点、開館時間の延長についてお聞きいたします。

また、利便性の向上の2点目は、ホームページの充実です。町のホームページには、図書館に関しては開館時間と休館日しか載っておりません。他の自治体のホームページを開くと、利用方法、行事、ブックスタートなどの事業の紹介、司書の一口コメントなど、その地域の図書活動がよくわかる内容となっております。そして、図書館として一番重要な本の検索ができ、さらに県立図書館へのリンクもできるようになっております。今の中能登町のホームページでは、あまりにもお粗末であります。是非積極的に取り組んでいただきたいと思えます。2点目の質問として、ホームページの充実への取り組みについてお聞きいたします。

以上、図書館の利便性の向上については2点を質問いたします。

ところで、中能登町には、子供達のためにお話の会、読み聞かせ、そして障害者や高齢者のための音読ボランティアの会など、町の図書活動を支えてくださる住民の皆様がいます。このような方達の存在が、子供から高齢

者の皆さんまで幅広い世代に図書館に親しんでいただける大きな力となっております。こんなふうにボランティアという形で住民の皆様のお力を借りて、先ほど述べました図書館の夜間開館の充実に取り組む方向は考えられないでしょうか。図書館ボランティアの採用についてお聞きいたします。

以上、公共図書館の充実について利用の実態、利便性の向上、図書館ボランティアの採用の3点にわたり質問いたします。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川議員の公共図書館の充実についてということで質問をいただきました。答弁を申し上げます。

まず、利用の実態についてですが、中能登町立図書館の開館日数は年間305日で月平均約25日の開館となっております。開館時間については、全館統一して平日は10時から19時、そして、土、日、祝日は9時から17時までとしております。

また、来館者数については、19年度では約10万9,700人で、1日平均しますと約360人です。貸出冊数につきましては、年間約18万6,700冊で、1日平均では約612冊の利用があります。

次に、「利便性の向上」についてですが、町内3図書館で借りた本は、どの館に返却してもいいように「相互貸借」を実施しておりますし、各館の休館日を変えて必ず何処かの図書館が開館しているようにしております。

また、夜間図書館ということで、当町では平日の午後7時まで開館をしております。その貸出利用者数を見てもみますと、鳥屋図書館で3名、鹿西図書館で2名、鹿島図書館では5名程度であり、特に10月、2月は利用者がいない日もありますが、年間を通しまして定着しているように思われます。

また、今年度図書館統合システム事業の導入によりまして、図書館情報の共有一元化、さらには、石川県初となる「IC図書館」を

鹿島図書館に構築をし、貸出返却業務のスピードアップを図るなど、利用者の利便性向上を図ることとしております。

今後も利用者の声を聞き、町民に親しまれる図書館づくりを目指して図書館運営に努めて参りたいと考えております。

次に、図書館ボランティアの採用についてですが、図書館では「お話の会」のボランティアを受け入れ、月に1回活動をしております。特に鹿西図書館では、毎週木曜日、子供達の帰る時間に合わせて「読み聞かせの会」を主婦ボランティアと鹿西高校生徒のボランティアサークルが合同で活動をしていただいております。

その他、月に1回学校へ出向き、読み聞かせ活動を実施しているグループもありますし、「書架整理」についてもその都度ボランティアでお手伝いをしていただいております。

さらに「音読」ボランティアとして「広報なかのと」を録音し、希望者に配付をする活動や民話を町内の施設で朗読する活動をしていただいております。

今後も図書館活動のいろいろな場面でボランティアのみなさんに助けられながら、ともに協力し合って町民が利用しやすく親しまれる身近な図書館を目指していきたいと考えております。

最後につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いたします。  
○副議長（古玉栄治議員） 吉田生涯学習課長

[吉田外喜夫生涯学習課長登壇]

○吉田外喜夫生涯学習課長 笹川議員からの質問で、利用の実態について数字的なデータ、細かく示されておりますので、それについて先に報告させていただきます。

19年度の実績ということでございます。5項目ということで、最初の利用登録者数の割合について、当町約2万人ということで計算をしております。それと3館、鹿島図書館、

鳥屋図書館、鹿西図書館という順番にということでありましたので、それで結構かと思えます。重複している利用登録者がございますので、総数は1万8,151人でございます。鹿島図書館54%になります。鳥屋図書館で24%、鹿西図書館で22%ということでございます。

貸出資料数と貸出密度について、まず資料数については、鹿島で8万7,969点、鳥屋で5万5,732点、鹿西で4万1,061点。密度といいますと、これは割合ですけれども鹿島9.07、鳥屋が12.7、鹿西が10.1ということになっております。

予約受付件数、鹿島が835件、鳥屋が115件、鹿西が323件。

ディファレンス受付件数、相談業務の状況でございますけれども、データの無いわけですけれども、おおよそということでご理解を願いたいと思います。鹿島図書館で約100件ぐらいではないかということです。鳥屋図書館ではなかったということでありまして。鹿西図書館では20件ぐらいだったということでありました。

団体貸出冊数について、これは学校とか保育所、読書会等への団体への貸出冊数です。鹿島図書館では1,505冊、鳥屋図書館では726冊、鹿西図書館では1,371冊ということになっております。

次に、職員数、それから嘱託職員数、臨時職員数ということで、鹿島図書館の職員数2名、うち司書数は1名、鳥屋図書館職員数2名、司書数0、鹿西図書館2名、司書数1名、嘱託職員では、鳥屋図書館のみ1名、うち司書数は0です。臨時職員、これは土、日、祝日にお手伝いをしていただく有償職員数ということで臨時職員です。鹿島4名、うち1名が司書、鳥屋3名、鹿西3名ということでございます。

蔵書点数について、全部で合計18万9,766点数あります。一般図書、鹿島、鳥屋、鹿西の順で申し上げます。6万8,213、3万7,320、

3万325。児童書、1万3,335、1万4,645、1万2,549。雑誌、2,559、1,296、2,085。視聴覚資料、3,862、1,825、1,752、合計18万9,766点ということになっております。

年間購入の図書冊数ということで、これも鹿島、鳥屋、鹿西の順に報告いたします。1,656、2,112、1,706。雑誌冊数、鹿島40、鳥屋45、鹿西45。新聞の種別数、鹿島5誌、鳥屋7誌、鹿西6誌、これについては19年度の種別数であり、現在、20年度は全館5誌ということになっております。視聴覚資料点数、鹿島117点、鳥屋88点、鹿西109点、合計314点ということであります。

以上が19年度の実態データでございます。それと併せまして、先ほど議員の方からお話がありましたシステムネットワークの導入ということで、昨年450万円計上されているということでございますけれども、この450万円については、20年度に町長が話しましたとおり、図書館統合システム事業の導入ということで、そちらの方へあわせもってネットワークの構築をするということで、予算はそちらの方へ計上しております。

それと、夜間図書館の要望といたしまして、開館時間の延長ということで現在、中能登の3図書館はいずれも午前10時から午後7時まで開館しております。一般的に夜間図書館というのが5時以降と言われております。5時、6時、7時、ですから、夜間図書館の延長ということは、議員は8時、9時というようなことかと思いますが、県内で8時までやっているのが県立図書館1館であります。北陸3県をみましても大体6時30分、7時という所が長い方でありまして、特別に福井県では、駅の周辺で開館している所がございます。午後9時ということ聞いております。これは駅を利用される方の待ち合い場所になっているのではないかなという分析をしております。今後とも開館時間の延長につきましては、協議する時間をいただくことになるかと思いま

す。あわせてその開館時間の延長により図書館ボランティアの採用をしてはどうかということでありましたけれども、これもあわせもって、また図書館協議会等々の協議もし、今後導入するとすれば議員のおっしゃいますように1週間のうち1回でも、あるいは1月に1回とか、2回とか特別な日程を持ちまして実施できればというような考えもあります。

それから、中能登町図書館のホームページの充実をということであります。確かに今現在、町のホームページから図書館情報ということで少し入ることはできますが、議員のおっしゃいますとおり、大変お粗末であります。これについては、今回、図書館ネットワークの充実とともにシステムの導入をする段階、こちらの考えといたしましては、来年3月1日をIC図書館、石川県で最初に取り入れるICという、それに図書館をつけたIC図書館というものを導入する予定にしております。それを3月1日稼働と、その後ホームページの自主検索できるようなホームページを作成する予定も考えております。そこでそれまでしばらく待っていただきたいなと思います。また、いろんな情報も図書館の方へおっしゃっていただければ、それも取り入れていきたいというような考えでありますので、よろしく願いいたします。

それと、先ほど申しました19年度の実績等の数値については、国あるいはわが町の図書館協議会との話しの中での目標とする標準的な基準数値を全てクリアしている、平均的な基準を超えております。ただ、予約受付件数とディファレンス受付件数というのが人口規模での全国平均よりかなり低い状況でございます。地域性もあるのかなということでこちらも考えており、あるいは職員等でも地域性があるのではないかなというような分析をしている状況でございます。以上でございます。  
○副議長（古玉栄治議員） 笹川広美議員  
○1番（笹川広美議員） ありがとうございます

ます。先ほどの延長時間の方ですが、何とか知恵を絞り、何か工夫をして是非取り組みへの得策を捻出していただきたいと思います。今後、さらに住民の皆様が親しまれ、愛される図書館へと育てていただきたいと願っております。

最後、受動喫煙防止への環境づくりの推進についてご質問いたします。平成15年5月、健康増進法が施行されました。その第25条には、受動喫煙の防止が次のようにうたわれております。学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数のものが利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないと。

また、昨年6月に策定された「がん対策推進基本計画」では、適切な受動喫煙防止対策を実施する未成年者の喫煙率をゼロパーセントとするなどの目標が掲げられました。たばこの煙には、ダイオキシンなど約200種類もの有害物質、約60種類もの発癌物質が含まれております。受動喫煙の有害性は、たばこを吸う人の煙より高いと言われております。子供では、ぜんそくなどの呼吸器疾患等と関連があり、また妊婦に対しては、流産、早産、低体重児など胎児への影響が指摘されております。特に主煙が危険で、がんにかかる率も高くなります。主煙とは、火のついたたばこを置いた灰皿から立ち上る煙のことです。自分ではたばこを吸わず、健康に気を使う生活をしていても、危険因子をまきちらしている状況下にいると、防ぎようがありません。たばこを吸わない人、特に女性の多くが家庭で、そして職場や乗り物、地域の寄り合いなど、様々な場において我慢を強いられ、つらい思いをしているのが現状です。この健康増進法は、今まで曖昧だった受動喫煙の被害の責任をたばこを吸う人ではなく、その場所を管理する者としたのです。

従って、この法律の対象となる人が集まる場所の管理者は、この法律が施行された平成15年5月1日以降は、禁煙やたばこの漏れない完全な分煙になっていなかった場合、たばこを吸わない職員や客が検査の結果、たばこ由来のがんになったり、その他の健康被害を受けたりした場合には、被害者や遺族からその責任を追求される可能性も出てまいります。

全国の自治体では、この健康増進法を受けて受動喫煙防止対策ガイドラインを策定し、受動喫煙防止の取り組みを推進しております。受動喫煙を防止するための方法として、1. 敷地内禁煙、2. 建物内禁煙、3. 完全分煙があります。1の敷地内禁煙は、建物内を含む敷地内が全て禁煙であり、敷地内に喫煙場所及び灰皿の設置がないことです。2の建物内禁煙は、建物全体を禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置していることです。その際、喫煙場所は受動喫煙を受けないように人通りのない場所に設けていることとなります。出入口の近くに喫煙場所を設置したのでは効果がありません。それでは施設利用者が受動喫煙を受けます。

また、利用者が出入口のドアを開けた時、軒先の煙が屋内に逆流するため不適切であります。3の完全分煙は建物内に煙も匂いも漏れない喫煙室を設置していることです。煙も匂いも漏れない喫煙室の基準を満たさない喫煙室を設けても、完全分煙とは言えません。そこで、質問の1点目として、中能登町の庁舎をはじめとした公共施設における禁煙、分煙の取り組みをお聞かせ願います。

また、受動喫煙防止への環境づくりとして子供が将来喫煙しない環境づくりを大きな柱として取り組んでいる自治体もあります。親が喫煙する場合、子供の喫煙率が高くなる傾向があります。そこで、あらゆる保健事業で家庭内での分煙の徹底を呼びかけ、また小中学校では、子供達に喫煙防止教育を実施しているとのこと。2点目の質問としまして、

当町の学校では、喫煙防止教育はどのようになっているのでしょうか、お聞かせ願います。

そして3点目として、家庭、社会への受動喫煙防止への啓発運動は、どう考えておられるのかお聞かせ願います。以上、受動喫煙防止への環境づくりの推進について3点にわたり質問いたします。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 受動喫煙防止の環境づくりについて3点、質問をいただきました。

まず1点目の町の公共施設における禁煙、分煙の状況ですが、公民館、体育館、児童関係、文化施設の26の施設では、室内を全面禁煙としております。また、小中学校9校のうち2校で、校舎内は全面禁煙、7校では校舎内の一部屋を喫煙室とし、分煙措置をとっております。ただ、3庁舎においては喫煙できる場所は設置してありますが、喫煙場所からたばこの煙が流れ出ないような分煙の措置はとられておりません。今後は、喫煙する方としない方、双方の立場に配慮しつつ、施設の社会的な役割や住民の利用実態に応じて、受動喫煙を防ぐことに心がけ、適切な喫煙場所の設置を検討してまいりたいと考えております。

2番目の学校での喫煙防止教育についてありますが、教育長より説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

3点目の家庭、社会への啓発運動につきましては、たばこを吸うことやたばこの煙が周囲の人達の健康に及ぼす影響について町の広報に掲載し、広く啓発をしております。また、個々の対応として、母子手帳の交付、健康審査、保健指導などの機会をとらえ、積極的に取り組んでおります。加えて、石川県医師会と県などが主催する、たばこに関するフォーラムなどの参加を呼びかけ、たばこの煙から子供を守る環境などについて考える機会を設けております。今後は、たばこの煙が健康に及ぼす影響についての啓発活動を、これまで

以上に行っていきたいと考えております。

○副議長（古玉栄治議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 それでは、2番目の学校での喫煙防止教育についてお答えをいたします。子供達の喫煙を未然に防ぐために、全ての小中学校で喫煙防止に向けた教育を行っております。毎年、各学校で取り組んでおります薬物乱用防止教室では、能登中部保健福祉センターの保健師や七尾警察署の生活安全課の職員、また学校薬剤師の方々のご協力をいただきまして、講演会を開催しております。単なる嗜好の問題としてだけではなくて、たばこなどの薬物が身体に及ぼす影響について、写真やビデオを使い、医学的な面からも分かりやすくお話をいただいております。時には保護者も一緒に参加することもあります。また、全校集会や学級会活動、保健体育の授業においても、特に青少年期における喫煙がいかに有害かを指導し、正しい判断や行動がとれるような児童生徒の育成を目指しております。たばこを吸っている家庭の子供は喫煙しやすいとも言われています。子供の前でたばこを吸わない、たばこを子供の目にふれないようにするなど、ちょっとした心づかいも大切だと思います。みんなで子供たちを守っていかねばなりません。ご協力をお願いしたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 笹川広美議員

○1番（笹川広美議員） 「まず隗より始めよう」という言葉がありますが、受動喫煙防止は、行政の側から今日より率先して取り組んでいただきたいと思います。この受動喫煙防止が進めば医療費の削減に大きく反映されてきます。つまり、住民の健康を守ることにつながるのです。再度、町長のこの受動喫煙防止への取り組みへの意気込みをお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 私も前はたばこを吸っておりました。そういう中で、私自らやめて10年

ほどになりますけれども、これからも全職員、また私の友人、知人に対してもたばこの害を説きながら、一人でも多くやめる人が多くなりますように、これからも努めてまいりたいと思っております。

○副議長（古玉栄治議員） 笹川広美議員

○1番（笹川広美議員） ありがとうございます。どうか町長を先頭にして、全力をあげて取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。以上で、私の一般質問を終わります。

○副議長（古玉栄治議員） 次に17番 小坂博康議員

[17番（小坂博康議員）登壇]

○17番（小坂博康議員） 9月議会、3点ばかり質問させていただきます。まず、土砂災害警戒区域等における防止対策ということでの区域指定について、お伺いしたいと思います。質問は簡潔にいきますが、答弁は分かりやすくお願いしたいと思います。今から質問する分については、ここの地域の方々がかかり疑問というか、心配とか、いろいろありました中で、私の所へ、ちょっと困っているというような思いの方がおいでですよ。そういうこともありますので、できるだけ分かりやすく説明願いたいと思います。

まず1点目に、この区域の指定では2種類ありますよね、警戒区域と特別警戒区域。字を見たら特別ですから、特別ひどいと分かるんでしょうけれども、これの違いを説明していただきたい。次に、こういう所は当町では何カ所ぐらいあって、また増えることがあるのか。今回の豪雨等でかなりの被害が出て、たまたま人的被害がなく、山の中の方だけで済んだというような格好ですので、良かったんですが、もし、人家の方へきてたらどのようななったかなと、現場を見させてもらったら、大変心配するような状態でしたんで、安心して住んでいただけるということでの指定だったという思いでおいでの方が多いです

よ。私らの地域も警戒地域に指定されているということで、看板もうちの近所に立っていますので、自覚しているんですけども、これは地域指定になるよと言われた時に、私らの頭の中では、特別一番先に逃げなさいよとか、何かあった時に、その区域の中におる人は、ほかの人より特典と言うとおかしいんですけども、そういうことがあるための地域指定をしてもらえてるというような感覚にいたんですね。私らの所においてた方もそういう感覚だったんですよ。その中で、その基準を町も当然介入されたと思うんですけども、ここの地域の方は、今年の2月に県の方から説明があったらしいんですね。その時には、みなさんあまり気にしていなかったらしいんです。ところが、家を建替えたいとか、住宅地ですから、家を建てたいということで申請を出すことになったら、そこは建てられないよ。もし建てるんだったら、こういうのにしてくださいよと、かなり厳しいことを言われて、そこの地域の方は、それなら、これを外してくれないかというような話までいっています。なぜこんな話をするかということの頭の中に置いていただいて、答弁してもらいたいので言っているのです。それと警戒区域の中で今言われたように、制限があると言うんですが、どのような制限があるのか。次に、いろいろの制限があったら、これもこの地域の方の言葉なんですよ。土地の価値が下がっているんだというような判断になれば、土地の評価価格の見直しをしていただいて、当然税金等も下げてもらいたいなと、そうするのがあたり前ではないかなと、そういうことをおっしゃっているんで、その点、町としては、そういう措置ができるのかどうか。それと、ここに住んでいる方がまだかなり分かっていない方が多いんです。

そういうことで、今後、町としてはこういうことを認識していただく、把握していただくというか、頭の中に入れていただくのか。

今後のこともあるので町としては、どのような対策をされるか、皆さんに知らせるということをするのか。次にここに生活されている方は、何か特典があるのか、まずこれ一つ。建物を建替え等で当然、ここに人がいなくなれば災害があっても人的被害が出なくなるんですから、指定した限りでは、出ていっていただきたい。こんなことを言ったら、そこに住んでいる方に大変怒られそうなんです、そのようにしかとれないような状態ではないのか。だとしたら、当然建物を建てたり地面の世話とか、そこに地面を買っていただければいいんです。それと、家を建替える分だけのお金をいただければ、みなさん喜んで出ていかれる方、絶対死ぬまで嫌だという方、いろいろおいでるかと思うんですけれども、もう少しスムーズに話ができるようなことになるのではないかなと思うんですが、そういうような制度があるのかということです。

それともう一つ、この特別警戒区域の指定の除外について、町が国とか県からお金をいただいて整備して、「これは大丈夫だよ」というような状態になった時に、「この区域を外して下さいよ」ということを町が、県とか国に言ったら、外してもらえることになるのかということをお聞きしたいです。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 小坂議員の質問にお答えをいたします。土砂災害防止についてであります。土砂災害とは、急傾斜地の崩壊、あるいは土石流、地滑り等を言います。そういう中で、土砂災害から住民の生命を守るために土砂災害が発生するおそれがある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を目的に、平成13年4月に土砂災害防止法が施行されたものであります。まず、2種類の区域指定の違いですが、土砂災害警戒区域とは、土砂災害のおそれがある区域、通称イエローゾーンと言っております。また、土砂災害特別警戒区域とは、建物が破壊され、

住民に著しい危害が生じるおそれがある区域、通称レッドゾーンであります。現在、中能登町では、土砂災害警戒区域が67カ所、土砂災害特別警戒区域が62カ所指定されており、今後、さらに45カ所程度が指定される予定になっております。また、中能登町ではどのような基準で指定されたのかということですが、石川県が渓流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受ける恐れのある区域の地形、地質、土地利用状況等の調査をして、石川県が指定したものであります。

次に、土砂災害特別警戒区域での建物の制限についてであります。建築物の建築等に着手する前に建築物の構造が土砂災害を防止、軽減するための基準を満たすものとなっているかについて、建築確認申請書を石川県に提出をし、建築主事の確認を受けることが必要となります。町の固定資産評価替につきましては、3年ごとに見直しをしているところであります。固定資産の評価につきましては、来年度の固定資産の評価替えに向けまして現在作業中ではありますが、現状をよく確認をし、不動産鑑定士、固定資産評価審査委員の方々のご意見をお聞きしながら、評価をしたいと思っております。

また、特別警戒区域内の住民の方には、区域別に警戒避難体制の整備、円滑な警戒避難に必要な情報を周知するために、土砂災害ハザードマップを作成し、説明会も開催したいと思っております。

次に、特別警戒区域内で生活をされている方々に特典があるかということについてありますが、区域外へ移転し、代替家屋の建設を行う方に対し、現在ある住宅の除去費用として一戸あたり限度額78万円と移転先の住宅建設費用に対し一戸あたり限度額406万円の借入金利子助成があります。さらに移転補助を受けて区域外に新たに取得する土地、建物について不動産取得税の課税標準を5分の1控除する特例措置もあります。

また、土地の買い上げについてはありません。

次に、特別警戒区域指定の除外措置がとれるのかということについては、土砂災害危険箇所の対策工事の実施により、土砂災害に対する安全性が確保された場合、特別警戒区域の全部又は一部の指定を解除することになります。町としては、今後、土砂災害特別警戒区域の対策工事の早期実施を石川県へ要望していきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 小坂博康議員

○17番（小坂博康議員） 再度質問させていただきます。随分わかりやすくなりました。ただ、これは県が指定するといっても、その地域の方とか町が全く知らないということはないと思うんですが、これは順番的なものとか、そういうことがあるんですか。

○副議長（古玉栄治議員） 澤土木建設課長  
[澤賢造土木建設課長登壇]

○澤賢造土木建設課長 その件につきましては、石川県の方が調査した結果、指定する区域について町の方へ意見を求めます。その意見を町の方で異議があるかないかということで出すわけですが、町の方で意見があっても、指定については県の方で指定をするということでありまして。こちらの方で駄目だということではできませんので、ご了解いただきたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 小坂博康議員

○17番（小坂博康議員） かなり厳しいというか、拒否できないということが、分かったんですが、先ほど、いろいろと利子補給とか、特典とか少しはあるんですが、ここに住んでいる人はどうしても、先ほど、言いましたけれども、みんなやっぱり自分の生まれて育った住んでいる所というのは、良い所だと思っているんですね。そこにいきなり「お前の所危ないから、次、家建替えできないよ」と言われたら、かなりショックですよ。話を聞

いていると、上流部というかその周辺が整備されれば除外されることもあるというのですから、町が頑張って、いろいろ県、国からもなにかあった時には、でやすいという状態にもなっていると思いますので、頑張っていたいて、よい状態に直していただくということをひとつ願っておきます。

次に、下水道の区域指定のことについて伺いいたします。これは旧町の話をしさせていただかないと何故こんなことを聞くのかということとなりますので、この時の下水道の整備をする時に区域を聞きました。その時に、私も質問で、この区域外に家をもし建てることになることがあったらどうなるんですかと聞いたら、「建てられませんよ」と言われたのが頭にもすごく強く残っているんですよ。ついこの間まで、私はもう建てられないもんだと思っていたんです。ある方が、自分も家を分家させて弟に建てたいんだけど、区域からはずれているのでだめかな、そう聞かれたことがあるんですよ。駄目やわと言った覚えもあるんです。それから何年か経ったあとで、その方が「お前の言っていたことと違う。俺が建てたいと思っていた所に家が建っていた、どういうことか」というので、私も見に行ってきたんです。下水道管でも引いたのかなということで見てきましたら、従来のような浄化槽でした。昔も浄化槽を入れたりして家を建てていたんですけども、その家の方がたまたまおいでたので、これ町が入れてくれたのですか。あなたのところが入れたのですかと聞いたら、「私のところに入れてたんです。電気代、維持管理もみんな私のところで払っているんです」ということだったんですね。ということで、委員会で聞いたんですが、その時ははっきりしなかった面もあるので、再度皆さんに分かっていただいて、いろいろと条件クリアできれば、別に下水道の配管がなくても家は建てられるんですよ、ということを知っていただければ、「そん



なんだったら建てるわ」というようなことになるのではないかと聞いています。まず、その時に整備が終わったあとに、5年ぐらい、いろいろの制約がかかっていたんだけど、5年以後、緩和されて法律が変わったのかいろいろのことあるんだと思いますが、そこのところをはっきり示していただいて、浄化槽で結構なんです。家を建てて下さいという、どんどんうちの町へきて住んで下さいよという意味をこめて言っているのですが、そういうことで間違いなく良いんですよと、はっきり言える状態に今はあるのかないのかお聞きしたい。法律が変わったとか今聞きましたが、今後どの地域でも許可するのということ町民に分かっていただけようということ質問しました。一つだけ抜けたのは、農排と特環区域も除外されて、今では一本でどこでどうなるのかまわらないのか。今後、下水道を修理したり、処理場を増やしたりするときに、特環でやったら特環でしか駄目なんだということも全て外れてしまって、どこでも自由にやれるのかということについてお伺いします。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 下水道につきまして、区域外の開発行為でネックとなることがないのかと思っていたが、現在この地域に住宅が建設されているが、どのような判断なのかという質問ですが、当初は半強制的に下水道の加入を促し、下水道管渠工事と同時に公共ますを設置いたしました。その方々は下水道法の制約（3年以内に接続）を受けますが、管渠工事の事業終了後に新築をされた方については、下水道法の制約はございません。その場合、新築される箇所が管路の通っている所と通っていない所によって費用に差があり、管路につなぐ工事よりも、より安い合併浄化槽の選択ができるものであります。

また、合併浄化槽を選択した場合には、町設置型と個人設置型があります。まず、町の

設置型では、加入分担金が25万円かかります。また下水道使用料もかかります。そして維持管理については、町が責任をもって行います。合併浄化槽の修繕も含まれます。

次に、個人設置型では、維持管理について個人の責任において行っていただきます。また、加入分担金、下水道使用料はかからないが、合併浄化槽の修繕も個人の責任において行っていただくということになっております。

次に、法律が変わったのかということでありませぬけれども、大筋は変わってはおりませぬ。費用対効果を重視する考え方に変わってきております。

次に、今後はどの地域でも許可するのかという質問でありませぬけれども、今後は、どの地域でも許可するわけではありませぬ。住宅設置者の選択になりますが、どの方法がより良いのか、よく話し合いをした上で決めていきたいと考えております。

次に、町民の周知はどのように考えているのかという質問でありますけれども、広報等で周知を図りながら、詳細については、個別協議が必要であり、適切な対応をしていきたいと考えております。

次に、農排と特環との区域も除外されたのか、今後の下水道事業に影響はあると思うが、という質問ですが、現段階において区域の除外は行っておりませぬ。

しかし、今後下水道経営の安定化の上においても、許可変更等を行い、区域の統廃合を行わなければならないと考えております。

○副議長（古玉栄治議員） ここで、本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

小坂博康議員

○17番（小坂博康議員） 大分わかりました。

次に3点目、財政の取り組み、経費節減等に取り組んでいるという話を、ちょうど1年前に、一度質問をして答えを聞いているのですが、「委員会が月に一度程度、必ず開かれ

ていて、いろいろ出てきたものを把握して実行できるものからやっているんですよ」という話だったと思うんです、その時の答弁はですね。その後、どれくらいの進み具合になっているのか。それと、どのくらいの数が提案がされ、現在までにその中からいくつ実施されたのでしょうか。それと、現在、こういう準備をしていますよというものがあるか、ということですね。それと今後の取り組みというか、そういうものについては、どのように考えておいでなのかということをお聞きしたい。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 お答えをいたします。

経費節減の取り組みとして、職員組織でどのような会議を持ち、その進捗状況についてのお尋ねですが、基本的には、課長会、課長補佐会で事務事業の点検を行っております。それぞれの会議では、その都度、事務改善の意見、提案を出し合い、主に毎年秋ごろに、これまでの提案も含めて、さまざまな課題について協議をいたしております。これまでの経過を申し上げますと、平成17年には、行政課題の洗い出しと、指定管理者制度導入に向けての施設の概要調書作成を行いました。平成18年には、個人情報洗い出しと、個人情報取扱事務台帳の作成、並びに文書管理システムの導入等を行いました。平成19年には、行政評価の施行実施に向けた行政評価調書の作成や組織機構の見直しを行いました。平成20年には、地球温暖化防止に向けた取り組み、駐車場利用協力金要綱の制定などを行っております。

次に、どれくらいの数が提案されたかについてですが、大きく5つに分類をして、事務事業の見直し、組織機構の見直し、行政の情報化の推進、公共施設の有効活用、地域協働の推進で約80項目に及ぶ提案や提言がなされております。

次に、現在までに実施された数についてで

ありますが、大きなもので組織機構の見直しでは、課の見直しを行うとともに、教育委員会組織を「ラピア鹿島」に集約するとともに、保健センター機能を「すくすく」に集約する等の見直しを実施しました。行政の情報化の推進では、ケーブルテレビを活用した情報化の推進を行っております。

次に、公共施設の有効活用では、「ゆうゆう」に社会福祉協議会事務局をいれるなどの活用を図っております。

次に、地域協働の推進では、地球温暖化防止への取り組みを行っております。その他、各担当において日頃より意識して事務事業の見直しに取り組んでおり、手数料の見直しや制限付き一般競争入札の実施を行っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、実施準備をしている数についてであります。今回の議案で債務負担行為をお願いいたしました巡回バスの契約見直しを行うとともに、再度、組織機構の見直しについて検討をしてみたいと思っております。

最後に、現在の取り組みで良いと思っているかについてであります。これは決して現在の状況で満足をしているわけではありません。中能登町の財政は、旧町での合併間際の公共事業や合併後の合併まちづくり基金の積立て、ケーブルテレビ事業により急激な借入額の増加のため、公債費における償還金の著しい増加となっており、今後も財政調整基金の取り崩しは避けることはできません。

しかし、その取り崩し額を少しでも縮減をしていくためには、施設の統廃合や使用料、手数料の見直し、経常経費の縮減について今後とも皆様方とともに議論を積み重ねていかなければならないと思っております。当面、再度、行政評価を実施し、個々の事業について事務事業の見直しをすることにしておりますので、よろしく願いをいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 小坂博康議員

○17番（小坂博康議員） はい。大まかには

分かりました。

議会にも行政改革特別委員会が設置されて、随時、審議されているわけなのですが、今はとりあえず役場の中の組織機構的なものから、これは町長の判断でできる部分をやられて少しは良くなったと、私らも思っているのですが、例えばこういう施設が今いくつもあるのを一つやめてしまったら良いと、そういうのが出てきているのではないかと思うんですね。そういうのを議会も一緒に共有をし、役場の職員もやっぱりこういう思いでいるんだと。その中でもそれで一気にいけない話もあると思います。それはその地域の人が、これはなくなったら困るような話ですから、いろいろと説明をしながらいかないといけないと思うんですが、お互いに共有し、審議して行って、できるところからやりましょうよというような、そういう態勢もあっていいのではないかと思います。ですからそれはやると決めたから出すという意味ではなくて、こういうのが出ていますからお互いに考えていきませんか、審議しませんかと、一覧表になったものがあって、貰えるのかなという思いがあるんです。それで、できてるんですかって聞いてみたんです。

それと、入札の問題もありましたが、今、嫌なことに宝達志水町で、収入役さんがそういうのでちょっとしておいでで、妨害行為とか、そういうのがあったらやっぱりまずいので、前に、作間議員が一度、聞かれたんだと思いますが、議員は政治倫理条例を通したんですよね。役場の職員というか、町のそういうのも考えてみるというような話で終わっていたと思うんですよ。そういう思いがおありなのかどうか、そこを一つ聞かせていただきたい。

○副議長（古玉栄治議員） 小山副町長

○小山茂則副町長 お答えをいたします。

職員の倫理規程については、要綱はもうできております。それを今、職員についても徹

底をし、その対応を取っていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。特別職を含んでの対応でございます。

○副議長（古玉栄治議員） 小坂博康議員

○17番（小坂博康議員） よく分かりました。いろいろ申しあげましたけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（古玉栄治議員） ここで、先の杉本議員の質問において、答弁漏れがありますので、発言を許します。

服部参事兼総務課長

○服部顕了参事兼総務課長 杉本議員の質問で答弁漏れがありましたので、お答えをさせていただきます。

その内容につきましては、公立能登総合病院の建設時における起債の借入額に対する低金利の借り換えはできないかということでございます。能登病院の建設時の借入総額は153億5,600万円となっております。借入利率につきましては、1.6%から最高で3.4%で借入れを実行しておりますが、現行では、5%を超えるものについて借り換えが可能であります。それ以下につきましては、借り換えができないということでございます。

従いまして、公立能登総合病院借入れの起債は、借り換えができないということでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。これをもって一般質問を終結いたします。

◎散 会

○副議長（古玉栄治議員） 17日、18日を休会とし、19日午後3時から本会議を開きます。

本日はこれをもって、散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時57分 散会



## 平成20年9月19日（金曜日）

### ○出席議員（19名）

|     |        |    |     |       |    |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 笹川 広美  | 議員 | 12番 | 宮本 空伸 | 議員 |
| 2番  | 諏訪 良一  | 議員 | 13番 | 若狭 明彦 | 議員 |
| 3番  | 堀江 健爾  | 議員 | 14番 | 岩井 礼二 | 議員 |
| 4番  | 宮下 為幸  | 議員 | 15番 | 西村 秀博 | 議員 |
| 6番  | 亀野 富二夫 | 議員 | 16番 | 坂井 幸雄 | 議員 |
| 7番  | 甲部 昭夫  | 議員 | 17番 | 小坂 博康 | 議員 |
| 8番  | 藤本 一義  | 議員 | 18番 | 田中 治夫 | 議員 |
| 9番  | 古玉 栄治  | 議員 | 19番 | 作間 七郎 | 議員 |
| 10番 | 武田 純一  | 議員 | 20番 | 杉本 平治 | 議員 |
| 11番 | 上見 健一  | 議員 |     |       |    |

### ○説明のため出席した者

|         |       |        |        |
|---------|-------|--------|--------|
| 町長      | 杉本 栄蔵 | 土木建設課長 | 澤 賢造   |
| 副町長     | 小山 茂則 | 農林課長   | 表 辰祐   |
| 教育長     | 池島 憲雄 | 上下水道課長 | 松 栄哲夫  |
| 参事兼総務課長 | 服部 顕了 | 福祉課長   | 坂井 信男  |
| 参事兼監理課長 | 林 富士雄 | 保健環境課長 | 小林 玉樹  |
| 参事兼住民課長 | 岡野 昇  | 会計課長   | 小山 三雄  |
| 企画課長    | 永源 勝  | 教育文化課長 | 堀内 浩一  |
| 情報推進課長  | 広瀬 康雄 | 生涯学習課長 | 吉田 外喜夫 |
| 税務課長    | 大村 義一 |        |        |

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則 書記 山 本 正 広  
" 澤 井 雅 美

○議事日程（第４号）

平成20年9月19日 午後3時開議

日程第1 総務常任委員会委員長報告

日程第2 教育民生常任委員会委員長報告

日程第3 産業建設常任委員会委員長報告

日程第4 討論・採決

報告第17号 専決処分承認を求めるとについて  
(平成20年度中能登町一般会計補正予算)

報告第18号 専決処分承認を求めるとについて  
(平成20年度中能登町老人保健特別会計補正予算)

報告第19号 専決処分承認を求めるとについて  
(平成20年度中能登町一般会計補正予算)

議案第51号 中能登町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する  
条例について

議案第52号 中能登町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の  
一部を改正する条例について

議案第53号 中能登町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正す  
る条例について

議案第54号 中能登町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例について

議案第55号 中能登町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

議案第56号 平成20年度中能登町一般会計補正予算

議案第57号 平成20年度中能登町老人保健特別会計補正予算

議案第58号 平成20年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第59号 平成20年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第60号 平成20年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第61号 平成20年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第62号 町道路線の認定について

議案第63号 町道路線の変更について

請願第4号 「消費税増税に反対する意見書」の採択を求める請願書

請願第5号 道路整備の促進に関する請願書

請願第6号 「原油・資材・穀物の高騰から経営と暮らしを守る意見書」採択を求める請願書

継続審査 請願第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見を国に提出することを求める請願書

日程第5 閉会中の継続審査

認定第1号 平成19年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成19年度中能登町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成19年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成19年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成19年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成19年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第6 閉会中の継続調査

(追加日程1)

日程第1 発議第7号 道路整備の促進に関する意見書  
(趣旨説明、質疑、討論、採決)

日程第2 発議第8号 原油・資材・穀物の高騰から経営と暮らしを守る意見書  
(趣旨説明、質疑、討論、採決)

日程第3 議員派遣の件について

午後 3 時00分 開議

◎開 議

○議長（田中治夫議員） 皆さん、お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員数は19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（田中治夫議員） 日程第 1 から日程第 3 各常任委員会委員長報告

これより、本定例議会から付託をしておりました、報告第17号から報告第19号までの報告3件、議案第51号から第63号まで議案13件、請願第4号から第6号までの3件を一括して議題といたします。

以上の案件に関し、委員会における審査の過程及び結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 岩井礼二議員

[総務常任委員会委員長（岩井礼二議員）登壇]

○総務常任委員会委員長（岩井礼二議員）

総務常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

今回付託されました案件は、報告1件、議案6件及び請願2件であり、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等主なものについて申し上げます。

議案第53号 中能登町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、認可地縁団体に準用する民法の法人に関する規定が削除されることに伴い、所要の改正を行うとのことで、これにより既に認可を受けている地縁団体が、新たな制約を受けるのかとの質疑に対しては、新たな制

約、規制等は無く、従来どおりであるとの回答でありました。

議案第56号 平成20年度中能登町一般会計補正予算では、コミュニティバス運行事業として、平成21年度から平成25年度で限度額1億7,000万円とする債務負担行為補正であり、契約方法についての質疑に対しては、総合評価に基づく制限付一般競争入札で、町全体を一括契約するとの回答でありました。

また、ふるさと応援基金積立金について、使用する場合の問題点として、使用時期・目的について質疑があり、執行部からは、一定期間、基金として積立て、町総合計画にある5本の柱の中で、寄附者の趣旨と合致した時点で支出していきたいとの回答でありました。

委員会としては、寄附された方々に対し、積極的に今後の繋がりを求めていく努力をすよう求めました。

次に、請願第4号「消費税増税に反対する意見書」の採択を求める請願書及び請願第6号「原油・資材・穀物の高騰から経営と暮らしを守る意見書」採択を求める請願書については、現状における住民の暮らし、世情を考慮し、慎重に審議を行いました。

主な質疑の概要は、申し上げたとおりであります。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました報告1件を全会一致で承認し、議案6件につきましても、いずれも全会一致で可決いたしました。

続いて、請願第4号につきましては、諸般の状況を見極めることが必要との意見が出され、賛成多数により継続審査となりました。

請願第6号につきましては、全会一致で採択することといたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、総務常任委員会からの審査結果の報告を終わります。



○議長（田中治夫議員） 次に、教育民生常任委員会委員長 西村秀博議員

[教育民生常任委員会委員長（西村秀博議員）登壇]

○教育民生常任委員会委員長（西村秀博議員）  
教育民生常任委員会の報告をいたします。

9月9日に委員会を開催し、本定例会から付託を受けました、報告2件、議案5件について、執行部から説明を求め、審査をいたしました。

当委員会における審査の経過及び結果をご報告いたします。

その主なものとして、議案第56号 平成20年度中能登町一般会計補正予算につきましては、人権同和対策費で報償品の文具と事業内容について質疑したところ、県からの委託事業で実施する講演会に参加した生徒への啓発用品であり、「人権」を広意義で捉えて、人形劇の一座による「性や命の教育」について開催され、大切な問題を親子が一緒に聞き、考える良い機会になるとの答弁でありました。

続いて、その他として、国と県で行われた「学力調査」の結果について、池島教育長からの報告がありました。

対象者は、中学3年生と小学6年生であり、国の調査では、国語と数学、算数を実施し、さらに県の調査では、社会と理科を、中学生には英語を追加し、実施したとのことでありました。

全体的に中能登町の児童・生徒は、県や国の平均を上回る成績であり、特に中学生になるとさらに伸び、結果として大変優秀な成績を収めたとのことでありました。

なお、質疑終了後、討論・採決を行い、当委員会に付託されました報告2件につきましては、いずれも全会一致で承認し、議案5件のうち、議案第56号のみ賛成多数で可決、ほか4件につきましては、全会一致で可決をいたしました。

また、6月定例会から継続審査となっております。

りました「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見を国に提出することを求める請願書」の請願1件につきましては、全会一致で不採択といたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（田中治夫議員） 次に、産業建設常任委員会委員長 諏訪良一議員

[産業建設常任委員会委員長（諏訪良一議員）登壇]

○産業建設常任委員会委員長（諏訪良一議員）  
産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

今回付託されました議案は、報告1件、議案4件及び請願1件であり、慎重に審査をいたしました。

審査の結果における質疑、意見等主なものについて申し上げます。

報告第19号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度中能登町一般会計補正予算）では、委員から公共土木施設災害復旧費に計上された地獄谷の復旧内容について質疑が出され、執行部から河川については、堆積土砂除去など、原形の復旧を行うもので、山側については、県の状況調査により治山工事として谷止工、1カ所が施工される予定であるとの回答でありました。

議案第56号 平成20年度中能登町一般会計補正予算では、農業振興費、熊の個体数調整捕獲業務委託料について、全部を駆除することにはできないのか、また、出勤のタイミングは、との質疑に対しては、熊といえども保護動物で県知事の許可を受けて調整する必要があり、猟友会との契約を進め、発見の連絡を受け次第、出勤したいとの回答でありました。

また、町営住宅管理費の町営住宅管理シス

テム改修では、平成21年4月から公営住宅法施行令の入居収入基準が改正されるとの説明を受け、基準額及び家賃の算定基礎についての質疑に対しては、入居申請時の政令月収が20万円以下から15万8,000円に、退去金額の政令月収が39万7,000円以下から31万3,000円に引き下げられ、また、家賃算出基礎としては、市町村立地係数、規模係数、経過年数、利便性等により算出されるとの回答でありました。

議案第61号 平成20年度中能登町下水道事業特別会計補正予算の下水道基本計画策定業務の計画期間に対する質疑では、平成20年度から24年度の5年間に策定するもので、今後、補助対象事業として実施するため制度化されたものであるとの回答でありました。

続いて、請願第5号 道路整備の促進に関する請願書については、地方の現状や将来のまちづくりを検討・考慮し、慎重に審議を行いました。

主な質疑の概要は、申し上げたとおりであります。

質疑終了後、討論・採決の結果、当委員会に付託されました報告1件を全会一致で承認し、議案4件につきましても、いずれも全会一致で可決いたしました。

更に、請願第5号についても、全会一致で採択することに決定いたしました。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、産業建設常任委員会での審査報告を終わります。

○議長（田中治夫議員） 以上で、各委員会の委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 質疑がないよう

あります。これで、質疑を終結いたします。

#### ◎討論・採決

○議長（田中治夫議員） 日程第4 討論・採決

これより、上程議案 報告第17号から第19号、議案第51号から第63号までの報告3件、議案13件について討論を行います。

討論の方は、ございませんか。

○議長（田中治夫議員） 10番 武田純一議員

反対討論の発言を許します。

〔10番（武田純一議員）登壇〕

○10番（武田純一議員） 私は、議案第56号につきまして、反対討論を行います。

56号につきまして、提案理由の説明の中に、これは税源移譲によるんだという説明だったと思います。その次に、質疑の時に、私の方から地方税法改正に伴うのではないかということをお願いしたら、そのとおりだということになっております。

それで、具体的に申し上げます。37ページ、県支出金、ここに800万円が計上されております。県支出金とはどういうものでしょうか。その中に3つあると思います。負担金、補助金、委託金です。委託金に係る事務経費には、通常、委託金の歳入金額と同額になるとあります。これは、あくまでも県税の法律改正に伴います払い戻しの金額になります。そうしましたら、それに係る事務経費をここに計上すべきであり、ここにある800万円、返す金額を記入するべきでない。どうしてもこれを記入するんだったら、雑入として記入すべきだということ。

それからもう一つ、歳出の方、43ページです。賦課徴収費の方、ここで県支出金800万円を計上しております。750名の方だそうです。これに関しましても、私は、本来ならば、これは歳入歳出外現金としての取り扱いにすべきであると。やむを得ずする場合には、雑

入として計上すべきであるという観点から、この第56号に関して反対するわけがありません。

○議長（田中治夫議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 以上で討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

報告第17号から報告第19号まで、以上の報告3件について、採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり承認であります。

本件は、各委員長の報告のとおり、承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中治夫議員） 起立全員であります。

よって、報告第17号から第19号までの報告3件は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第51号から議案第55号までの議案5件について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中治夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第51号から議案第55号までの議案5件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中治夫議員） 起立多数であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号から議案第61号までの議案5件について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中治夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第57号から議案第61号までの議案5件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号及び議案第63号の議案2件について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中治夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第62号及び議案第63号の議案2件は、原案のとおり可決されました。

次に、請願第4号 「消費税増税に反対する意見書」の採択を求める請願書

請願第5号 道路整備の促進に関する請願書

請願第6号 「原油・資材・穀物の高騰から経営と暮らしを守る意見書」採択を求める請願書

継続審査となっています、請願第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見を国に提出することを求める請願書

以上、請願4件について、討論を行います。

討論の方は、ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（田中治夫議員） ないようであります。以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

まず、請願第4号「消費税増税に反対する意見書」の採択を求める請願書について、採決をいたします。

お諮りいたします。

請願第4号に対する委員長の報告は、継続審査であります。

この請願を継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中治夫議員） 起立多数であります。

よって、請願第4号は、継続審査とすることに決定されました。

次に、請願第5号 道路整備の促進に関する請願書について、採決をいたします。

お諮りいたします。

請願第5号に対する委員長の報告は、採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中治夫議員） 起立全員であります。

よって、請願第5号を採択することは、可決されました。

次に、請願第6号 「原油・資材・穀物の高騰から経営と暮らしを守る意見書」採択を求める請願書について、採決をいたします。

お諮りいたします。

請願第6号に対する委員長の報告は、採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中治夫議員） 起立多数であります。

す。

よって、請願第6号を採択することは、可決されました。

次に、継続審査となっております、請願第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見を国に提出することを求める請願書について採決をいたします。

お諮りいたします。

請願第3号に対する委員長の報告は、不採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中治夫議員） 起立少数であります。

よって、請願第3号を採択することは、否決されました。

◎閉会中の継続審査

○議長（田中治夫議員） 日程第5 閉会中の継続審査

閉会中の付託議案の継続審査の件を議題といたします。

決算審査特別委員会委員長から、決算審査特別委員会に付託されました、認定第1号から認定第8号までの決算認定議案8件について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田中治夫議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号まで、認定議案8件は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎追加日程

○議長（田中治夫議員） お諮りいたします。

ただいま、提出者 諏訪良一議員ほか賛成者5名から、発議第7号 道路整備の促進に関する意見書、また、提出者 岩井礼二議員ほか賛成者5名から、発議第8号 原油・資材・穀物の高騰から経営と暮らしを守る意見書及び作問七郎議会運営委員会委員長から、議員派遣の件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 異議なしと認めます。

発議第7号、発議第8号及び議員派遣の件を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議事日程を配付のため、暫時休憩をいたします。

午後3時31分 休憩

午後3時32分 再開

○議長（田中治夫議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程 日程第1 発議第7号 道路整備の促進に関する意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

2番 諏訪良一議員

〔2番（諏訪良一議員）登壇〕

○2番（諏訪良一議員） ただいま上程されました、発議第7号 道路整備の促進に関する意見書について説明いたします。

道路は、住民の安全・安心の確保や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤であり、その根幹をなす道路特定財源については、来年度から一般財源化する方針が示されたところであります。

そこで、年内に行われる税制の抜本改革にあたっては、道路整備に必要な財源を確保す

るとともに、地方への配分割合を高めること、また、地方道路整備臨時交付金制度についても、その趣旨に鑑み、地方が主体的に道路整備を行えるよう財源の確保・拡充を要望するものであります。

更に、直轄国道159号線は、金沢から能登地域の道路ネットワークの中核として、地域産業や観光振興等を支え、極めて重要との認識であり、引き続き、国での整備・管理を要望していくものであります。

よって、発議第7号を、地方自治法第112条及び中能登町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 趣旨説明が終わりました。

発議第7号について、質疑を行います。

質疑の方は、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の方は、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ないようですので、以上で、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

発議第7号 道路整備の促進に関する意見書について、採決を行います。

お諮りいたします。

発議第7号は、原案のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中治夫議員） 起立全員であります。

よって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

追加日程 日程第2 発議第8号 原油・資材・穀物の高騰から経営と暮らしを守る意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

14番 岩井礼二議員

[14番（岩井礼二議員）登壇]

○14番（岩井礼二議員） ただいま上程されました、発議第8号 原油・資材・穀物の高騰から経営と暮らしを守る意見書について説明いたします。

原油・資材・穀物の高騰は、中小企業や住民の経営と暮らしを直撃し、倒産や廃業など危機的状況を招き、地方経済は更に疲弊することは必至であります。

これらは、ヘッジファンドなどの投機マネーが、先物市場にまで進出していることが起因だと考えられますが、日本政府は率先して投機規制の国際協調の枠組みづくりを進めるべきであります。

これまでに、各種の社会保障制度の改定等で、住民負担が激増していることもあり、政府に対しては、全てに影響を与える燃料の適正価格化を緊急に講じるよう求めるものであります。

よって、発議第8号を、地方自治法第112条及び中能登町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。よろしく願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 趣旨説明が終わりました。

発議第8号について、質疑を行います。

質疑の方は、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の方は、ございませんか。

○議長（田中治夫議員） ないようですので、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

発議第8号 原油・資材・穀物の高騰から経営と暮らしを守る意見書について、採決を行います。

お諮りいたします。

発議第8号は、原案のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中治夫議員） 起立多数であります。

よって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

追加日程 日程第3 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、10月6日から9日の日程とし、秋田県羽後町及び大潟村を含む視察研修として実施いたしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査

○議長（田中治夫議員） 日程第6 閉会中の継続調査

閉会中の継続調査についてを議題といたします。

ただいま、議会運営委員会委員長及び総務常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長、中能登町統合中学校建設特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査 各常任委員会、特別委員会の閉会中の所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（田中治夫君） 以上で、本議会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成20年第3回中能登町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時42分 閉会

地方自治法第 123条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 田 中 治 夫

副 議 長 古 玉 栄 治

署 名 議 員 武 田 純 一

署 名 議 員 上 見 健 一